

② 令和 7 年第 2 回定例会

(6 月 9 日招集)

町 議 会 会 議 録

益 城 町 議 会

令和7年第2回益城町議会定例会目次

○6月9日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 報告第2号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	3
日程第4 報告第3号 令和6年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	7
日程第5 報告第4号 令和6年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	10
日程第6 報告第5号 令和6年度益城町産業団地特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について	13
日程第7 報告第6号 令和6年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について	14
日程第8 報告第7号 令和6年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について	14
日程第9 報告第8号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について	15
日程第10 議案第48号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）	19
日程第11 議案第49号 令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第1号）	19
日程第12 議案第50号 令和7年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）	19
日程第13 議案第51号 令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）	19
日程第14 議案第52号 益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の一部を改正する条例の制定について	19
日程第15 議案第53号 字の区域の変更について	19
日程第16 議案第54号 物品の購入について	19
日程第17 議案第55号 物品の購入について	19
日程第18 議案第56号 工事請負契約の締結について	19
日程第19 議案第57号 工事請負契約の変更について	19
日程第20 議案第58号 町道の路線廃止について	19
日程第21 議案第59号 町道の路線認定について	19
散会	28

○6月10日（第2日）

出席議員	29
欠席議員	29
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	29
説明のため出席した者の職・氏名	29
開議	30
日程第1 総括質疑	30
散会	46

○6月11日（第3日）

出席議員	47
欠席議員	47
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	47
説明のため出席した者の職・氏名	47
開議	48
日程第1 一般質問	48
7 番 吉村建文議員	48
1 町の公共施設における障がい者用駐車場について	
2 重点支援地方交付金について	
3 「益城町つどいの広場はっぴい」の跡地利用について	
4 リチウムイオン電池の処分方法について	
5 子ども議会や花火大会の実施時期について	
3 番 西山洋一議員	56
1 産業団地の進捗状況は	
2 胃がん検診における胃カメラ助成はできないか	
3 熊本地震から10年県全体でのイベントの構想は	
4 番 上村幸輝議員	63
1 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業について	
2 中学校の新制服の新規購入補助について	
3 子どもの発達支援について	
1 番 坂井金次郎議員	72
1 農地法3条改正の影響について	
2 洪水対策について	
3 憩の家廃止後について	

4 学校グラウンドについて

散会	83
----------	----

○6月12日（第4日）

出席議員	84
欠席議員	84
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	84
説明のため出席した者の職・氏名	84
開議	85
日程第1 一般質問	85
8番 甲斐康之議員	85
1 災害公営住宅（復興住宅）に入居している被災者の4月現在の入居割合が報道された。益城町の被災世帯の入居割合は76%となっている。退去の理由等について伺う。	
2 広島の高校生が描いた「原爆の絵」を町内の中学校にて展示を行ってはどうか。	
2番 木村正史議員	92
1 町営住宅の募集要項について伺います。	
2 益城町子供計画について提言します。	
11番 宮崎金次議員	95
1 県道熊本高森線の4車線化に伴う取付け道路の拡幅について	
2 「益城町保育園・幼稚園園長の処遇について」	
10番 野田祐士議員	103
1 益城町における行政運営の現状と今後のあり方について	
2 町民（地域住民）のニーズへの対応について	
散会	113

○6月17日（第9日）

出席議員	114
欠席議員	114
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	114
説明のため出席した者の職・氏名	114
開議	115
日程第1 各常任委員会委員長報告	115

日程第 2	益福第682号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	128
日程第 3	議員派遣の件	129
日程第 4	閉会中の継続調査の件	129
閉会		129

6 月 9 日（月曜日）

令和7年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和7年6月9日午前10時00分招集

2. 令和7年6月9日午前10時00分開会

3. 令和7年6月9日午後0時03分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 益城町議会本会議場

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 報告第2号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

日程第4 報告第3号 令和6年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 報告第4号 令和6年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第6 報告第5号 令和6年度益城町産業団地特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第7 報告第6号 令和6年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について

日程第8 報告第7号 令和6年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について

日程第9 報告第8号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について

日程第10 議案第48号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第49号 令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第50号 令和7年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第51号 令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第52号 益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第53号 字の区域の変更について

日程第16 議案第54号 物品の購入について

日程第17 議案第55号 物品の購入について

日程第18 議案第56号 工事請負契約の締結について

日程第19 議案第57号 工事請負契約の変更について

日程第20 議案第58号 町道の路線廃止について

日程第21 議案第59号 町道の路線認定について

7. 出席議員（17名）

1番 坂井金次郎君 2番 木村正史君 3番 西山洋一君

4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 中川公則君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	13番 中村健二君
14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君	16番 荒牧昭博君
17番 松本昭一君	18番 榮正敏君	

8. 欠席議員（1名）

12番 坂田みはる君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 中山貴文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	納美由紀君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	坂井浩章君
総務課長	荒木薫君	総務課審議員	寺本和寛君
危機管理課長	森川博君	企画財政課長	松本浩治君
企画財政課審議員	藤田智久君	税務課長	山口拓郎君
住民課長	田上恵美君	福祉課長	菊川和幸君
こども未来課長	吉住由美君	こども未来課審議員	川原さおり君
健康保険課長	田上雅史君	産業振興課長	岩本武継君
都市計画課長	齊藤計介君	建設課長	鶴野雅臣君
復興整備課長	吉本秀一君	下水道課長	相良憲二君
水道課長	豊田博文君	学校教育課長	内村康成君
生涯学習課長	中村康広君	生涯学習課審議員	内田博也君

開会・開議 午前10時00分

○議長（榮正敏君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第2回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

なお、12番坂田みはる議員から欠席をする旨の届出があっております。

議員定数18名、出席議員17名です。

ただいまから令和7年第2回益城町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 正敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、3番西山洋一議員、13番中村健二議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（榮 正敏君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月17日までの9日間に決定しました。

次に、本定例会の日程について申し上げます。

本日は、本定例会に提案されました議案の説明を行います。明日10日は総括質疑、11日、12日は一般質問、13日は常任委員会、14日、15日は休会、16日は常任委員会、現地視察、17日は常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

日程第3 報告第2号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（榮 正敏君） 日程第3、報告第2号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第2回益城町議会定例会開会に当たり一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。また、傍聴席には早朝からお越しいただきまして、ありがとうございます。心から感謝を申し上げたいと思います。

まず、報告事項に入ります前に、おわびと修正ということで、皆さん方の机上にこれを配付しています。明許費繰越理由書なんです、この2ページです。2ページのほうに誤りがありましたので、修正をお願いしたいと思います。

下のほうの「令和6年度益城町事故繰越し繰越理由書」の一般会計ということで、11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費のほうで「憩の家解体事業費」としてありますが、正しくは「宅地復旧事業」になりますので修正をお願いします。後ほど、修正した分は、皆さん方のほうに配付したいと思いますので、よろしくをお願いします。改めておわびを申し上げたいと思います。

それでは、昨日、福岡管区気象台が熊本県を含む九州北部地方が梅雨入りしたと見られると発表しております。平年より4日遅く、昨年より9日早いようです。梅雨明けは平年は7月19日頃ですが、しっかりと対応してまいりますので、議員各位の御協力をお願いしたいと思います。

さて、ミスタープロ野球の長嶋茂雄さんが6月3日に亡くなりました。全力ではつらつとプレーする姿は、まさに格好いいという言葉がぴったりで、多くの方々に勇気と感動を与えてくれました。また、熊本地震後にはテクノ仮設団地に激励の色紙を送っていただいております。心から御冥福をお祈りします。

5月に入り多くの行事が開催されております。10日には、唐沢寿明、山口智子夫妻が企画された「GO!GO!ラリー」が開催され、クラシックカーが熊本市、益城町、高森町、阿蘇市などを颯爽と走り、多くの町民の皆様が笑顔で出迎えてくれております。熊本地震を風化させない、応援したいとの思いで開催され、元気をいただき、心から感謝をいたします。来年も開催したいということでした。

また、5月11日にはジョギングフェアを開催し、遠くは新潟から、1,725名の皆様に参加していただいております。

さらに、5月18日に開催された益城中学校の体育大会に出席しましたが、生徒たちのあふれるような熱気と笑顔、そして一生懸命頑張る姿に私自身、大変な勇気とパワーをいただいたところです。また、この中で閉会式ではPTA役員によるダンスのパフォーマンスがあり、会場全体を笑顔にさせていただいたところです。

このように、スポーツやイベントの力が心の復興やにぎわいづくり、そして地域づくりにつながり、ひいては災害に強いまちづくりにつながることから、今後も積極的に支援してまいります。

それでは、早速でございますが、報告事項から提案させていただきます。

報告第2号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」御説明申し上げます。専決第7号でございます。

本件は、小谷地内の町道を走行中の自動車が、町道の陥没により生じた穴にはまりタイヤ及びホイールが損傷した物損事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。調査の結果、過失割合は町80%でしたので、町が修繕費用29万円8,760円のうち23万9,008円を損害賠償として支払うことで和解いたしました。なお、損害賠償金23万9,008円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払われます。以上が報告第2号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） おはようございます。6番下田です。

報告第2号です。タイヤ1本、ホイール1ちょで30万円近くするって、ベンツか何かだったんですか。えらいたっかごたっ気がしますばってんですね。これは、自動車保険と総合保険、どっ

ちを使いなつたのですかね。

もう1点、2割ほどの過失があるが、何で2割ほど向こうの過失だったのか、その辺をちょっと説明してもらいたいと思います。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） おはようございます。総務課の荒木です。6番下田議員の御質問にお答えいたします。

報告第2号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてというところで、まずは、30万円ほどする車は何か。

○6番（下田利久雄君） えらいたっかごたっけん。ホイールとタイヤで30万円もするというのは外国の車でしょう。

○総務課長（荒木 薫君） 一応クラウンという御報告をいただいています。

それと補償は総合損害賠償保険を使っております。

なぜ8割なのかというところは、ここの道路が、上り下りの多い路線で、道路を上り切った場所であり走行時に発見が困難だった、穴が上り切ったところの路肩で発見が難しかったということで、通常であれば6割と判断するが、離合中路線の上り切った場所であることを考慮して8割と判断したと御報告をいただいております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 下田議員。

○6番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。

道路の見回りを社協に委託されていると思いますが、どれぐらいの頻度で回りよんなつとですかね。ちょっとこがんとが多かごた気のすつとですよ。

それと、説明書に写真があんならそうにやよかと思います。今後あるときですね。その辺をちょつとお願いします。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 6番下田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

シルバー人材センターと年間業務委託を締結しておりまして、週2回、道路パトロールを実施しております。また、建設課の職員においても道路パトロールのほうは随時行っております。

あとは車の写真……。

○6番（下田利久雄君） 事故の写真とか何かつけてもらうなら助かります。

○総務課長（荒木 薫君） 私どものほうに報告書の添付書類としてございますので、添付は可能でございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 下田議員、ほかにありますか。

○6番（下田利久雄君） いや、もうなかです。どうもありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑ありませんか。10番野田議員。

○10番（野田祐士君） おはようございます。10番野田です。

せっかく、今、下田議員のほうから質問がありましたので、併せて追加で質問させてください。場所とかの位置図あたりの添付をまずお願いしたいということが1点です。今回の場所は小谷

地内となっていますけれども、小谷地内のどの路線なんだろうというのがまず第1の質問です。

それと、今、総務課長のほうから、離合中路肩に寄せられたと伺いました。ということは、ほぼほぼ止まってあったか、スピードは落ちていたという状態だろうという想定なんですけれども、2割は当事者の責任があるということになっております。それで、今、シルバー人材センターのほうにいろんな道路調査を出されているということなんですけれども、その道路調査の内容について教えていただきたいと思います。以上2点です。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 10番野田議員の御質問にお答えいたします。

報告第2号につきまして、まず、位置図が欲しいというところで、こちらのほうは添付させていただきたいと思います。

道路がどこかというところで、益城町から西原村へ向かう町道農免道路の日赤グラウンドの西側にある自動車整備会社の前になります。私のほうは以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） おはようございます。建設課の鶴野でございます。10番野田議員の御質問にお答えしたいと思います。

シルバー人材センターのほうに委託をしているけども内容はどのようなものかという御質問ですけれども、シルバー人材センターのほうには、週2回、道路のパトロールのほうをお願いしております。パトロールした箇所につきましては、異常があるときは補修のほうまでお願いしているような状況でございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。場所のほうは大体分かりましたので結構です。

建設課長ですかね、パトロールを週2回やられていると。パトロールについてのちょっと詳細な部分をお尋ねします。パトロールをされる際に、一般的には車で通りながら目視点検ということだと思うんですけれども、その中身です、お尋ねしたいのは、どういことを目視で見ているのか、また、それをどういうふうに、要するに点検調書みたいなのをつけておられるのか、その辺をちょっとお尋ねしていいですか。でないと、もし今回のとまた同じようなことが起こるということがあってはいけませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 10番野田議員の2回目の質問について御回答したいと思います。

シルバー人材センターのほうでは週2回パトロールやっておりますけども、2時間程度、ある程度町のほうで破損が激しいような点検箇所を把握しておりますので、そちらのほうを一応点検で回っていただいております。

また、補修のあった箇所につきましては、もちろん調書のほうも書いていただいて、建設課のほうに報告をさせていただいております。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。今、建設課長のほうからの説明で大体分かりました。いわゆる調書はあると。それも把握はできているということですね。では、いろんなことがあると思いますけれども、その調書を元にしっかりまたやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第2号「損害賠償の額の決定に係る専決処分報告について」を終わります。

日程第4 報告第3号 令和6年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（榮 正敏君） 日程第4、報告第3号「令和6年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第3号、令和6年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告をします。

繰越計算書を御覧ください。5月8日に開催されました臨時会におきまして、令和6年度一般会計補正予算（第7号）として承認をいただきました繰越明許費の財源内訳を示したものです。

36事業を繰り越し、翌年度繰越額が21億9,457万4,729円で、その財源内訳としまして国県支出金、地方債等の未収入特定財源及び一般財源を記載しております。

繰越理由につきましては、本日、繰越理由書をお配りしておりますが、国補正予算を活用して実施するもので、適正工期を確保するためや関係者や関係機関との協議に不測の日数を要したこと、工法や設計に関する協議に不測の日数を要したことなどによるものです。以上が報告第3号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第3号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番中村議員。

○13番（中村健二君） 13番中村です。

繰越明許費に1点だけお尋ねします。繰越明許費については、これは令和7年度で事業を進行されるものがほとんどだと思いますが、その中で9款消防費1項消防費で、益城西原消防署の改修事業費について伺います。

これについては、令和6年度の当初予算で2億2,880万円の予算を組んであります。この2億2,880万円の中で、屋根外壁の改修工事ということで9,748万1,000円で工事発注をしてあります。この後、本年度、令和7年の第1回議会、3月議会において、工事費の増額で838万4,000円を増額してあります。その後、本年度の令和7年の第1回の臨時議会では、改修工事が4,113万3,000円ぐらいの減額になっています、今度は。そして今回の繰越が7,302万円の繰越しになっています。

すが、これはこの工事のための支払いなのか別工事なのか、その辺がちょっと分からんものですかから教えてください。以上です。

○議長（榮 正敏君） 森川危機管理課長。

○危機管理課長（森川 博君） おはようございます。危機管理課の森川でございます。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

9款1項益城西原消防署を改修事業で、今回7,302万円の繰越しをしております。事業内容としましては、昨年行いました屋根、外壁とはまた別の事業ということで、今回は、LED化の改修工事、それからトイレの改修工事のほうを発注しております。LED化改修工事が2,502万円、それからトイレ改修工事が4,600万円、併せましてトイレ改修工事の管理委託が200万円、合計の7,302万円ということで、屋根、外壁とは別の事業での繰越しということになります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 13番中村議員。

○13番（中村健二君） この繰越しについては、改修工事といっても屋根、外壁ではなくて別のトイレとそれからLED化するやつということですね。分かりました。これは当初予算の2億2,880万円の中に入っているわけですね、それは。これが7,302万円ということですね。分かりました。以上です。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑ありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） おはようございます。11番宮崎です。私は2点ほど質問したいと思います。

まず1点目は、今日これを配付していただきました、理由書。これはこの議案が提出をされたとき配付していただいたほうが我々はチェックはしやすいわけで、議会が始まる前にこれをぱっと見せられてもほとんどチェックはできません。つまり、我々の議員として議会として執行部をチェックするという役割からいうと、必ずしもこれは十分じゃないと思うんですが、なぜこれが遅れたのか、あえて遅らしたのか、これについて1点質問をします。

それから、2点目は中身の話なんです、明許繰越計算書の中のまず土木関連であります。道路橋梁費の中の道路新設改良事業費、これがほとんど使われておりません。これはどういう道路の新設なのか、中身を教えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） おはようございます。企画財政課の藤田でございます。11番宮崎議員の1回目の御質問にお答えいたします。

報告第3号の中で繰越理由書の提出の時期につきましての御質問であったかと思われま。繰越理由書につきましては、繰越計算書を作りまして、その後、内容をそれぞれ確認を十分に行ったところで議会の初日に合わせて最終調整をしっかりと行った上で提出をしているというような状況でございますので、タイミングとしては、例年、この議会の初日までにしっかりと調整をさせ

ていただいて、提出をさせていただいているというような状況でございます。本日、1か所間違いございましたけれども、そのようなことがないように中身をしっかりと見た上で出しているというような状況でございます。ただ、今後につきましては、また検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課の鶴野です。11番宮崎議員の2点目について御回答したいと思います。

8款土木費2項道路橋梁費、道路新設改良費の事業の内容はどのようなものかという御質問だったかと思います。この道路新設改良費につきましては何路線かございますけれども、まず1点目が広崎のアンダーボックスの本体の設計、それとそれに伴う迂回路の設計、それと小峯広崎線の交差点の改良工事、それと同じく小峯広崎線と府内安永線の道路改良工事、それと広崎田原線の工事、秋永中砥川線の改良工事、宮園避難路整備工事、惣領馬水地区の道路改良工事となっております。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 1回目の答弁をいただきました。

この繰越理由書が今日出てきた理由について、間違いがないようにチェックをして出したんだと、だけど今日ちょっと間違えたという話なんです、これを我々は今日出されてもチェックができないんですね。もちろん委員会でやられるときにはできるかもしれませんが、これで今日は審議で終わりのわけでしょう。だったら、やっぱりそれに間に合うように、そして執行部のチェックを議会でちゃんとやれるように出してもらわないと我々は何もできません。じゃないかと思いますが、再度答弁をお願いします。

それから2点目なんですが、いろんな事業がありました。だけど、昨年この計画をされて実際に昨年度やられた事業というのは何があったんですか。理由はる書いてありますよね、適正な工期、調整がかかったとか。だけど、昨年度計画をされた幾つかの中で1件ももしやってないとするならば、計画の上げ方がおかしいのじゃないかというふうに疑問を感じるんで、昨年度工事がなされたやつについて教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田です。11番宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。繰越理由書につきまして、議案の当日ではなくて議案の提出と同時にというような御要望でございました。また、御質問でございました。そちらにつきましてはしっかりと検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課の鶴野です。宮崎議員の2回目の2点目について御質問したいと思います。

昨年度計画した工事について終わっているやつはどのようなものがあるかという御質問だったかと思います。すいません、今現在繰越している分につきましては、アンダーボックス関係につ

きましては、既に昨年度、工事の委託のほう発注しております。しかしながら、関係機関との協議がちょっと長引いているもので繰越しとなっております、あと、昨年度工事が全て終わった箇所につきましては、すいません、今こちらのほうに資料がございませんので、後ほど御説明したいと思います。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 2回目の答弁ありがとうございました。

この繰越理由書については今日審議がこれで終わってしまうものですから、私のほうは議会前にぱっと出されても何とも言いようがないという。これは非常に我々議員としても、ぜひ慎重に審議する上で早くいただきたいというふうに思います。

2番目については分かりました。以上です。質問を終わります。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第3号「令和6年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第5 報告第4号 令和6年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告

○議長（榮 正敏君） 日程第5、報告第4号「令和6年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第4号、令和6年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告します。繰越計算書を御覧ください。

7事業を繰り越し、翌年度繰越額が1億5,652万6,970円で、その財源内訳を記載しております。繰越理由につきましては繰越理由書をお配りしておりますが、地権者との協議や設計変更により不測の日数を要したこと、他事業との調整に不測の日数を要したことなどによるものです。以上が報告第4号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第4号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 10番野田です。

今回、事故繰越しということになっております。先ほどは繰越と。事故繰越しの説明からまずお願いしたいと思います。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。10番野田議員の御質問に

お答えいたします。

まず、事故繰越しとは何かという御質問だったかと思います。こちらにつきましては、規則によりますと、災害等など避けることができない事情が発生した場合に繰越しを行うものということで、不測の事態が起こった場合に繰り越すものが事故繰越しということになっております。

また、御質問にございませんけれども、繰越明許につきましては、不測の事態に加えて、あらかじめ想定をされているような事業で執行ができないことが想定されているものも対象になっているということでございます。本町の運用といたしましては、まず、当該年度から翌年度に繰り越す場合につきましては明許繰越を行っております。それから、翌々年度に繰り越す場合につきましては、事故繰越しという方法をとっております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。繰越、そして事故繰越しと。要するに予算をつけて、その予算が終わらなかった場合に次の年に持っていくのを繰越し、また、それが終わらなかった場合その次に持っていくのを事故繰越しという説明でよろしいですかね。ありがとうございます。

その事故繰越しですけれども、今回上程された分の数字は、先ほど町長のほうからお話がありましたように1億5,652万7,000円ぐらいなんですけれども、その中の財源収入ですけれども、国庫支出金が7,670万円ほどあります。まず、事故繰越しになって工事もしくは事業が終わることを前提にやっていかれるということだと思いますけれども、これがもし終わらなかった場合の取扱いについて教えてください。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。10番野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

事故繰越しは、国費が伴っているということもあって、終わらなかった場合どうするのかということでございます。終わらないということであれば国費がもらえないというような状況になりますので、これは必ず終わるように事業を進めていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 今言われたように、事故繰越しになった場合、例えば今回でいえば7,670万円ほどが事故繰越しになっていると。事業が終わらなかった場合、今の国庫支出金7,000万円余りはもらえない可能性があるということで、しっかりと終わらせるように努力をするというお答えだったと思います。

今回の業務の中で、例えば社会教育費の中に布田川断層帯云々というのがありますけれども、地権者との協議、それから設計変更とかありますが、こういうのに関しては終わらない可能性が十分予測できるんじゃないかと思いますが、そうなった場合の町としての取扱いについて最後に教えてください。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田です。10番野田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

繰越事業の中で例として布田川断層帯ということをおっしゃられましたけれども、こちらにつきましては国費を伴っているものではございませんので、仮にここで事業ができなかったと、関係機関もしくは地権者等との交渉によってできなかった場合につきましては、例えばですけれども、新たにまた歳出予算の計上を別にして、そこで対応することができるかと思います。しかしながら、国費が伴っているものにつきましてはそのような使い方はできませんので、基本的には事故繰越しをしたその年度に完了するように行っていくというのが原則でございます。よろしくをお願いします。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑ありませんか。

4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） おはようございます。4番の上村です。

益城町事故繰越し計算書、この中の11款の災害復旧費、2項の土木施設災害復旧費、事業名として宅地災害復旧費事業ということで、翌年度繰越額774万1,400円を翌年度繰越しとして一般財源から繰り越すということで計算されているんですが、この内容をですね。恐らく支出済額510万円についても一般財源であったのかなと思うんですが、復旧事業の内容、事故繰越しということですので3年前になるのかなと思います、この内容をちょっと教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課の建設課長の鶴野です。4番上村議員からの御質問についてお答えしたいと思います。

事故繰越しの11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費、宅地災害復旧事業費の内容はどのようなものかという御質問だったかと思います。事業の内容につきましては、まず、工事の箇所が堂園地区になります。こちらにつきましては、令和5年7月の大雨によりまして町で施工した擁壁が被災しましたので、そちらの復旧ということになっております。

また、これが事故繰越しになった理由につきましても、一度国のお金を使って事業を行っておりますので国との協議、それと復旧方法について、家屋がすぐそばにありますのでそちらの住民の方へ工法の説明、これにちょっと時間を要しましたので今回事故繰越しとなっております。工事につきましては、令和7年5月に工事が全て完了しております。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 町が施工した擁壁ということで、恐らく大規模盛土で施工された擁壁が、3年前となると令和5年の7月豪雨ですか、これで被害を受けたと。それで、個人宅の宅地の復旧を行うというものですよね。全額町が負担ということですが、国と協議を行ったというのは復旧についての国との協議ではないわけですかね。大規模盛土自体は国の事業ですよ。これについて国のほうからは一切補助等の手だては何もないんですかね。町から全て100%支出という

ことでやるわけですか。ちょっともう一度その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課長の鶴野です。上村議員の２点目の質問についてお答えしたいと思います。

まず、国との協議、それと今回やっている復旧事業については町の100%が手出しになっているけども、補助とかがないかという御質問だったと思います。そちらについて御回答したいと思います。

今回の国との協議につきましては、国の予算を使っておりますので、それを取り壊さないといけないということで財産処分の協議でちょっと時間がかかっておりました。

また、復旧につきましては、こちらについては補助がございませんので、全額が町の一般財源の負担となっております。以上となります。

○議長（榮 正敏君） ４番上村議員。

○４番（上村幸輝君） 分かりました。本来であれば、国の事業で造られた擁壁ですので、それを補償せんとすれば国のほうで補助をしていただくというのが本筋かなと思いますけど、内容は分かりました。

ただ大規模公共工事については、引渡し時に覚書が交わされているというふうに聞いておりますので、できたらその覚書のほうをちょっと、後で構いませんのでいただけますか。よろしくお願いします。以上です。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第４号「令和６年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第６ 報告第５号 令和６年度益城町産業団地特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（榮 正敏君） 日程第６、報告第５号「令和６年度益城町産業団地特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第５号、令和６年度益城町産業団地特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第150条第３項の規定により御報告します。

繰越計算書を御覧ください。産業団地整備事業の用地費を繰り越すもので、翌年度繰越額は５億4,848万3,000円で、その財源内訳を記載しております。

繰越理由につきましては、関係機関との調整に不測の日数を要したことによるものです。以上が報告第５号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第５号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第5号「令和6年度益城町産業団地特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第7 報告第6号 令和6年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について

○議長（榮 正敏君） 日程第7、報告第6号「令和6年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第6号、令和6年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額について、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告します。繰越計算書を御覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額につきましては、管路建設事業を含む4事業で、翌年度繰越額は6億1,857万7,469円となっております。財源内訳は記載のとおりです。繰越理由につきましては、他事業等との調整や関係機関との調整に不測の日数を要したことや適切な工期を確保するためです。

以上が報告第6号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第6号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第6号「令和6年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を終わります。

日程第8 報告第7号 令和6年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について

○議長（榮 正敏君） 日程第8、報告第7号「令和6年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第7号、令和6年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額について、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告します。

繰越計算書を御覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額につきましては、拡張事業及び改良事業で翌年度繰越額が3億8,100万1,000円となっており、第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額につきましては、翌年度繰越額が1,284万6,000円となっております。財源内訳は記載のとおりです。繰越理由としましては、適正工期を確保するためや工程調整に不測の日数を要したことによるものです。

以上が報告第7号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第7号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第7号「令和6年の益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を終わります。

日程第9 報告第8号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（榮 正敏君） 日程第9、報告第8号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第8号益城町土地開発公社の経営状況の報告について御説明を申し上げます。

まず、決算書の2ページをお開きください。

令和6年度決算で、収益的収入の1款事業収益は、益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業及び都市計画道路先行買収等事業の用地売却収益、2款事業外収益は預金利息及び用地売却に伴う雑収益でございます。

3ページを御覧ください。

収益的支出の1款事業原価は用地売却原価、2款販売費及び一般管理費は、理事会開催時の報酬や調整用地売却のための従前地分筆登記申請書作成業務委託など、3款事業外費用は長期借入金の支払い利息になります。

5ページをお開きください。

資本的収入は長期借入金が2,720万円、6ページの資本的支出は公有用地取得費が1億2,927万5,255円で、益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業、都市計画道路先行買収等事業、都市防災推進事業及び木山仮設団地跡地等開発事業の用地を取得したものです。

8ページをお開きください。令和6年度の損益計算書になります。

令和6年度の経常利益、当期純利益ともマイナス371万6,433円となっております。

9 ページから10ページには令和 6 年度の貸借対照表、11ページから12ページにはキャッシュフロー計算書を掲載しております。

次に、13ページをお開きください。

4 の財産目録といたしまして、令和 7 年 3 月31日現在の資産は、流動資産が現金預金や公有用地等で 6 億6,319万5,140円、固定資産といたしまして投資その他の資金が出資金で550万円、資産の部の合計が 6 億6,869万5,140円となります。

続いて14ページを御覧ください。

負債の部の固定資産、長期借入金が 5 億6,695万円、負債の部合計は同額、差引き正味財産は 1 億174万5,140円となります。15ページから23ページには、附属明細表及び監査意見書を添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

次に、予算書になります。予算書の 2 ページをお開きください。令和 7 年度益城町土地開発公社予算になります。

第 2 条では収益的収入及び支出を定め、収入合計9,655万円、支出合計 1 億460万7,000円となります。なお、収益的収入が収益的支出に不足する額805万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたします。

第 3 条では資本的収入及び支出を定め、収入合計 1 億6,490万2,000円、支出合計 3 億5,300万2,000円となります。なお、資本的収入が資本的支出に不足する額 1 億8,810万円は、当年度分損益勘定留保資金及び過年度分損益勘定留保資金で補填することといたします。

第 4 条では長期借入金の限度額について、第 5 条では予算の流用について、第 6 条では予算の弾力運用について定めております。詳細につきましては 3 ページから 7 ページの予算に関する説明書に載せておりますので御覧ください。

8 ページからは令和 7 年度の予定貸借対照表を掲載しております。

以上が報告第 8 号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第 8 号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 10番野田です。益城町土地開発公社の決算書と予算について、全員協議会のほうで御説明をいただきました。全員協議会は数時間程度の中で多分数分のお話だったと思うんですけども、その中で資料の説明がございました。その資料についてですけれども、今回質問するに当たり資料の中身について再度見せていただきたいというお願いをしていたんですけども、個人情報保護条例云々ということで却下というか「見せられません」というお答えが戻ってきました。個人情報保護条例であればですけれども、その資料自体を見せること自体がどうなのかと、議運のときには見せられたのでどうなのかという思いがあります。

そこで、今回の決算書についての質問なんですけれども、この中で土地開発公社が買収した民地については、この決算でいうと 1 億2,380万円については町の土地になったということなので、中身について要するに議員である我々にも提出もしくは見せていただくことが可能だと思うんで

すけれども、今回、議会の中でそれを見せられないと至った経緯について教えていただきたいと思います。でないと、このお金の1億2,300万円について審議ができないというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（榮 正敏君） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本浩治君） おはようございます。企画財政課の松本です。10番野田議員の御質問にお答えいたします。

報告第8号、益城町土地開発公社の経営状況の報告についてに関して全員協議会で資料等をお見せしていたのが、なぜこの場には提出しないのかという御質問についてお答えいたします。

まず、今回報告させていただいておりますのはあくまで益城町土地開発公社の経営状況についての報告ということで、これは地方自治法に基づいて町長が議員の皆様へ報告するものになっております。その中で必要な書類というのは、今回提出している書類で賄っているというふうに考えております。

併せまして、先日、皆様に説明の際にお渡し、また回収した資料ですけれども、こちらにつきましては、以前から議会のほうから土地開発公社の動きに関しては、丁寧な説明をいただきたいという要望があっていると聞いておりますので、土地開発公社がどういう動きを行ったのかといういわゆる活動状況を土地開発公社として説明させていただく、その際の資料としてお渡しし、最終的には回収させていただいたということになります。

ですので、今回の議会においてはあくまで経営状況の報告ということで、その報告に関しては今回お渡ししている資料のほうで満足されているというふうに考えておりますので、あくまで土地開発公社の活動状況を報告するに当たっての資料ということになりますので、この場でお配りするというのは控えさせていただいたということになります。

もし、詳細について何かお尋ねあれば、公社の事務局、企画財政課になりますけれども、までお越しいただければと思います。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） まず、土地開発公社の財源の原資というものは、益城町一般会計からの予算、それを繰り入れて運用を行っているという認識でよろしいでしょうか。

もしそうであるならば、公益的支出について、今、お金の流れだけの報告というお話でしたけれども、もしそうであれば、今回今まで審議してきた部分について質問も出ないし、一般会計もしくは、それに関わるものの説明は不要ということになってしまうという理解です。

民間または個人所有のものに対する中身に対して説明を求めているのではなく、土地開発公社が取得をした土地について提出、もしくは上程といいますか、してくれというお尋ねです。

もう一度ですね、多分この報告については決算額の報告で十分足りているという話ですけれども、中身について見せる必要はないんだということであれば、議会自体が不要と単純に言われているような気がしますので、再度、この決算額、要するに町が購入した土地についての資料を出さないことの理由について、再度、説明をよろしいですか。

○議長（榮 正敏君） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本浩治君） 企画財政課の松本です。10番野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、公社の土地購入に係る原資ということでしたけども、こちらにつきましては、あくまで金融機関からの借入れということになってまいりますので、借入れにつきましては土地開発公社で、その保障として町のほうがということになっております。実際、土地開発公社は確かに町が出資して設立された会社でありますけども、これは一法人ということになりますので、その活動につきまして、詳細な決定とかそういったのはあくまで理事会ということになってまいります。

議会に対しての報告に関しましては、あくまで土地開発公社の経営状況について報告をというところになっておりますので、今回そのような判断をさせていただいたということです。土地開発公社に関してのお尋ね等があれば、先ほども申し上げましたけども、事務局である企画財政課のほうにお尋ねいただければと思います。以上です。

○議長（榮 正敏君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 土地開発公社の金融機関からの借入れということですけども、よくよく普通に考えれば、まだ何も動かないところに金融機関が貸出しをするということは、益城町が債務負担をするということが前提ですよ。そこは十分分かってお答えいただいていると思うのですが。

それともう一つ、企画財政課に行けば見せますよというお話ですかね、今のは。であれば、ここで見せるのとどう違うのかと。私が聞いたのは、個人情報保護条例に引っかかるんだという説明を受けております。個人情報保護条例に引っかかるのであれば、議運で見せるも、ここで見せるも、企画財政課で見せるも、全てにおいて引っかかる部分じゃないですか。ここに出せなくて企画財政課に見に行けば出せますというところの違いについて、最後に教えていただきたいと思います。しております。

それと個人情報保護条例ということが今回ロゴチャットできましたので中身について詳しくは知りませんが、そういうふうな報告は受けておりますので、その関係性についても最後に教えていただきたいと思います。しております。

○議長（榮 正敏君） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本浩治君） 企画財政課の松本です。10番野田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、全員協議会のほうで渡した資料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、あくまで土地開発公社の活動状況の報告、議会からの要望等により丁寧な説明をということでしたので、それに伴ってさせていただいた、そのときに使った資料ということになります。なので、まず、あくまで活動関係につきましては、土地開発公社はいわゆる、先ほど申し上げましたけども、町とは違って、一応別組織といったところがありますので、そちらについては、事務局は企画財政課職員が兼務しておりますけども、そちらにお越しいただければある程度は説明させていただきたいというふうに考えております。

あと、全員協議会の場でも、資料回収の際に説明させていただきましたけども、あの資料の中

で個人が特定される情報等については控えるということがございますので、そういった観点から回収あたりをさせていただいているところでございます。以上でございます。

○10番（野田祐士君） 個人情報条例における違い、個人情報条例を何で言っているのかを教えてください。町の土地と個人情報条例がどう関わるのかを教えてください。

○企画財政課長（松本浩治君） 先日、ロゴチャットで送らせていただいたのは、「個人情報保護等を考慮し」ということで書いております。条例とまでは書いておりませんが、町の情報公開条例あたり見ますと、特定の個人が特定されるようなものについては考慮する必要があるということがありましたので、そういった関係で回収させていただいているところでございます。以上でございます。

○10番（野田祐士君） 3回目ですので終わりますけれども、言っていることは、個人情報特定される部分と、町の土地になる土地開発公社で買った部分についてのお尋ねでした。また伺います。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第8号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

11時25分より開始します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時26分

日程第10 議案第48号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第49号 令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第50号 令和7年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第51号 令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第52号 益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第53号 字の区域の変更について

日程第16 議案第54号 物品の購入について

日程第17 議案第55号 物品の購入について

日程第18 議案第56号 工事請負契約の締結について

日程第19 議案第57号 工事請負契約の変更について

日程第20 議案第58号 町道の路線廃止について

日程第21 議案第59号 町道の路線認定について

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

日程第10、議案第48号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から、日程第21、議案第59号「町道の路線認定について」までの12議案を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第48号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から、日程第21、議案第59号「町道の路線認定について」までを一括議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

まず、日程第10、議案第48号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から、日程第13、議案第51号「令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条で歳入歳出それぞれ7億3,140万3,000円を追加し、総額を230億8,017万6,000円としております。

第2条の債務負担行為補正では、土地開発公社による都市計画道路用地先行買収事業など2事業を追加し、第3条の地方債補正では3事業債を追加し3事業債の変更をしております。

歳入歳出予算の主な補正としましては、旧第二幼稚園及び憩の家の解体費、産業団地整備に伴う産業団地特別会計への繰出金、寺迫消防団詰所の設計及び用地費、布田川断層帯堂園地区へのトイレ整備費を、物価高騰対策としまして定額減税不足額の支援給付金や推奨事業メニュー枠を活用しました公営企業光熱費負担軽減補助金、省エネルギー家電購入助成金などを計上しております。

次に、議案第49号、産業団地特別会計補正予算（第1号）につきましては、8億5,794万9,000円の増額補正をしております。

次に、議案第50号、下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入の補正で他会計補助金を増額し、資本的収入及び支出の補正で川内田林道橋架替えに伴う増額をしております。

次に、議案第51号、水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入の補正で他会計補助金を増額し、資本的収入及び支出の補正で川内田林道橋架替え及び産業団地水道整備に伴う増額をしております。

なお、詳細につきましては、企画財政課審議員から説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田です。それでは、御説明をさせていただきます。

まず、議案第48号です。1 ページ目をお願いいたします。令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）です。

第1条で歳入歳出予算の補正を行っております。歳入歳出それぞれ7億3,140万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ230億8,017万6,000円とする。第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正を行っております。

5 ページをお願いいたします。第2表債務負担行為の補正です。2件の追加を行っております。

まず、事項、期間、限度額となっておりますが、中小企業融資金利子補給金、利子の60%、期間が令和8年度から令和9年度まで、限度額が8万6,000円です。こちらは中小企業の設備投資に伴う借入金に対する利子の60%を補給するものでございます。

次の都市計画道路用地先行買収事業、期間が令和7年度から令和10年度まで、限度額が10億円となっております。こちらは都市計画の街路事業の東西線の土地開発公社の先行買収に伴う債務負担行為となっております。

6 ページをお願いいたします。第3表地方債補正です。3件の追加を行っております。

まず、第二幼稚園の解体事業債になります。限度額が7,420万円となっております。起債の方法、利率、償還の方法は御覧のとおりです。7,420万円で公共施設の適正管理推進事業債、充当率90%、交付税措置率が50%の起債を活用しております。

次の寺迫消防団詰所の建設事業債です。2,110万円で、こちらは緊急防災・減災事業債——緊防債で充当率100%交付税措置率が70%となっております。

次の憩の家解体事業債が7,380万円で、こちらも第二幼稚園と同じく、公的債充当率90%、交付税措置率50%となっております。

次の3件の変更でございます。

県道整備事業債、こちらは補正前補正後とございますが、こちらにつきましては、今回、第二空港線の安永、平田交差点の交差点改良に伴います県への負担金ということでございます。地方道路整備事業債充当率90%、交付税措置はございません。

次に、文化財保存対策事業債につきましては地域活性化事業債で、充当率90%、交付税措置率が30%となっております。布田川断層帯の堂園地区のトイレ整備分となっております。

それから、次の農業施設等災害復旧事業債につきましては、主に単独災害復旧事業債で、充当率65%、交付税措置率が85.5%になっております。こちらは令和5年7月の大雨豪雨災害に対応するものでございます。

9 ページをお願いいたします。歳入になります。17款1項の2目です。衛生費国庫負担金の4節保健衛生費国庫負担金で、予防接種健康被害給付費の負担金49万円です。こちらは新型コロナのワクチン接種による健康被害に対する負担金となっております。

次の4目の災害復旧費国庫負担金で1節農業水産施設の災害復旧費負担金が1,270万9,000円で、令和5年7月の大雨分となっております。

次の2項1目の総務費国庫負担金で、価格高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億5,302万4,000円です。こちらは定額減税の不足分の給付費分、それから推奨メニュー分と合算した金額

となっております。

次に、2目の民生費国庫負担金の1節社会福祉費補助金で、地域生活支援事業補助金20万2,000円で、こちらは訪問入浴サービスの回数増に伴うもので、国の補助率が2分の1となっております。

次に、3節の児童福祉費の補助金です。保育所等整備交付金で829万3,000円です。広崎保育園改修に伴うものでございまして、国の補助率が2分の1となっております。

10ページをお願いします。18款2項2目の民生費県補助金です。1節社会福祉費補助金です。地域生活支援事業補助金10万1,000円で、こちらが入浴サービス分の県分4分の1分となっております。

5目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金、施設園芸産地緊急発展事業費補助金38万4,000円で、農業者1名分のハウスの補修分に対するものでございます。

9目教育費の県補助金です。くまもと未来づくりスタートアップ補助金1,000万円です。こちらは志賀哲太郎160周年事業に対する県の補助金で、補助率2分の1となっております。

次に、21款2項1目の基金繰入金です。社会福祉振興基金の繰入金が3億3,000万円、こちらは今回の補正で歳入が不足するものに対応するための取崩しとなっております。

次の平成28年熊本地震復興基金繰入金550万円、こちらは震災10年の動画制作事業に繰り入れるものでございます。

11ページをお願いします。23款5項1目の雑入です。文化・芸術活動助成金で140万円です。一般財団法人地域創造によります肥後にわか保存事業に対しまして補助をいただくもので、いただいた補助については、全額を文化会館に補助を行うものでございます。

次に、24款の町債になります。こちらは第3表で御説明のとおりです。

12ページをお願いいたします。歳出です。2款1項1目一般管理費の11節役務費です。通信運搬費11万円で、こちらはシステム標準化に伴う口座システムのテストデータの通信費です。12節委託料、熊本地震10年動画制作業務委託料550万円、13節使用料及び賃借料で、テレビ受信料192万6,000円で、こちらは庁用車のNHKの受信料となっております。過年度分それから現年度分を合わせた数字となっております。

次に、2目の財産管理費です。12節委託料で、旧第二幼稚園解体調査等委託料1,343万円で、周辺建物の事前の調査等による委託でございまして。14節工事請負費では、旧第二幼稚園の解体工事費8,250万円です。

6目の防災費、10節委託料は修繕料75万3,000円です。こちらは櫛島地区の屋外スピーカーの増設改修によるものです。

7目諸費では、18節負担金補助及び交付金で、有線及び無線放送施設・広報掲示板整備補助金92万1,000円で、内容といたしましては、東無田それから総領の2町内の有線放送の整備に伴う増額となっております。

13ページをお願いします。3款1項1目の社会福祉総務費です。19節扶助費で、訪問入浴事業費40万5,000円、こちらは入浴回数増によるものということで、国2分の1、県4分の1の補助

をいただきます。

5 目の社会福祉施設費では12節の委託料、憩の家指定管理委託料31万2,000円で、こちらは令和6年度の入場料収入につきまして、協定に基づきまして不足分を補填するものでございます。次の憩の家の解体調査等の委託料540万円、こちらも周辺建物の事前調査等の委託となっております。

14節工事請負費は、憩の家の解体工事費が8,200万円です。

10節の臨時特別給付金事業費では、3節の職員手当から11節の役務費まで、こちらが給付金事業の事務費となっております。

14ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金で、物価高騰対応重点支援給付金（定額減税不足額給付）1億1,884万円で、定額減税ができなかった方への給付事業となっておりますが、今回は主に令和6年の所得で再算定を行いまして不足額を給付することとなっております。補助率は全額が国の補助となっております。

次に、3款2項1目の児童福祉総務費です。18節負担金補助及び交付金で、保育所等整備交付金1,244万円です。広崎保育園の改修によるもので、国2分の1、町と事業者が4分の1ずつの負担となっております。

3目の児童福祉施設費です。12節の委託料で、午睡チェック機器導入委託料70万円、それから13節の使用料、賃借料で、午睡チェック機器使用料が9万9,000円となっております。こちらは施設の中で子どもたちが午睡、お昼寝をする際の頭の向き等をシステムが計測いたしまして、記録管理を行うものを導入するものでございます。

次に、17節備品購入費です。ICT環境対応備品購入費18万円で、こちらは保育所の入力作業につきまして、複数人で同時に行うことができるようタブレット端末を導入するものでございます。

15ページをお願いします。4款1項1目の保健衛生総務費です。18節の負担金補助及び交付金は、公営企業光熱費負担軽減補助金890万9,000円で、こちらは水道事業に対する補助金となっております。

2目の予防費で19節扶助費、予防接種健康被害救済給付金41万2,000円で、全額が国の補助となっています。

3目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金で、省エネルギーの機器設置費の補助金200万円、こちらはソーラーパネル及び蓄電池分となっています。それから、省エネ家電等の購入助成金900万円で、こちらは、エアコン、冷蔵庫、クーラー等が対象となっておりまして、一定の要件を満たした場合に補助を差し上げるということで、予算では3万円の300件分を想定しているところです。この二つの補助事業につきましては、国の交付金を全額充当する予定となっています。

次に、6款1項5目の農地費の18節負担金補助及び交付金になります。農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金15万1,000円で、秋津飯野土地改良区が実施いたします秋津第1揚配水機場の改修に伴う負担金となっています。

16ページをお願いいたします。7款1項4目の企業誘致推進費です。27節繰出金で、産業団地

特別会計繰出金 2 億6,284万9,000円です。産業団地特別会計の造成費の計上に伴う一般会計からの繰出金の増となっております。

8 款 2 項 2 目道路新設改良費です。18節の負担金補助及び交付金で、県道整備事業負担金 1,575万円で、第二空港線の安永、平田の交差点改良分となっております。

17ページです。8 款 4 項 1 目の都市計画総務費です。18節負担金補助及び交付金で、公営住宅光熱費負担軽減補助金334万8,000円で、こちらは下水道事業に対するものとなっております。

9 款 1 項 2 目の消防施設費です。10節の需用費で修繕料150万円、こちらは益城西原消防署の高压電気設備の改修によるものです。

12節委託料で、寺迫消防団詰所設計委託料350万円、それから16節の公有財産購入費で寺迫消防団の詰所の用地購入費1,768万5,000円となっております。なお、この用地費につきましては、平米 3 万5,000円の505.28平米で積算を行っておりまして、単価につきましては現在鑑定中で、今回は見込額で計上しているものでございます。

次に、10款 1 項 2 目の事務局費です。11節役務費で通信運搬費10万5,000円、12節の委託料で、みんなの家警備委託料20万円でございます。こちらは総合運動公園内に移設されました旧みんなの家を不登校支援のスペースとして活用するためのインターネットの通信料、それから機械警備の委託料となっております。

18ページをお願いします。一番下の囲みになります。10款 6 項 1 目社会福祉総務費です。18節の負担金補助及び交付金で、ふるさとづくり施設整備費補助金80万円です。こちらは、古閑北第二公民館、砥川公民館、南公民館の公民館改修が予定されることによる増額です。

2 目の公民館費では、12節の委託料で公民館分館リモートロック導入委託料550万円と、13節の使用料及び賃借料で、公民館分館リモートロックシステム使用料 6 万6,000円が計上してあります。こちらは、公民館入り口にボックスを設置することによって、鍵の借用・返却を現地で行えるというシステムを導入するというところでございます。それから、委託料の中の不動産鑑定業務委託料100万円、こちらは津守分館用地の樹木等の鑑定を行うものでございます。

19ページをお願いします。3 目の文化会館運営費になります。16節公有財産購入費です。施設用地購入費62万円で、こちらは文化会館の隣接地に売地がございまして、その予算につきましては令和 6 年度中に計上を行っておりまして、それを今繰越しをしている状況でございます。今回はその該当地の地価上昇分を見込み増額しているものでございます。

17節備品購入費では施設器具購入費22万円、こちらは文化会館の駐車場の看板を計画しているものです。

18節負担金補助及び交付金では、文化・芸術活動助成金240万円で、肥後にわか保存事業に対して一般財団法人地方創生からの補助金をそのまま補助として出すものでございます。

6 目文化財保護対策費の12節委託料では、志賀哲太郎生誕160周年記念事業の委託料2,000万円で、動画作成やシンポジウム等を計画しているところです。県からの補助金が 2 分の 1 となっております。

14節工事請負費では、堂園地区の駐車場トイレの工事請負費が2,200万円となっております。

10目の複合施設の運営費では、17節備品購入費で施設器具購入費で10万円、地域共生センターカタルの看板設置を予定しております。

20ページをお願いいたします。10款7項3目学校給食費です。18節負担金補助及び交付金で、学校給食食材購入費補助金564万円で、こちらは価格高騰の交付金を全額活用するものですが、令和7年度当初予算におきまして既に2,700万円の補助を計上していたところですが、米飯が想定以上に高騰しておりますことから、今回追加して補助を計上しているところでございます。

それから、次の11款1項の1目農業用施設の災害復旧費、2目の農地災害復旧費、それぞれ工事費が1,266万8,000円と1,141万円でございます。令和5年7月の大雨対応分となっています。

次に、14款1項1目の予備費が85万5,000円となっております。

議案第48号につきましては以上でございます。

次に、議案第49号でございます。1ページ目をお開きください。令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第1号）です。

第1条で歳入歳出予算の補正です。歳入歳出それぞれ8億5,794万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ8億7,641万2,000円とすると。第2条で債務負担行為の補正です。第3条で地方債の補正となっています。

4ページをお願いします。第2表債務負担行為の補正です。追加です。産業団地整備事業、期間が令和8年度、限度額が11億1,541万2,000円となっております。造成工事費の4割につきましては今回の歳出予算に計上しておりまして、残り6割を債務負担行為として計上しているものでございます。

5ページをお願いします。第3表地方債です。追加で、産業団地整備事業債5億2,600万円で、今回の造成工事に伴う起債となっております。

8ページをお願いいたします。歳入になります。1款1項1目の土木費国庫補助金になります。社会資本整備総合交付金6,910万円で、こちらは産業団地内の緑地及び調整池等の整備等に係る国庫補助となっております。補助率45%です。

2款1項1目一般会計からの繰入金で2億6,284万9,000円、4款1項1目の商工費では産業団地整備事業債5億2,600万円です。

9ページをお願いします。歳出になります。1款1項1目の産業団地整備事業費の12節委託料で、産業団地造成工事積算業務委託料520万円、産業団地造成工事監督支援業務等委託料2,387万1,000円、産業団地信用調査業務委託料77万円、14節の工事請負費が産業団地造成工事費7億4,360万8,000円、18節負担金補助及び交付金で、産業団地水道工事負担金8,450万円で、町水道事業に負担を行うものでございます。

議案第49号は以上でございます。

次に、議案第50号を御説明いたします。1ページ目をお開きください。令和7年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）です。

第2条業務の予定量の補正で、主要な建設改良事業の環境整備を1,100万円増額しております。第3条で収益的収入の補正の収入で、11款2項の営業外収益を334万8,000円増額しております。

2 ページをお願いいたします。第 4 条の資本的収入及び支出の補正で、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する 3 億 5,519 万 6,000 円は当年度損益勘定留保資金で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、収入のほう が 31 款 1 項の企業債で 1,040 万円の増額、支出のほう が 41 款 1 項の建設改良費で 1,100 万円の増額となっております。

第 5 条債務負担行為では、益城町浄化センターストックマネジメント計画改築更新工事、期間が令和 8 年度から令和 9 年度まで、限度額が 8 億 400 万円です。こちらは浄化センターの汚泥脱水機の更新に伴う債務負担行為の計上となっております。

3 ページをお願いします。第 6 条の企業債です。下水道事業債、補正後の限度額が 8 億 8,310 万円となっています。

7 ページをお願いします。実施計画明細書になります。収益的収入及び支出の収入になります。11 款 2 項 2 目の 1 節、他会計の補助金で、公営企業光熱費負担軽減補助金 334 万 8,000 円で、一般会計からの補助金となっています。

8 ページをお願いします。収益的収入及び支出の収入のほうになります。31 款 1 項 1 目の 1 節建設改良債が 1,040 万円で、川内田林道橋架替えに伴う下水道の移設工事に伴う起債となっております。

次が、資本的収入及び支出の支出です。41 款 1 項 2 目 27 節工事請負費で 1,100 万円、川内田林道橋架替えに伴う下水道の移設工事となっております。

議案第 50 号につきましては、以上でございます。

次に、議案第 51 号になります。1 ページ目をお願いいたします。令和 7 年度益城町水道事業会計補正予算（第 1 号）です。第 2 条で業務の予定量の補正です。主要な建設改良事業の拡張事業費が 8,450 万円、改良事業費が 3,000 万円の増額を行っております。第 3 条で収益的収入の補正です。収入で水道事業収益の営業外収益で 890 万 9,000 円の増額を行っております。

2 ページをお願いします。第 4 条で資本的収入及び支出の補正です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 8,223 万 7,000 円は、過年度損益勘定留保資金等で 2 億 8,223 万 7,000 円を補填するものとするとして、収入のほう が水道事業資本的収入の企業債を 3,000 万円の増額、工事負担金を 8,450 万円増額しております。支出のほう では水道事業資本的支出の建設改良費として 1 億 1,450 万円増額しております。

3 ページをお願いします。第 5 条企業債です。水道整備事業です。補正後の額として 4 億 2,600 万円となっております。

6 ページをお願いします。実施計画明細書になります。収益的収入及び支出の収入です。11 款 2 項 2 目の 1 節他会計補助金で、公営企業光熱費負担軽減補助金 890 万 9,000 円で、一般会計からの補助金となっています。

7 ページです。資本的収入及び支出の収入になります。31 款 1 項 1 目の 1 節企業債 3,000 万円で、川内田林道橋架替えに伴う工事配水の配水管の移設分となっています。また、1 目 1 節工事負担金 8,450 万円は、産業団地の水道整備に伴う負担金となっております。こちらは町からの負担金です。

その次の資本的収入及び支出の支出です。41款1項2目及び3目拡張事業費と改良事業費になります。それぞれ工事費で8,450万円、こちらが産業団地の水道整備の分となっております。次の3,000万円分が川内田林道橋架替に伴う配水管の移設工事分となっております。

議案第51号につきましては以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 日程第10、議案第48号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から日程第13、議案第51号「令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの説明が終わりました。

続いて、日程第14、議案第52号「益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第21、議案第59号「町道の路線認定について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第52号、益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。本議案は、益城町行政区嘱託員設置要綱の改正に伴い、条例第3条中「嘱託員」を「区長」に改めるものです。

議案第53号、字の区域の変更について御説明申し上げます。本議案は益城台地西地区の土地区画整理事業に伴い、施行区域内の字を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。変更内容は、土地区画整理事業区域内にある6つの小字を全て廃止し、事業区域内を大字広崎とするものです。

議案第54号、物品売買契約の締結について御説明申し上げます。本議案は、益城西原消防署高規格救急自動車購入につきまして、契約を締結しようとするものでございます。本物品購入につきましては、益城西原消防署で運用しております救急車が購入から10年経過し、走行距離が約18万キロメートルであるため、更新計画に基づき今回1台を更新するものでございます。納入期限は令和8年3月27日でございます。契約金額は3,132万5,800円で、契約の相手方は熊本市南区日吉2丁目10番1号、熊本トヨタ自動車株式会社でございます。

議案第55号、物品売買契約の締結について御説明申し上げます。本議案は指名競争入札により実施しました益城町消防団用資機材、小型動力ポンプ積載車購入につきまして契約を締結しようとするものでございます。本物品購入につきましては、町消防団に消火用資機材として配置している小型動力ポンプ積載車33台のうち、年次更新計画に基づき今回3台を更新するものでございます。配備先につきましては、第1分団第6班赤井消防団、第5分団第3班杉堂消防団及び第5班下小谷消防団にそれぞれ配備する予定です。いずれも納入期限は令和8年3月31日でございます。契約金額は1,636万1,400円で、契約の相手方は、熊本市中央区上水前寺1丁目10番5号、熊本いちばら工業株式会社でございます。

議案第56号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。本議案は条件付一般競争入札により実施しました広安西小学校トイレ改修工事（Ⅱ期）につきまして、契約を締結しようとするものでございます。本工事の概要ですが、広安西小学校の学校施設の長寿命化計画に基づき、管理棟の車椅子トイレ、特別教室棟及び増築棟の児童用トイレの改修工事を行うものです。契約

金額は8,072万9,000円で、契約の相手方は熊本県熊本市中央区上水前寺2丁目12番24号、株式会社ユーホームでございます。

議案第57号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。本議案は、令和6年第4回益城町議会定例会におきまして議決いただきました議案第90号、袴野福原線の落石対策（第1期）工事の請負金額の変更を行うものでございます。当初契約金額6,825万7,200円を8,924万1,028円に変更するもので、2,098万3,828円の増額となります。変更の主な理由は、施工に使用するアンカーの種類の変更によるもので、施工に伴う詳細な調査の結果、表土が厚い箇所が多く、岩部用アンカーから土被り部用アンカーへ本数を見直したことにより、金額が増額となるものです。

議案第58号、町道の路線廃止について御説明申し上げます。今回、町道の路線廃止をするのは、路線番号3128の復興土地区画整理19号線をはじめとする5路線です。この5路線につきましては、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の仮換地指定に伴い起点終点が変更となりますため路線の廃止を行うものです。

議案第59号、町道の路線認定について御説明を申し上げます。今回、町道の路線認定をするのは、路線番号3128の復興土地区画整理19号線をはじめとする7路線です。この7路線につきましては、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、仮換地指定が終了した土地に面する道路の路線認定を行うものです。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（**榮 正敏君**） 日程第14、議案第52号「益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第21、議案第59号「町道の路線認定について」までの説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

散会 午後0時03分

6 月 10 日（火曜日）

令和7年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和7年6月9日午前10時00分招集
2. 令和7年6月10日午前10時00分開会
3. 令和7年6月10日午前11時33分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（17名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 中川公則君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	13番 中村健二君
14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君	16番 荒牧昭博君
17番 松本昭一君	18番 榮正敏君	

8. 欠席議員（1名）

12番 坂田みはる君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 中山貴文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	納美由紀君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	坂井浩章君
総務課長	荒木薫君	総務課審議員	寺本和寛君
危機管理課長	森川博君	企画財政課長	松本浩治君
企画財政課審議員	藤田智久君	税務課長	山口拓郎君
住民課長	田上恵美君	福祉課長	菊川和幸君
こども未来課長	吉住由美君	こども未来課審議員	川原さおり君
健康保険課長	田上雅史君	産業振興課長	岩本武継君
都市計画課長	齊藤計介君	建設課長	鶴野雅臣君

復興整備課長	吉 本 秀 一 君	下水道課長	相 良 憲 二 君
水道課長	豊 田 博 文 君	学校教育課長	内 村 康 成 君
生涯学習課長	中 村 康 広 君	生涯学習課審議員	内 田 博 也 君

開会・開議 午前10時00分

○議長（榮 正敏君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、12番坂田みはる議員から欠席する旨の届出がっております。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、説明を受けました議案の総括質疑を行います。

日程第1 総括質疑

○議長（榮 正敏君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

初めに、議案第48号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から、議案第51号「令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの質疑を行います。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） おはようございます。6番下田です。

48号の益城町一般会計補正予算中、17ページ、消防費の寺迫消防団詰所設計委託料350万円と寺迫消防団詰所用地購入費1,765万円ですが、買収の用地は決まってるんですかね。決まっているなら教えてもらいたいということと、もう1点、19ページの志賀哲太郎生誕160周年記念事業の2,000万円の使い方をちょっと教えてもらいたいと思います。以上2点です。

○議長（榮 正敏君） 森川危機管理課長。

○危機管理課長（森川 博君） おはようございます。危機管理課長の森川でございます。6番下田議員の御質問にお答えいたします。

議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、17ページ、9款1項2目16節公有財産購入費の中で、今回寺迫消防団詰所用地のほうに計上しておりますが、購入予定先はどちらかという御質問だったと思います。

購入予定先としましては、熊本高森線と益城矢部線の交差する三差路の南東の角地でございます。高森線から見ると南側で、益城矢部線から見ると東側の角地ということで、今地権者の方と交渉をしているところでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 生涯学習課長の中村です。6番下田議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算書（第1号）、19ページの10款教育費6項社

会教育費 6 目文化財保護対策費12節委託料2,000万円、志賀哲太郎生誕160周年記念事業の内容についてお尋ねかと思います。

この予算につきましては、志賀哲太郎生誕160周年を記念事業として、TKUのドキュメンタリードラマの制作費用及び志賀哲太郎生誕160周年記念シンポジウム、こちらは仮称になりますが、の開催委託費、志賀哲太郎生誕の地であります益城町に阿蘇くまもと空港利用者をはじめとする多くの外国人に訪れてもらうように、観光ツーリズムコンテンツを開発するための三つの事業から成る事業として計上させていただいております。

また、財源としましては、事業費の2分の1を熊本県の熊本未来づくりスタートアップ補助金を活用させていただいております。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 下田議員。

○6番（下田利久雄君） 1回目の答弁ありがとうございました。

志賀哲太郎はよく分かりましたが、寺迫の消防団跡地購入というのは、益城町は給食センター跡地もあるし、交番の裏の土地もあると思いますが、あえて買う必要があるんでしょうか、お答え願いたいと思います。

○議長（榮 正敏君） 森川危機管理課長。

○危機管理課長（森川 博君） 危機管理課長の森川でございます。6番下田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

今回あえて民有地を購入することで公有地の活用はということでございましたが、再建先の選定に当たりましては、民有地以外にも、例えば給食センター跡地、それから、交番裏の町有地、それから、寺迫地区の避難広場、こちらも検討してまいりました。

まず交番裏の町有地につきましては、建築基準法の関係で接道がとれないということで、建築許可がおりないということでございました。それから、寺迫地区避難広場につきましては、都市公園内の建築は法令で定められた施設以外は認められないということで、今回詰所の建築は認められないということでございました。それから、給食センター跡地につきましては、1,000平米以上ございますので開発行為が必要となります。そのため建築費用に加えまして、水理ですとか進入路整備など多くの費用が必要となりますことから、優先的な候補地としていなかったということでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 下田議員。

○6番（下田利久雄君） よく分かりました。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

2番木村議員。

○2番（木村正史君） 議案第48号、益城町一般会計補正予算書のほうの14ページ、こちらの3款民生費の3目児童福祉施設費の委託料、使用料及び委託料に出ています午睡チェック機器導入についてちょっとお伺いしたいと思います。

午睡チェックとは、保育園などでお昼からの休み時間、そういったときに子どもがうつ伏せに

なったりして寝ないよという事で、チェック表というのがもう出回ってて、部屋の中をあまり暗くしないとか、子どもの表情が分かるように明るめにするとか、簡単なチェック表があるんですけども、これを機械的に何かやらせるということかとは思いますが、そちらはどういったものかというのがまず1点。それと、こちらの導入費用が70万円、使用料が9万9,000円ということであれば、これは毎年かかる費用は9万9,000円ということかとは思いますが、そちらの確認ですね。それと、これは保育園1か所でしょうか、何か所かで込みなんでしょうか、それもちっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 吉住こども未来課長。

○こども未来課長（吉住由美君） こども未来課の吉住です。2番木村議員の御質問です。

議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算書中、14ページ、3款2項の児童福祉施設費の中の午睡チェック機器についての御質問だったかと思います。

こちらは、議員が言われたように、午睡をする場合に事故防止のために、表情であったり、子どもたちの状況を確認するというのが今推奨されております。この機器は、施設の子どもたちが寝ている上部のほうに設置させていただいて、モニターで子どもたちの顔の向き、うつ伏せになったりしてないかっていうようなことをチェックするものです。

チェック機能として、私も直接保育園のほう行かせていただいたんですけど、0歳児の方に関しては、5分置きに顔の向きが右なのか左なのか、きちんと記録をするようにされています。それを記録をしながら、6名ぐらいの複数の子どもさんたちそれぞれ5分置きに記録をしながら、寝かしつけながら、寝ない子どもさんもいらっしゃいますので、その子どもさんたちにも対応していただいているような状況です。それを保育士が目だけではなく、このモニターを使うことで、さらに安全に子どもたちが過ごせるように、今回提案させていただいてるものです。

費用につきましては、まず導入の費用、委託料について今年度させていただいて、使用料及び賃借料の9万9,000円がランニングコストということになります。

今回は町の第5保育所のほうでモデル的に設置させていただいて費用対効果を見ながら、ほかの施設のほうに進めていくのか、また、町内には多くの保育施設がございますので、そちらの皆様ともいろいろ情報共有をしながら、町全体で保育環境の整備ができていければなというふうに御提案をさせていただいたところです。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 木村議員。

○2番（木村正史君） ありがとうございます。こちらの機械を使うことで安全性を今以上に上げたいといったことについては理解できました。ただ、機械に頼り過ぎてしまうと、医療機関というのはどうしても安全対策として起き上がりのセンサーをつけてますけれども、それを信用し過ぎてしまって、逆にスイッチが切れたていたとかで見落としが増えてしまうこともあるんですね。モニターが見てるから大丈夫だろうということで保育士が見に行く時間を減らしてしまうとか、そういった問題も考えられますので、そちらのほうも各保育園の使用するところに指導のほうをよろしくお願いします。

あとのことは分かりましたので、よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑ありませんか。

4 番上村議員。

○4 番（上村幸輝君） おはようございます。4 番の上村です。

議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算書（第1号）中から、1点だけ質問させていただきます。ページ数として18ページ、10款教育費6項社会教育費2目公民館費、この中で公民館分館リモートロック導入委託料、それと、公民館分館リモートロックシステム使用料ということで計上されております。

公民館分館は、これまで地元の公民館に一番近い方の住民さんに鍵の管理をしていただいております。住民、管理者双方、やっぱり受渡し結構不便だったりとかしていたんですが、これを導入することによって、管理がスマート化することもそうですし、負担の軽減にもつながる、非常にいいものかと思います。そこで、今後これを導入した場合、鍵の管理というのは完全に当番さんは必要なくなって、庁舎のほうというか、システムのほうで管理をしていくのか。それとも、併せて取りあえず鍵の管理は管理者でまた置いておくのか、その辺はどうなんでしょうか。

それとあともう一つ、時間帯でのロックの設定であったり解除であったりをするということについては恐らくシステムのほうで自動的に行われると思うんですが、まず予約時の暗証番号の発行、これについていはどうなんですかね。人的なもので行っていくのか、それともシステムの中で全てその暗証番号の発行までやっていくのか、その辺はどうでしょうか。以上、教えていただきたいと思います。

○議長（榮 正敏君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 生涯学習課長の中村です。4 番上村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算書（第1号）中の18ページ、10款教育費6項社会教育費2目公民館費の委託料12節と13節の使用料及び賃借料の両方とも、公民館リモートロックの導入に伴う費用として計上させていただいている部分についての御質問かと思います。

まず、こちらの公民館分館、飯野、福田、津森分館の施錠は現在、物理的な鍵で行っております。それを今後は、施錠、開放できるシステムを導入することでの費用となります。

利用者は、暗証番号を申請時に付与されますので、そちらの暗証番号により解除することができ、鍵の紛失はもとより管理員の負担軽減も見込まれるということで今回計上させていただいております。

システムの内容につきましては、令和6年度から小中学校の学校開放の体育館の運用もこちらのシステムと同じような形にしておりますので、同様の形で今後は、暗証番号の利用者への付与、そちらのほうで、ボックスがありますので、その暗証番号によってボックスが開いて物理的な鍵が出るということで鍵の開閉をしていただくというようなことになります。ただ、管理人に鍵を渡さないということではなくて、当然予備キーは預けておりますので、中でいろいろな問題が生じ

たときには速やかに管理者である我々のほうに連絡をしていただくというようなところでの調整を図っていきたいと考えております。

○議長（榮 正敏君） 上村議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。ちょっと心配していたのが、物理的な鍵を一切なくしてやめてしまうということになると、集落の公民館というのは、ほとんど高齢者の方が利用されるんですよね。そういった場合に、結構スムーズにできるのかできないのか、逆に負担になるんじゃないかとか、その辺を心配しておりましたので質問させていただきました。内容は分かりました。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑ありませんか。

7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。吉村です。2点お伺いいたします。

令和7年度益城町一般会計補正予算書（第1号）中の12ページ、2款総務費1項総務管理費2目財産管理費14節旧第2幼稚園解体工事費で8,250万円計上されております。ここは、解体工事が終了後、台湾の企業が新しくまた建てられる予定になっておりますけれども、いつぐらいまでに完了予定なのかをちょっとお伺いしたいと思います。

それから第2点目は、19ページ、10款教育費6項社会教育費、文化会館運営費の17節備品購入費で施設器具購入費で22万円計上されております。これは、多分明日の一般質問でも私がするようにしておりますけれども、障がい者用の駐車場がはっきり分かるような形で看板を2か所というふうに聞いておりますけれども、具体的にどうなのかというのをお聞きしたいと思っております。以上です。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課の荒木です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第48号、令和7年度一般会計補正予算書（第1号）中、12ページ、2款総務費1項総務管理費2目財産管理費14節工事請負費の旧第2幼稚園解体工事費の中で、この解体後の複合施設の完了予定はいつなのかということでお答えさせていただきます。

あくまでも今のところ計画なんですけれども、令和8年3月末の完成見込み、令和8年4月に供用開始という目標で今進めているところでございます。これは永寶さんのほうのスケジュールになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 生涯学習課長の中村です。7番吉村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算書（第1号）、19ページの10款教育費6項社会教育費3目文化会館運営費17節の備品購入費で22万円を施設器具購入費として上げてる部分についてのお尋ねかと思います。

こちらは現在文化会館の南側に2か所駐車場がございます。一段下がったところですね。こち

らにつきましては、横町線等をはじめ、まちのにぎわいづくりに寄与するために、通常は施錠せず開放しております。文化会館利用者以外の駐車も現在認めているところでございます。しかしながら、文化会館にて大規模なイベントや事業、催物がある場合は、出演者、観覧者等の文化会館利用者を優先するために案内のサインをして明示するというような必要があると考えられますので、今回、南側の2か所の入り口に看板をつけさせていただいて、そのような内容を明記するという、ふだんは一般に開放しておりますが、大規模な催事のときにはここは利用者の駐車場になるというような明記をさせていただくというようなことで今回計上させていただいております。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 第1回目の回答ありがとうございました。

12ページの第2幼稚園解体工事費についてなんですけれども、これは解体するのはうちの町が解体して、その次の新しい複合施設は永寶さんが立てられるってことで、永寶さんが建てられるのが、来年の3月末、4月オープンという形でやるということであるならば、解体工事そのものは大体いつぐらいに解体されるのか、その時期が分かるのであれば教えていただきたいと思います。

それから、施設器具購入費の看板の部分ですけれども、私が想像してたのは、文化会館のそばに障がい者用駐車場が1か所看板が立ててありますけれども、その隣にするのかなというふうに思ってたんですけど、そこをもう一回確認の意味でよろしく願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

町が行う解体の時期をということでした。永寶さんのほうが、あくまでもスケジュールとしまして、7月に設計の完了を予定されておりました、10月から工事着工を予定されております。町のほうの解体の設計が6月末予定になっておりますので、ほぼ同時進行で進めていくことになります。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 吉村議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。駐車場については、思いやり駐車場のほうはどうなってるのかというような2回目の御質問だと思います。

今回の一般質問でも、吉村議員さんから御質問が上がっております。それについては、また、一般質問のところで回答、お答えを教育長のほうからしていただくんですけど、現在メインの駐車場のほうは造成中でございますので、吉村議員から御指摘があった部分については、現在、速やかに簡易的なものをつくろうと考えております。最終的にあそこの文化会館全ての造成が終わったときにはきちんとした看板をつけるということで、文化会館造成中に当たりましては簡易的な部分で利用者に分かるように示させていただきたいと、現在考えているところでございます。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） おはようございます。11番宮崎です。私は、議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算書（第1号）について4点質問させていただきます。

まず1点目は、今回の補正予算の狙い、または目的について教えていただきたいと思います。

2点目は、10ページ21款繰入金のことで、今回、社会福祉振興基金から繰入金3億3,000万円、及び平成28年度熊本地震復興基金から550万円が繰り入れられておりますけれども、繰入れ後の残った全ての基金の状況について教えていただきたいと思います。

それから3点目は、11ページ、24款の町債について、今回新たに2億930万円の町債を発行することになりますが、これで今年度の町債発行額は31億8,170万円となり、今年度の借金返済である公債費の元金30億2,867万円をこの6月で突破してしまうことになります。町の財政運営は、いろいろ検討されておられると思いますけれども、これで大丈夫でしょうか。これが3点目です。

それから、最後に4点目、13ページの5款社会福祉施設費の町民憩の家の解体のことで、憩の家の廃止と解体設計委託費については既に議会で可決されておりますので、私は何も言うことはありませんが、憩の家の跡地については、今後どのように利用されるのかをまだ聞いておりませんので、今現在、町はどのように考えておられるのか、これについて教えていただきたいと思います。

以上4点。繰り返しましょうか。いいですか。では、よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。11番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算書（第1号）に関連いたしまして、今回の補正予算の狙い、目的は何かということでございます。こちらにつきましては、主要な事業をもって御説明をさせていただきたいと思います。

まず、今回の補正の主な大きな事業といたしましては、債務負担行為におきまして都市計画道路の用地の先行買収事業を土地開発公社に行っていただくということで計上していることと、歳入歳出予算では、第2幼稚園、それから、憩の家の解体関係、それから、産業団地特別会計が造成事業に着手する関係でその繰出金、それから、令和5年7月豪雨災害に対応するもの、それから、物価高騰の重点支援交付金関連の予算、こちらが主要な事業となっております。今回の狙い、目的ということになるかと思います。

それから次に、繰入金の件でページ10ページになります。

こちらの今回の21款2目基金繰入金の社会福祉振興基金の繰入金3億3,000万円と、それから、平成28年熊本地震復興基金繰入金550万円、この繰り入れた金額を合計し、その残がどれぐらい

あるのかという御質問であったと思います。

まず、財政調整用基金のこれまで基金として予算に計上した金額が16億7,000万円でございます。基金を繰り入れた後の残額が11億9,900万円、約12億円ほどになります。それから、その他の特定目的基金等につきましては、残高が約42億200万円の予定となっております。

それから、3点目の起債につきまして、今年度の公債費の元金の償還と今回新たに発行する部分が、金額が起債を発行する金額のほうが大きいということで大丈夫かという御質問であったかと思ひます。

こちらにつきましては、現時点では、毎年度決算を行い、そのときに、これは法律に基づきまして、地方公共団体の財政健全化に関する法律というもののの中で財政指標を作成をしているところでございます。その中で、いろいろなこれまでの借金の金額、それから基金の金額、そういったものを総合的に踏まえた中で、実質公債比率、それから将来負担比率、こういったものについては、まだ今現時点では、良好、健全ということになっております。

しかしながら、議員御心配のように、これまではいろいろな各種事業におきまして、高い交付税措置で国から進められてきたという部分もございまして財政状況は悪化しておりませんけれども、これからは通常事業、一般のまちづくり事業という形になりますので、そこはしっかりと慎重に進めていかなければならない、そのように考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 菊川福祉課長。

○福祉課長（菊川和幸君） おはようございます。福祉課長の菊川です。宮崎議員の御質問にお答えします。

議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）、13ページ、3款1項5目14節工事請負費12節委託料に憩の家解体工事費並びに調査委託料等を上げているが、跡地については今どのような状態なのかという御質問だったと思ひます。

先日、地元住民の方を対象に飯野のまちづくりということで町長も参加して、今後、町民憩の家跡地も含む飯野の地区について、今後どのような町にしていこうかということでワークショップの1回目を開かせていただきました。そこでいろんな御意見があり、現在そちらについて取りまとめを行っておるところです。

今後は、そういった地元住民の方の御意見を参考にして、これから跡地についてどのようにしていくかということで、現在進行形で検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） それぞれ1回目の答弁をありがとうございました。

まず1点目の今回の補正予算の狙いについては、今説明があったとおりでよく分かりました。大体そういうのを狙いに、今回の令和7年第1回目の補正予算ということで上げられたというように承知してまゐります。

それから2点目につきましても、残った基金の状況については大体分かりました。財政調整基金がまだ12億円は何とか残っていると。それから、あとは特定の基金でございますけれども、いろ

いろ合わせると42億円ということで、まだ少し残ってるから、何か突発事態、もしくは災害が起きたときでも何とか対応できるような状況かなと安心をしております。1点目と2点目については了解をしました。

次に3点目なのですが、るる今藤田審議員のほうから答弁がありましたが、確かに、町の財政状況について、私はしつこくこれまでも何回も言ってきました。だけど、やっぱり心配なんですよ。令和7年度のスタート時の町の借金の残高は524億円でした。大体、7年度はこれはあんまり増えないだろうと思っていましたが、1回目の補正予算で予定よりも6億円増えてます。これが2回、3回、4回と続くとどれぐらい増えるのかなとちょっと心配になるので、ブレーキをかける意味を込めて、より慎重にお願いしたいという意味で質問させていただきました。

併せて言っておきますと、さきの3月の議会のとき町長答弁で、財政的な話の中で町長から言われたのが、令和15年度には275億円ぐらいに減額していくだろうというふうにおっしゃいました。町長はもうお忘れかもしれませんが。だけど、今から8年間で、500億円を超してるのを275億円、つまり240億円減らすためには、1年間に30億円ずつ借金を返していかなければいけません。新たな借金を含めて30億円ぐらいずつ返していかないと、それぐらいの金額にはなりません。

もう既に500億円をオーバーしてるのでちょっと心配だなということで、あわせて今回、そういう認識を持ってもらうという意味でちょっと質問させていただきました。必要なことはいいだろうかと思えますけれども、やっぱり次の世代にきちんとバトンタッチするためには、あんまり町の借金、町債残高を増やさないようにしたほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、4点目の社会福祉施設費の中の出てきた町民憩の家の解体については、先ほど1回目の質問で申し上げましたように条例が廃止になったということで、あとは跡地をどうするかという話なんですけれども、今課長から御説明がありましたが、飯野のまちづくりワークショップの中でいろいろ話し合われたというように聞きましたけれども、具体的に憩の家をどうするかという話は出てなかったという声を聞きましたもんですから質問をさせていただきました。具体的にどういう形をとるかというのはまだ出てないようなので、これからも何回かワークショップを開かれると思いますけれども、ぜひ住民の方の意向を聞いて反映してやっていただきたい、そして、それを町に全員に伝えていただきたい、こういうふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。

私の質問は以上で今日は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑ありませんか。

13番中村議員。

○13番（中村健二君） 13番中村です。

議案第48号、益城町一般会計補正予算中、まず10ページですけれども、今もちょっと関連した質問がありましたけれども、21款2項1目基金繰入金の5節で社会福祉振興基金に3億3,000万

円繰り入れてあります。これの財源の内訳見ると、一般財源のほうを3億1,000万円減額して、この基金のほうから3億3,000万円入れたと、歳入不足でということで説明があつてんですが、なぜ一般財源を減額してこっちに入れたのか、何で入れ換ええないといけなかったのか、その辺についてちょっと伺いたいと思います。

それから次に、12ページ、2款1項1目一般管理費13節使用料及び賃借料で、庁用車のテレビ受信料について過年度分と本年度分で192万6,000円となっておりますが、過年度分というのは前年度分だけなのか、それとも、ここ何年か前の分から支払っているのか。それで、この受信料というのは1台幾らなのか、普通の住宅のテレビ料金と同じなのか、その辺をちょっと教えてください。

この2点お願いします。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算書（第1号）の中のページが10ページになります。21款2項1目基金繰入金の社会福祉振興基金繰入金3億3,000万円につきましての御質問だったかと思います。

今回、歳入歳出予算の中で歳出予算に大きな予算が必要になったということでございまして、逆に歳入は大きく入ってきてるものがないと、結果として歳入不足になっているという状況を解消するために、基金、貯金を取崩して対応しているということでございます。

この社会福祉振興基金3億3,000万円につきましては、予算書の13ページになります。こちらの3款1項1目の一番上の社会福祉総務費に1億円、それから、その次の老人福祉費に1億円、それから、一つ飛びまして後期高齢者医療費に1億3,000万円充当をしたということでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課の荒木です。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第48号、令和7年度一般会計補正予算書（第1号）の13ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の13節使用料及び賃借料のテレビ受信料192万6,000円のうち1台は幾らかということと、過去何年分なのかという御質問だったかと思います。

まず現年度、両方ともに21台ございまして、現年度21台で12万8,898円、1台当たり6,138円で計上しておりますが、事業所割引としまして2契約以降が半額になるということで6,138円で計上しております。

過年度分も同じく21台になります。所有年月が長いもので、平成25年から所有13年目のものがございます。新しいもので令和6年からの合計の21台ということになっております。平成25年からの13年所有分につきましては18万円強となっております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 中村議員。

○13番（中村健二君） 基金繰入金については、ちょっと歳出を見てもどこに使ってあるのかなということが分からなかったんですが、今説明聞いて使途は分かりました。結局、一般財源を減額して基金を繰り入れたということは、一般財源を減額しなくてはいけなかったということは、ここで民生費のほうで歳入不足に至ったんじゃないかと思うんだけど、一般財源の減額をしたのはどういうことなのか。そこ辺をちょっと。一般財源をしたために、基金を繰り入れることに……。先ほどの説明では、歳入が不足したためというだけだったけれども、内訳で見ると減額分で歳入が民生費のほうは不足していることになるわけですので、そこら辺もうちょっと分かりやすく説明していただければと思います。以上です。

それから、次のテレビ受信料については、過年度分と両方とも21台分ずつということで、古いのになるとずっと13年前の分から払わなければいけなかったということですかね。かなり前から13年分と6年分と。13年前からナビはつけとったわけですかね。ナビは最近つけたわけじゃなくて、13年前からつけたということですね。それについては分かりました。

もう一遍、一般財源の減額についてちょっとお願いします。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田です。13番中村議員の2回目の御質問に答えいたします。

13ページになります。3款1項の民生費のところでは一般財源が大きくマイナスになっているということで、これがどうなっているのかという御質問かと思われま。

この一般財源が減ってる部分については、ほかのところでは一般財源が増えているところがございます。そちらのほうに一般財源が移っているというような考え方でよろしいかと思います。特に、一番一般財源を今回使っているところというのが、ページでいきますと16ページの中段の7款1項4目企業誘致推進費の特別会計の繰出金になります。こちらにつきましては2億6,000万ほど増えている。つまり基金を繰り入れることによって、その一般財源は不要になって、ほかのところを使うところの一般財源が増えているということで調整しているところでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 中村議員。

○13番（中村健二君） 一般財源の減額だから、多分ほかのところに充てるためにだろうと思ったんですけど、産業団地の特別会計繰出ですか、このほうに繰り出しているということで、使途についても大体分かりました。内容は分かりましたので、これで私の質問を終わります。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

15番渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺です。1点だけお尋ねいたします。

議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）、17ページ、先ほど同僚議員からお尋ねいたしました、少し私のほうからも1点お尋ねしたいと思います。

17ページの9款消防費の中の16節公有財産購入費、寺迫の消防団の詰所の購入に1,760万円で

すかね。先ほど同僚議員からお聞きされましたように、寺迫ということでございますが、このところの平米数と平米単価、平米単価はこの前ちょっとお聞きしましたが3万5,000円とか何か言われたですね。平米数をちょっと教えてください。

○議長（榮 正敏君） 森川危機管理課長。

○危機管理課長（森川 博君） 危機管理課長の森川でございます。15番渡辺議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算書（第1号）中、17ページ、9款1項2目16節公有財産購入費の中で、寺迫消防団詰所用地購入につきまして、まず平米数ということでございました。今回購入予定面積が505.28平米を予定しております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 平米数をお聞きしたのは、やっぱり消防団詰所というのは非常に狭いところが多いわけですね。緊急に火災等があった場合、みんな車で来ますので、駐車場がなかったり、非常にほかに御迷惑をかけるということもございますので、なるべく広目にとってもって、500平米あれば大丈夫かなと思っております。それと今後建設に当たりましては、これは理のかなった方法でやっていただきたいと思います。お願いしときます。以上です。

○議長（榮 正敏君） 私語は慎んでください。

ほかに質疑はありませんか。

野田議員、挙手はもうちょっと手を高く。よろしくをお願いします。

○10番（野田祐士君） おはようございます。10番野田です。1点だけお尋ねします。

議案第50号、益城町下水道事業会計補正予算書（第1号）の中の2ページ、債務負担行為についてお尋ねさせてください。

今回債務負担行為で、益城町浄化センターストックマネジメント計画改築更新工事ということで、限度額8億400万円と上がっております。既存施設の維持修繕については中長期的な観点で行うものと理解しておりますけれども、この8億400万円の中身について、まず説明をいただきたいというのが一つと、あと一つ、今回の補正でこれを上程されたということについての説明も併せてお願いします。

○議長（榮 正敏君） 相良下水道課長。

○下水道課長（相良憲二君） 下水道課の相良です。10番野田議員の質問にお答えします。

議案第50号、令和7年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）のうち、債務負担行為についての質問ですけれども、こちらの内容は、質問があったように浄化センターのストックマネジメント計画更新事業でございます。内容は汚泥脱水機の更新事業となっております。こちらが高額であり工期も長いために、今回の国費補助の決定を受けて、下水道事業団と熊本県と協議して、3か年の債務事業として今回予算を計上しています。以上です。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

まず3か年というのは、8年度から9年度の2か年ということではないですか。それは、ちょっとお尋ねで、2か年ではないですかというお尋ねをしたいと思います。

汚泥脱水機の維持修繕、もしくは改築ということでお金がかかるという御説明でした。以前、記憶が確かであれば、多分4か年で10億円ぐらいかかったと思うんですね。今回は、3か年と言われたんですけど、多分2か年で8億円、約2倍ぐらいになっている計算だというふうに思っています。

今回汚泥脱水機という特殊な設備を更新するということでお金がかかるということならまだいいんですけども、さらに今後、同程度の要するに維持修繕が必要となるのかというのだけもう一回教えてください。

○議長（榮 正敏君） 相良下水道課長。

○下水道課長（相良憲二君） 下水道課の相良です。10番野田議員の2回目の質問にお答えします。

汚泥脱水機の更新事業ですけど、令和8年度から令和9年度の2か年かということでありましたが、今年度もありまして、これの更新事業としては、令和7年度から令和9年度の計画になっております。

それと今後の高額な更新事業の見込みはという質問があったかと思いますが、近々ではこの汚泥脱水機が一番高額な更新事業となっております。そのほかは、今後、施設の点検をしながら計画していくものと考えております。以上です。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。限度額8億400万円の債務負担行為には、今年度の令和7年度を分が含むというお答えですか、今のお答えは。分かりました。期間が8年度から9年度まで書いてあったんで、割る2で年間4億円かなと思ったんですけども、3年でという理解に換えたいと思います。

分かりました。汚泥脱水機ということで、今回はストックマネジメント計画更新事業にお金がかかったけれども、今後はそこまでかからないだろうというお話だと思いますので、そうであれば結構です。

今後、多分下水道とかは特殊なんで、ストックマネジメント、要するに維持修繕については、だいぶん特殊な、特殊なというか、独特のお金といいますか、いろんな部分が多くかかると思いますので、よければ早めに計画を出していただけると助かります。以上です。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

3番西山議員。

○3番（西山洋一君） 3番西山です。1点だけ伺います。

議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算書（第1号）中、16ページになります。8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費の18節負担金補助及び交付金の中の県道整備事業負担金です。

これは新聞等でも、熊本県の渋滞緩和措置ということで、県が県下でも何か所かの交差点の改良工事に早急に着手しておりますけれども、恐らくその部分だろうと思います。これは第2空港線と菊陽線の交差点、安永の交差点、朝夕は非常に渋滞がひどいということでの改良だと思えますけれども、ここは南北どちらも渋滞しますんで、これが南北両方の改良になるのかというのが1点と、時期としては大体どれぐらいになるのかというのを教えていただきたいと思います。以上の2点をよろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課長の鶴野です。3番西山議員の御質問にお答えしたいと思います。

議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、16ページ、8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費18節負担金補助及び交付金について、今回の補正予算で1,575万円計上していますけれども、まず1点目の御質問の第2空港線と益城菊陽線の交差点のところが渋滞するというので、その南北を改良するのかという御質問だったかと思います。

その点につきましては、まずこの歳出予算につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、熊本都市圏の交通渋滞対策の道路施策としまして熊本県が行う交差点改良ということになっております。こちらにつきましては、南北両方でやはり交通渋滞が起きるということで、右折レーンが今現在一つしかありませんけれども、右折レーンを二つつくって渋滞を解消するというような工事となっております。

また時期につきましては、今年度、令和7年度から令和9年度までの3か年で改良するというふうに県のほうから聞いております。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 西山議員。

○3番（西山洋一君） 回答ありがとうございます。非常にあの交差点、朝夕通るのは非常に自分もおっくうになっておりましたので、新聞報道等見ましてどのような改良がされるのかということもあって、県道なんで町の負担はないのかなと思っておりましたけれども、今回、補正予算で負担金が出ておりましたので質問させていただきました。ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで議案第48号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第51号「令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時21分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続きこれより会議を始めます。

次に、議案第52号「益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第52号「益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を終わります。

次に、議案第53号「字の区域の変更について」から、議案第59号「町道の路線認定について」までの質疑を行います。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

6 番下田議員。

○6 番（下田利久雄君） 6 番下田です。第57号につきましてちょっと質問したいと思います。

2,000万円の増額になっておりますが、この山の仕事のたんびに増額が出てくるような気がします。終わってから議会に上げられても何も言えんような状態でございますので、建設委員長なり副委員長なりに事前の相談をしてくれというような話も以前あったような気がしますが、その辺をどう考えているのか教えてもらいたいと思います。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課の鶴野です。6 番下田議員の御質問にお答えいたします。

議案第57号、工事請負契約の変更について、当初契約額が約6,000万円から変更で2,000万円増額になったということで、議会側への事前説明がされていないということと、また建設常任委員会へ事前に伝えることはできなかったかという御質問だったかと思います。回答のほうをさせていただきます。

令和元年、2019年の12月の全員協議会におきまして、益城町における公共土木施設工事等に関する協議、指示及び変更契約請負契約のガイドラインの説明が以前あったと思われますけれども、そのガイドラインにおきまして、工事内容の変更が工程に様々な段階で発生し得ること、そして、最終的な数量に基づく設計変更内容の確定は工事終盤になるという公共工事の特殊性が示されております。

このような背景によりまして、適切かつ迅速に工事を進める観点から、現場では、変更案件前に指示書を活用いたしまして、変更内容を発注者と請負者が確認して工事を進めた上で、最終的に変更契約を締結する流れで今やっております。

今回の袴野福原線の落石対策事業につきましては、5月の中旬に変更のほうが固まりましたので、今回の議会のほうでちょっと事前説明ができませんでしたけれども、今回の議会のほうで報告することになりました。

今後、早く分かれば、議会への報告はできる限り早期に行うよう努めてまいりたいと思っております。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 下田議員。

○6番（下田利久雄君） 御回答ありがとうございます。あとBブロック、Cブロックと残っておりますので、この見積りの契約には、このアンカーの分をよく検討されて契約をしてもらいたいと思います。またこういうことがないように、よろしくお願いします。以上です。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

13番中村議員。

○13番（中村健二君） 13番中村です。同じく第57号の工事請負変更についてちょっとお伺いします。

変更の経緯、流れについては今説明がありましたが、この参考を見ると、変更の理由とかは書いてないんですが、岩部用から土被り用に切りかわった理由をちょっと教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課の鶴野です。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第57号、工事請負契約の変更についてということで、今回の変更の理由について説明をいただきたいということだったかと思います。

今回、落石防止の対策ということで、現場のほうにつきましては、ロープ掛工ということと、ロープ伏工、この二つの工種で落石の防止を行っております。

設計の段階では、落石等の危険性があったり、あとは木が生えていて正確な地質の情報がとれてませんでしたので、まず代表的なところで、アンカーというのを打つんですけども、そのアンカーに土被り用、岩石用というのがございます。岩石用というのが岩石にアンカーを打って定着させるわけなんですけれども、その岩石の上に土砂が20センチ以上堆積してるようであれば、土被り用アンカーへ変更になります。

今回測量したときには竹とか生えてて、全て250か所の調査というのがなかなか困難でしたもので、数か所の代表的なところをやっております。今回工事におきまして木の伐採、施工段階になりまして、詳細なアンカーを打つ場所を決定いたしまして、今回アンカーを打っております。その詳細な調査のときに、当初岩部用のほうが多かったんですけども、詳細な測量をした結果、土被り用を使う岩石の上に土砂がたまっている箇所のほうが多かったので、今回はそのアンカー分を数量実測に基づいて変更のほうを行っております。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 中村議員。

○13番（中村健二君） 設計の段階でちょっと木や何かが生えて分かりにくかったと。大体いつもそういうことですね、変更のときは。最初のときは何かがあって分かりにくかった、後で調べてみるとそういうのがあったということで土被り用ということですけども、できれば本当はこういうのは、ちゃんと現場を見てするわけでしょうから、こういう変更が余り起きないように

しっかりと設計の段階でやってもらいたいと。最近はこのように、先ほどもあったように、変更、変更と毎回のようにするものですから、ちゃんと設計の時点でできんのかなと思うわけですよ。岩部用と土被り用というのは、ちょっと価格を調べてみたんだけど、そんな差はないんですよ、価格は。メーカーで違うのかどうか知りませんが、単価でいうとあんまり、何千万も変わるようにそんなに本数が多いのかなと思ったんですけど。どうかすると、メーカーによっては土被り用のほうがちょっと安いと出たんですけど、ここではこういうふうに、こっちに切替えたならこれだけ高くなったということですから、それは設計上の問題でしょうからあれですけど、先ほども言われましたように、今後もうちょっとですね、設計時点、積算時点でもう少ししてもらって、このように毎回のよう増額、増額というのがないように努めていただきたいと思います。以上です。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで、議案第53号「字の区域の変更について」から、議案第59号「町道の路線認定について」までの質疑を終わります。

お諮りします。

議案第48号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第59号「町道の路線認定について」までの12議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から、議案第59号「町道の路線認定について」までの12議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり各常任委員会に付託します。

議案の詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の日程を終了しました。

これにて散会します。

散会 午前11時33分

6 月 11 日（水曜日）

令和7年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和7年6月9日午前10時00分招集
2. 令和7年6月11日午前10時00分開議
3. 令和7年6月11日午後3時19分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 7番 吉村建文議員
3番 西山洋一議員
4番 上村幸輝議員
1番 坂井金次郎議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 中川公則君 |
| 10番 野田祐士君 | 11番 宮崎金次君 | 13番 中村健二君 |
| 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 | 16番 荒牧昭博君 |
| 17番 松本昭一君 | 18番 榮正敏君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 12番 坂田みはる君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 中山貴文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 納美由紀君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 会計管理者 | 坂井浩章君 |
| 総務課長 | 荒木薫君 | 総務課審議員 | 寺本和寛君 |
| 危機管理課長 | 森川博君 | 企画財政課長 | 松本浩治君 |
| 企画財政課審議員 | 藤田智久君 | 税務課長 | 山口拓郎君 |

住 民 課 長	田 上 恵 美 君	福 祉 課 長	菊 川 和 幸 君
こども未来課長	吉 住 由 美 君	こども未来課審議員	川 原 さおり 君
健康保険課長	田 上 雅 史 君	産業振興課長	岩 本 武 継 君
都市計画課長	齊 藤 計 介 君	建 設 課 長	鶴 野 雅 臣 君
復興整備課長	吉 本 秀 一 君	下 水 道 課 長	相 良 憲 二 君
水 道 課 長	豊 田 博 文 君	学校教育課長	内 村 康 成 君
生涯学習課長	中 村 康 広 君	生涯学習課審議員	内 田 博 也 君

開会・開議 午前10時00分

○議長（榮 正敏君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、12番坂田みはる議員から欠席をする旨の届出があっております。

本日の日程は一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は8名です。

一般質問は、本日と明日12日の二日に分けて行います。

質問の順番を申し上げます。本日は、1番目に吉村建文議員、2番目に西山洋一議員、3番目に上村幸輝議員、4番目に坂井金次郎議員、明日12日は、1番目に甲斐康之議員、2番目に木村正史議員、3番目に宮崎金次議員、4番目に野田祐士議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（榮 正敏君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。7番、公明党の吉村建文でございます。熊本地震より9年2か月が経過いたしました。町の姿も3月末には地域共生センターも落成し、復興の歩みを実感できるようになったと思いますが、まだまだこれからその歩みを持続させていかねばと思う次第であります。また、梅雨入りが発表され、降雨量にも十分警戒をしなければいけないと思います。

本日は傍聴者の方々、また、モニターを御覧の皆様、日頃より町政に関心を持ってくださりありがとうございます。今日も町政に関する質問をさせていただきます。

本日は5点到って質問をさせていただきます。

1点目、町の公共施設における障がい者用駐車場について、2点目、重点支援地方交付金について、3点目、益城町つどいの広場はっぴいの跡地利用について、4点目、リチウムイオン電池の処分方法について、5点目、子ども議会や花火大会の実施時期について、以上5点到って質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移させていただきます。

初めに、町の公共施設における障がい者用駐車場についてお伺いいたします。

現在、町の公共施設における障がい者用駐車場は何台設置してあるかについてお伺いいたします。

現在、公共施設における障がい者用の駐車場は必ず数台は設置が義務づけられていると思うのですが、現状はどうなっているのでしょうか。先日、町民の方から住民相談を受けました。文化会館の駐車場について、障がい者用駐車場が1台しかなくて、非常に不便であると。区画整理の関係で工事があっているが、今後の計画が知りたいとのことでした。実際に現場に行ってみると、障がい者用駐車場と表示してあるのは1台しかなく、また、現在の文化会館の駐車場については、会館の下の方に2か所設置しているだけで、歩いて登っていくしかなく、大変不便であると思います。文化会館の今後の駐車場の計画をお知らせください。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和7年第2回益城町議会定例会も3日目を迎えております。本日は一般質問ということで4名の議員の皆様の質問をいただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、傍聴席には早朝からお越しいただきましてありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

さて、大雨で、昨日の夜、木崎の浄恩寺付近の流木が倒れたとの連絡があり、町道南木崎線を全面通行止めし、対応しているところです。今後も町民の皆様を守るため、しっかりと対応してまいります。

それでは、7番吉村議員の一つ目の御質問の1点目、町の公共施設における障がい者等用駐車場は何台設置してあるのかにつきましてお答えします。

本町の主な施設の障がい者等用駐車場の台数は、役場庁舎に5台、保健福祉センターはびねす2台、交流情報センターミナテラスに4台、地域共生センターカタルに4台、文化会館に1台、総合体育館に8台、総合運動公園テニスコートに2台となっており、合計台数は73台となります。公共施設における障がい者等用駐車場につきましては、いわゆるバリアフリー法で設置が義務づけられており、その台数は、各施設の収容台数に応じて定められております。現時点での町の公共施設における設置台数はその要件を満たしているところです。以上です。

○議長（榮 正敏君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の一つ目の御質問の2点目、区画整理に伴う益城町文化会館の障がい者等用駐車場の今後の計画についてお答えします。

益城町文化会館の障がい者等用駐車場台数につきましては、開館当時から1台分の確保となっていました。熊本地震以降は、配慮の必要な方への利便性を考慮し、既存の1台分を含め、必要に応じて数台分を各確保しているところでございます。しかし、表示されている障がい者等用駐車場は1台分となっておりますので、他の数台分につきましても、利用者に分かりやすい表示を検討したいと考えております。

また、文化会館自主事業の開催時には、駐車線は引いておりませんが、正面玄関前に6台分の障がい者等用駐車場を設けて対応しているところでございます。

次に、議員御質問の木山地区土地区画整理事業等の完了後の文化会館駐車場整備計画につきましては、県道沿いに50台、事務所前に5台、南側に62台、県道北側に10台の合計127台の整備を計画しております。そのうち、障がい者等用駐車場につきましては、県道沿い駐車場と事務所前にそれぞれ2台ずつ整備する予定であります。なお、大規模イベント時には、従来どおり、臨時的に障がい者等用駐車場を設けるなど、指定管理者と連携して対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

町の公共施設バリアフリー法による設置が町の条件を満たしているとの回答ではございましたが、現在、各市町村において、公共施設における障がい者用また体の不自由な方に対する駐車場の設置は、この時代背景からしても十分に配慮しなくてはならないというふうに考えております。ましてや、文化会館については、文化会館の自主事業開催については正面玄関前に障がい者用駐車場として6台設けて対応しておりますとの回答でしたが、実際に自主事業でない場合、文化会館が利用される場合には、そういった障がい者駐車場として設置はなされてないわけですし、ましてや町民の方々にとっては、どうしてうちの文化会館にはそういった障がい者用の駐車場が設置してないのかという不満の声が挙がっているのは当然だと思っております。ですから、今回、表示している障がい者用等駐車場については、ほかの数台分についても、利用者に分かりやすい表示を検討したいと思いますという回答でございましたので、看板を立てるのも必要ですが、そうじゃなくて、障がい者用駐車場、絵文字で広いことが表示されておりますので、その絵文字だけでも結構ですので、少なくとも、今、看板が置いてあるのは1台ですので、あと二、三台そういった表示をしていただいて、町民の方にも分かりやすい駐車場の設置をしていただければと思いますので、くれぐれもよろしくお願い申し上げます。

次に、重点支援地方交付金についてお伺いいたします。

国の重点支援交付金は、全国の地方自治体が地域の実情に応じたきめ細やかな物価高対策を講じるための財源として使用できます。これまで重点支援地方交付金を活用した生活者向けの物価高対策としては、低所得の住民税非課税世帯への給付が行われるとともに、学校給食費の負担軽減やLPGガス、灯油代の支援、水道料金の減免、プレミアム付商品券の発行など、地域ごとに独自の支援策が実施されました。

そこでお尋ねいたします。

1点目、24年度の補正予算で重点支援地方交付金が交付されましたが、町には交付金がいかに交付されたのか、2点目、現在までにその交付金を利用したものは、何に幾ら程度使ったのか、3点目、今後残った交付金をどのように使う予定なのか、4点目、また、いつまでに予算を利用しなければならないのかお知らせください。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の二つ目の御質問の1点目、24年度の補正予算で重点支援交付金が交付されたが、町にはどれほどの交付金が出ているかにつきましてお答えします。

令和6年度に国の補正予算で設置されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の本町の交付限度額は9,793万3,000円となっております。

次に、御質問の2点目、現在までに利用したものは何に幾らほど使ったのかにつきましてお答えします。

本交付金の主な活用につきましては、学校給食食材費高騰分の補助に2,700万円、L P ガス使用世帯への給付に1,971万4,000円、住民税課税者の扶養親族のみからなる世帯への給付に960万円、そのほか、私立保育所等の光熱費及び食材費高騰分の補助や文化会館等の指定管理者に対する光熱費高騰分の補助を行っており、令和6年度及び令和7年度当初予算までで6,399万5,000円の予算措置を行っております。

次に、御質問の3点目、今後残った交付金をどのように使う予定なのかにつきましてお答えします。

今回の一般会計補正予算におきまして、省エネ家電機器補助に1,400万円、上下水道の公営企業に対する光熱費高騰分の補助に1,225万7,000円、米飯の調達価格高騰により、学校給食食材費高騰分の補助に564万円を追加で提案しております。これらの予算措置により、交付限度額9,793万3,000円のうち、9,589万2,000円、率にして97.9%を活用することとなります。残り予算未計上分が約200万円ほどありますが、既に予算措置された事業の執行状況を踏まえつつ、必要に応じ、新たに予算を提案するなど、国から配分されました限度額全てを有効に活用していく予定です。

次に、御質問の4点目、また、いつまでに予算を利用しなければならないのかにつきましてお答えします。

本交付金につきましては、国の令和6年度の補正予算で措置されているものであるため、本年度は国の繰越事業となっております。なお、令和8年度に繰り越した場合の対応につきましては、現時点では国からは何も示されておりませんが、本町といたしましては、本交付金の目的であります価格高騰対策として広く町民の皆様に効果が及びますよう、できるだけ速やかに事業を実施していくことが重要だと考えておりますので、令和7年度中の事業完了を目指してまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

本町への交付金が9,793万3,000円であること、現在までに、学校給食食材費高騰分の補助に2,700万円、L P ガス使用世帯への給付に1,971万4,000円、住民税課税の扶養親族のみから成る世帯への給付に960万円等と6,399万5,000円の予算措置を行っているとのことでした。

今後、残った交付金については、今回の一般会計補正予算で、省エネ家電機器補助に1,400万円、上下水道の公営企業に対する光熱費高騰分の補助に1,225万7,000円、米飯の調達価格高騰により、学校給食食材費高騰分の補助に964万円を追加で計上予定とのこと、よく分かりました。

残りに計上分が約200万円ほどあるが、既に予算措置された事業の執行状況を踏まえつつ、必要に応じ新たに計予算を計上するなど、国から示された限度額全てを有効に活用していく予定です。

あることが分かりました。

先ほどの回答の中に、令和8年度に繰り越した場合の対応について、現時点では国から何も示されていないとの回答でありましたが、今回5月27日の閣議で重点支援地方交付金を1,000億円積み増したことが閣議で決定いたしました。町に対する支援金の増額が予想されることになると思います。案分すれば、多分1,000万円ぐらいの追加補助になると思いますけれども、この重点支援地方交付金の積み増しの金額に対して、町の執行部としては計画を提出しなければなりません。その計画の締切りは6月末と10月末です。多分6月末は間に合わないと思うんですけども、10月末までには新たなことが準備されることと思っております。私もぜひまた提案をさせていただきたいと思います。

町長からの方針等があればお聞きしたいと思います。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の二つ目の御質問2回目ということで、国から1,000万円程度来る見込みということでしたが、そちらのほうについては、まだいろいろ隙間があるかなということですので、本交付金の目的であります価格高騰対策として広く町民の皆さん方に効果が及びますよう、できるだけ速やかに事業を実施していくことが重要だと考えておりますので、これはもう全庁挙げて取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の回答ありがとうございました。

今回の積み増しされる重点支援地方交付金の使い道については、住民主体でぜひその利用法を考えていただきたいと思っております。

次に、益城町つどいの広場はっぴいの跡地利用についてお伺いいたします。

今年の3月議会で、益城町つどいの広場はっぴいの跡地利用を不登校児童生徒の学習指導等に、正式な場所が設置されるまでの間、この施設を活用してはどうかと提案をしておりましたが、検討を行ってまいりますとの答弁を引き出しましたが、その後どうなりましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（榮 正敏君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の三つ目の御質問、益城町集いの広場はっぴいの跡地利用に進展はあったのかについてお答えします。

議員御質問の施設利用につきましては、本年の3月定例議会でも御質問いただき、みんなの家の利活用は、町民の皆様のニーズや町内の各公共施設が持つ機能とのすみ分けなどを考慮しつつ、関係課間で連携をとりながら検討を行っていくとお答えしたところでございます。教育委員会としましては、昨今の町の不登校児童生徒数の増加を深刻な事態と受け止めておりまして、不登校児童生徒の学習支援施設の必要性を認識しておりました。そのような状況を踏まえ、みんなの家の利活用につきましては、関係部署で協議を重ねた結果、今年度は不登校児童生徒の学習支援施設として活用することとし、この6月1日に施設利用を開始したところでございます。本施設が不登校児童生徒にとって学校復帰までの一時的な居場所として寄与できるよう、関係者や関係機

関と連携を図りながら、一人でも不登校児童生徒が減少するように取り組んでまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

みんなの家の利活用について、関係部署で協議を重ねていただいて、今回6月、今月から施設利用を開始したということでもありますけれども、もう民間と役場の行政との行動力の差というのを痛感しておりましたので、みんなの家の利活用については、その場所が今回のカタルのほうに移って機能しているわけですから、結局、3か月でその利活用が決まったということは非常に喜ばしいことだと思っております。

私、昨日、この施設を訪問いたしました。誰もおりませんでした。鍵もかかっておりませんでした。一体これどういうことなんだろうかと首をかしげたんですけども、具体的に、みんなの家の利用について、担当されている方は何人いらっしゃって、大体、月曜から金曜までなのか、月曜から土曜までなのか、それともフルで使っていらっしゃるのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

また、鍵の問題ですけども、多分、担当された先生が、昼食時間に行ったので多分自席を離れていらっしゃったのではないかと思いますけれども、その運営方法について、教育機関として、教育長としてどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（榮 正敏君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の2点目の質問の2回目にお答えします。

今ありましたように、元はミナテラスのほうにありまして、それが6月1日から移ってきたわけでございますけれども、今職員は3人で対応しております。子どもたちはまだ新学期になっておりますので、今受付をしたりして、毎年更新をしておりますので、今そういうところで整理しているところであるというふうに理解しております。そして、時間が大体月曜から金曜までの9時から行っておりまして、時間は何時とは決まっておりますけれども、大体4時あたりというふうなところで運営はかなり柔軟に行っているところです。時間を決めておりましても、不登校傾向の子どもたちが多うございますので、その子のその日の体調等によってもまた違ってきますけれども、そのようなところでございます。

先ほどの鍵が開いていたというところについては、私もそこはまた調査といいますか、どういう事情だったかということは確認をさせていただきたいと思います。今ありましたように、施設でありますので、その管理・運営についてはきちんとできるように、またそこは確認をさせていただいて、きちんと執行できるように指導してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。

次に、リチウムイオン電池の処分方法についてお伺いいたします。

小型軽量でありながら大容量の電力が蓄えられ、充電すれば繰り返し使えるリチウムイオン電池は、スマートフォンやパソコンなどほぼ全ての充電式家電製品に内蔵されています。ところが、

不要になったリチウムイオン電池が分別されず、ほかのごみと一緒に捨てられるなどしていることも多く、ごみ収集車や廃棄物処理施設での火災事故が相次いでいます。火災事故を防ぐには、不要なリチウムイオン電池の分別回収などの適正な処理を徹底しなければなりません。重要なのは、環境省が家庭から出る不要なリチウムイオン電池の適正な処理に向けた体制の整備を求める新たな方針を自治体に通知したことです。環境省の通知は、回収方法を住民に明示することも自治体に求めています。

そこでお尋ねいたします。

最近の報道で、リチウムイオン電池によるごみ回収車の爆発事案がありますが、本町ではそのような事案は出ていないのか、2点目に、ごみ収集カレンダーの中に資源ごみの出し方について表示がしてあるんですけれども、もっと工夫できないものかお尋ねいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の四つ目の御質問の1点目、最近の報道で、リチウムイオン電池によるごみ回収車の爆発事案があるが、本町ではそのような事案は出ていないのかにつきましてお答えします。

本町におきましては、現在まで、リチウム電池等によるごみ収集車の爆発事案は発生しておりません。

次に、御質問の2点目、ごみ収集カレンダーの中に資源ごみの出し方が表示してあるが、もっと分かりやすく工夫できないかにつきましてお答えします。

ごみ収集カレンダーにつきましては、限られたスペースの中で町民の皆様に分かりやすい情報を届けられるよう、毎年改定を行っているところです。なお、利便性を高めるため、町公式LINEを活用し、当日収集するごみの種類をお知らせするサービスを開始しております。リチウム電池等の処分方法につきましては、現行のごみ収集カレンダーで、資源ごみの出し方の乾電池・蛍光灯の欄に、家電量販店もしくはクリーンセンターへ持込みいただくよう記載しているところです。

また、議員御指摘のとおり、環境省から、令和7年4月15日付で市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策についての通知が発せられ、その通知では、住民にとって利便性の高い回収方法や回収したリチウム電池等の適切な保管などに関する方針が示されました。町の現在の対応としまして、リチウム電池等の回収につきましては、ごみステーションによる回収ではなく、家電量販店もしくはクリーンセンターへ持ち込んでいただくよう周知しているところです。これは、リチウム電池等と通常のごみが混在することで、ごみ収集車やクリーンセンターで発火するおそれがあることを考慮しての対応です。また、クリーンセンターに持ち込まれたリチウム電池等につきましては、ほかのごみと混在しないよう保管されています。爆発事案につながる可能性があるリチウム電池等その処理に特別な注意が必要な資源ごみの処分方法につきまして、議員御指摘のとおり、町民の皆様により分かりやすくお伝えできるよう、他自治体の事例等を参考にしますとともに、あらゆる方法で周知を図ることで、今後ごみ収集車や益城クリーンセンターにおける爆発事案の予防に努めてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 回答ありがとうございました。

たまたま本町では爆発事故は起きてないということですが、いつ起こるか分からないのがリチウムイオンの爆発事故でございますので、この予防に努めていただきたいというふうに思っております。

また、リチウムイオン電池の回収については、現在、ごみの収集カレンダーに書いてありますけれども、あれもだから16ページぐらいにちょこっとう書いてあるだけで、非常に毎月毎月のごみ収集に関しては町民の方々見ておられますけれども、リチウムイオンについてという特別な関心は持っていらっしゃると思います。私もごみ出しはちゃんとやっているんですけれども、そのリチウムイオンについて特段の意識は持ってなかったものですから、ぜひこの際、リチウムイオンの取扱い方については、また広報ましき等に掲示をしていただいて、町民の皆さんに分かりやすいように表示をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、子ども議会や花火大会の実施時期についてお伺いいたします。

今年は、2年に1回実施される子ども議会があるわけですが、実施時期は決まっているのでしょうか。また、今年の花火大会の実施時期と、会場は決まっているのかお尋ねをいたします。

○議長（榮 正敏君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の五つ目の御質問の1点目、益城町子ども議会の開催時期は決まっているのかについてお答えします。

益城町子ども議会につきましては、町の将来を担う児童生徒が、町政に対する質問や提案を自ら考え、そのことを議会で発言することを通して議会に対する理解を深め、町政に対する関心を喚起するために、2年に一度開催しておるところでございます。議員御質問の今年度の益城町子ども議会は、8月12日火曜日午後1時30分からを予定しております。議員の皆様方には、後日、開催通知を送付させていただきますので、益城町子ども議会の傍聴方よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の五つ目の御質問の2点目、今年の花火大会の実施時期と会場は決まっているのかにつきましてお答えします。

昨年の11月4日に、町民の皆様が心待ちにされておられました益城町みんなの秋祭りを総合運動公園駐車場一帯におきまして開催することができました。また、熊本地震後初となる9年ぶりの打ち上げ花火も実施でき、多くの皆様に御来場いただいたことを大変うれしく思っております。

さて、議員御質問の今年のまつりにつきましては、先日6月3日に実行委員会を開催し、昨年のイベント内容をベースとし、総合運動公園駐車場一帯におきまして、10月25日の土曜日に開催することを提案し、御了承いただいたところです。ステージイベントなど詳細なプログラムにつきましては、今後、実行委員会役員会などで検討してまいります。まずは開催期日などにつきまして、町ホームページや広報ましき等により、なるべく早く町民の皆様にお伝えしたいと考えております。いずれにしましても、昨年の秋祭りの改善すべき点などを踏まえつつ、関係機関や

実行委員会の皆様との連携を密にし、町民の皆様に喜んでもらえるよう取り組んでまいる所存です。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

子ども議会ですけれども、8月12日午後1時半から開催を予定しているとのことでした。今まで子ども議会を傍聴いたしまして感じることは、要望が非常に多いということで、議会とは何ぞやということも言われておりましたけれども、ちょうど熊本地震から9年が過ぎ、来年もう10年が経つわけですけれども、今後、子どもたちの将来的な展望とかをできれば聞きたいなというふうに思っておりますので、子どもたちにとってはまた大変だと思いますけれども、議会を体験するというのも非常にいい機会でございますので、ぜひともその辺を各学校長に伝えていただきまして、質問内容にしていいただければと思っております。

それから、花火大会、益城町みんなの秋祭りを昨年11月4日に開催したわけですが、非常によかったと思います。多分、今年も暑さが厳しいことは十分予想されますので、10月25日の土曜日に開催するということであれば、暑さもだいぶ落ち着いた形になるんじゃないかと思えますし、中学生等もたくさん会場に来て、打ち上げ花火を家族の皆さんと一緒に見たことがまたその子どもの印象にも残ることだと思いますし、また、他町から来られる皆さん方に対しても、益城町の復興の様子を花火大会を通して知らしめることはできると思いますので、ぜひ花火大会については、またプログラムについても、今後、実行委員会等で検討していかれるということでございますので、まずは開催日の決定をしたということですので、町のホームページや広報まじき等になるべく早く町民の皆様にお伝えしていただきたいというふうに考えております。

予算的にはどうしてもやはり交通の警察等からの依頼もあって、警備員をたくさんまた準備しなくちゃいけない、これはもう、今までは商工会の皆さんにお手伝いをさせていただいてやっていたわけですが、公的な主催者が町ということになりますと、その辺のこともいい加減にはしてはいけない、また、事故等が起こってもいけないわけですので、無事故、安全な環境の中で、みんなの秋祭りを実施していただきたいと思っております。

以上で、一般質問の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） 吉村建文議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。10時50分から再開します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西山洋一議員の質問を許します。

3番西山洋一議員。

○3番（西山洋一君） 皆さん、こんにちは。3番西山でございます。本日も一般質問の機会を

与えていただきありがとうございます。昨日から梅雨入り、本格的な梅雨になりまして、台風それから大雨と非常に危惧する時期がやってまいりました。我々町民としても、そしてまたこの役場の執行部の皆さんも非常に緊張感の高まる時期ではなかろうかと思います。ぜひ大きな災害がないことを願いたいものでございます。

それから、町政に興味を持っていただいております傍聴席にお越しの皆様方、足元の悪い中、本日はありがとうございます。

それでは、今回通告しておりました3点について質問をさせていただきます。

まずは、グランメッセ北側に建設を予定しております産業団地の進捗状況について、2点目は、ましき健診の胃がん検診を胃カメラでできないかというお願いです。それから3点目は、来年で熊本地震から10年目を迎えます。これに伴って、町そして県全体としての取組について質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、1点目の質問です。

まずは、益城インターチェンジ北側に分譲予定であります産業団地の進捗状況についてお伺いいたします。

本定例会に提案されました産業団地特別会計補正予算におきまして、産業団地の造成工事費が計上されております。産業団地用地取得もほぼ終了しているものと思います。状況からしますと、順調かつスピード感を持って手続が進められているものと思っております。この間、台湾のT S MCが菊陽町に進出をして、もう稼働もいたしました。益城町内では、熊本臨空テクノパークや大和ハウスが分譲する工業団地に造成業等の進出が活発化しているところであります。このようなタイミングで、本町の産業団地の造成が始まることは、町のこれからのさらなる活性化につながるものと非常に期待をしているものでございます。

また一方で、熊本市や空港周辺の近隣自治体でも産業団地が多数計画されており、企業のニーズも非常に関心の高いものがあると思っております。

また、今日の朝の新聞を熊日新聞で見ましたけれども、西原村において、河原地区に400から500区画の大規模な宅地の開発も計画されているというようなことも今日報道で知りました。このような状況の中で、この益城町を取り巻く環境は相当変わっていくものではなかろうかと思えます。

その辺を踏まえまして、町長に3点質問させていただきます。

まず1点目としまして、今、こんなふうに盛り上がっている状況の中で企業の投資意欲の高いうちに分譲開始をすることが、売れ残りリスクを回避する上でも非常に重要であると考えております。これから造成工事に着手するわけですが、今後、分譲まで想定される具体的なスケジュールをまずお伺いいたします。これが1点目です。

次に、2点目としまして、産業団地が完売するかどうかは、分譲価格をどのように設定するかが大きなポイントになるというふうに思っております。産業団地の用地費用、それに造成費用、それに減歩等も恐らく9ヘクタールの開発の中で分譲するのは5ヘクタールというふうに聞いて

おりますので、約半分近くは減歩というような状況になりますけれども、このような費用を全て解消するというのはもう必須であります、町が利益を出す必要はないというふうに思っております。

今回の早期分譲の鍵を握るこの価格設定について、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、3点目ですが、産業団地の構想を発表された後、町長におかれましても、様々な機会を捉えてトップセールスをしてこられたものと思っておりますが、この産業団地に対する企業の反応もしくは分譲への手応えというのは、町長自身が感じておられるのでしょうか。また、いろんな企業と接触をされていると思いますが、どのような企業を呼び込みたいというふうに考えておられるのか、分譲に当たっての方針についてお伺いいたします。

まず、1点目、分譲まで想定される今後のスケジュール、それから2点目、分譲価格の設定についてどのようにお考えか、3点目、今後、分譲に当たっての町長の方針を伺います。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番西山議員の一つ目の御質問の1点目、造成工事に着手後、分譲開始までの具体的なスケジュールにつきましてお答えします。

まず、産業団地の造成工事につきましては、本年度の工事着手を予定しており、そのため、本定例会に造成工事費として、令和9年度までの債務負担行為と合わせて18億5,902万円を増額する産業団地特別会計補正予算を提案しております。また、補正予算を議決いただいた後、速やかに分譲要領の概要を公表するとともに、産業団地に立地を希望する企業を募集し、予約分譲の受付に入りたいと考えております。10月頃から購入申込みの受付開始を予定しております。その後、立地企業選考委員会を開催し、令和8年4月を目途に予約分譲をする企業を内定し、分譲内定企業との個別調整を経て、土地売買契約に先立つ予約協定を締結する予定です。立地企業との土地売買契約の締結につきましては、造成工事完了後、議会の議決を得て行うことになります。この土地売買契約に合わせて、町民の雇用促進や地域経済への貢献策、本町からの補助金などの支援、協力体制を明確にする立地協定及び地域環境への影響を最小限に抑えるための取組や地域の風土を形成している緑地環境を確保するための取組を明確にする環境形成協定も締結する予定です。立地企業への土地の引渡しは、令和9年12月頃までに完了したいと考えております。

次に、御質問の2点目、早期分譲の鍵を握る分譲価格の設定につきましてお答えします。

分譲単価の設定につきましては、まず、熊本県や近隣自治体の類似事例を参考に、産業団地の整備検討に係る費用から造成工事完了までに要する全体事業費、国や県からの補助金などを踏まえて算出する基本とする単価をベースとして、近隣自治体が整備する工業団地の分譲単価や周辺の工事地価等を比較検証しながら、分譲単価を決定することとしております。

最後に、御質問の3点目、企業の反応や分譲への手応え、また分譲に当たっての方針につきましてお答えします。

産業団地整備事業は、令和2年度から適地調査等の検討事業に着手し、地権者の皆様方の御理

解、御協力により、これまで順調に事業を進めてまいりました。まず、地権者の皆様に対し深く感謝を申し上げます。

議員御質問の産業団地に対する企業の反応や分譲への手応えにつきましては、近隣自治体で進む半導体産業を中心とした旺盛な企業進出需要や高速道路インターチェンジに近接するという立地特性も相まって、既に多くの企業に関心をいただいている状況にあり、本年10月頃から開始する予定の予約分譲につきましても、一定数の応募を見込んでいるところです。予約分譲における立地企業の選定につきましては、半導体関連企業、食品関連企業、物流関連企業など、本町が有する地理的優位性を生かし、新たな資本を県外から呼び込むだけでなく、既に町内に事業所を有する企業にも、ぜひ立地を検討していただきたいと考えております。この産業団地へ企業が立地することで、町民の雇用拡大や地域経済の活性化、税収増につながるものと期待しております。

私は、町長として攻めの行政運営を打ち出し、企業誘致戦略の策定や熊本県の企業立地課及び東京事務所への本庁職員の派遣に加え、私自身があらゆる機会を捉え、トップセールスを実施するなど、積極的に企業誘致に取り組んでまいりました。今回の産業団地につきましても、熊本地震後、創造的復興を進めるために積極的に企業を誘致しましたが、市街化調整区域では様々な開発要件があり、企業が進出を計画される際に時間がかかることから、断念されたケースもありました。そこで今回の場所に産業団地の整備を計画したところです。先ほども申し上げましたように、快く用地を提供していただいた地権者の方々、用地買収や計画策定に頑張ってくれた職員に感謝をしたいと思います。そういったことを踏まえまして、予約分譲開始後につきましても、これまで以上に私自身が先頭に立ち、トップセールスに取り組んでまいり所存です。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 西山議員。

○3番（西山洋一君） 答弁ありがとうございました。非常に詳しく御答弁いただきまして。

まず、最初に質問しましたスケジュールについては、本年度着工を予定している、令和8年4月をめどに予約分譲、大体10月ぐらいにもなるかなと思いますが、企業も内定する予定であると、令和9年12月頃までには完了予定であるということでした。

次に、分譲価格ですけれども、こちらについては、様々な事業全体の費用に加えて、補助金等を踏まえ、近隣自治体の分譲単価もしくは周辺の公示価格等と比較検証して決定していくということでございます。今回の産業団地の立地条件等を勘案すれば、まずは売れ残ることはないと思いますけれども、高ければやはり企業もちょっと二の足を踏むんじゃないかなというふうにも思っております。将来的に町の負の遺産にならないように、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それから、3点目の企業の反応をそれから手応えにつきましては、インターチェンジに近接するという立地特性によって、恐らく場所を聞いただけで多くの企業が候補地としていろんな関心を持ってくるんじゃないかなというふうに思っております。その中で、立地企業の選定につきましては、半導体関連企業、それから食品関連企業、物流関連企業など本町の地理的な特性を生かして検討していくということでした。いずれにしても、将来、町のためになるような

企業をぜひ、候補が少なければ選べませんが、たくさんの企業から希望があれば、その辺を検討していただきたいというふうに思います。

以上のようなことから、総合的に見ますと、この産業団地の分譲につきましては、ほぼ計画どおりに現状では進んでいるのではないかというふうに思っております。ただ、このインターチェンジ北側の産業団地に新たな企業が立地するということで、これまで皆無であった第2空港線沿いのこれからの今後の開発において、これが試金石となることを強く期待をしまして、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問です。ましき健診における胃カメラの助成はできないかという内容ですが、まず、年1回のましき健診、これ私も毎年受診しております。これはもう町民の健康維持、それからがんの早期発見に大きく寄与しているものではないかというふうに思っております。ましき健診では、40歳以上の方は胃がん検診、これはバリウム検査というふうになっております。バリウムを飲んで、宇宙遊泳じゃないですけども、あの検診台に乗って、回転したり逆さにされたりいろんな格好しなければなりません。このバリウム検査が非常に苦手な方、もしくは先ほど言いましたように、検診台での回転や逆さにされたりして相当のパワーを必要とするということは、高齢者にとりましては非常に苦痛に思われる方も多いのではないかというふうに思っております。現に私も毎年先ほど言いましたように健診を受診しておりますけれども、年齢を重ねるごとに、この検査をいつまで耐え得るかなというふうに少しは心配をしているところでございます。そのような状況の中で、この胃がん検診、バリウム検査に加えて、胃カメラも対象にすることができないか伺いたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番西山議員の二つ目の御質問、ましき健診の胃がん検診はバリウム検査となっているが、高齢者から負担を感じるとの声をよく聞くことから、胃カメラも対象にすることはできないかにつきましてお答えします。

ましき健診は特定健診とがん検診を組み合わせたセット健診で、集団健診として実施しており、胃がん検診はバリウム検査で行っております。高齢者の皆様にとりましては、胃がん検診が負担にならないよう、より適切な方法を検討していくことは重要であると考えております。議員御指摘のとおり、バリウム検査が高齢者の皆様にとりまして、負担となる場合があることは認識しております。私自身も以前、人間ドックを受診した際、バリウムで胃がん検査を行いました、バリウム自体は飲みやすくなっていましたが、検査の際の、先ほど言われたように、体位変換があり、思った以上に足や腕など体全体の力が必要だったことを感じたところです。しかしながら、胃カメラ検査はバリウム検査に比べ費用や検査時間も大きく異なるため、集団健診への導入には課題があります。また、健診機関におきまして、集団健診で胃カメラ検査を提供する体制が整っていないことなどから、現時点で胃カメラ検査を集団健診であるましき健診に導入することは難しい状況にあります。

なお、議員御質問の胃カメラ検診への助成につきましては、満30歳以上の益城国民健康保険加入者または県後期高齢者医療保険加入者を対象として、指定の医療機関で直接受診する人間ドッ

クに胃カメラ検査を含むコースが用意されており、その受診に対する助成を行っているところです。今後とも、ましき健診やがん検診の内容等について、より多くの受診につながるよう研究してまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 西山議員。

○3番（西山洋一君） 答弁ありがとうございました。

非常にバリウム検査が高齢者にとって負担となっていると、そのような場合が考えられるというのは非常に認識もしていると、ただ、現時点では、胃カメラ検査をましき健診に導入することはいろんな課題があって難しいということでございました。また、30歳以上の方は人間ドックの助成も行っているということでございました。この人間ドックの助成なんですけれども、30歳以上の方がどれだけ人間ドックを受診されているかはちょっと問いませんが、ただ、ましき健診と人間ドックでは負担する費用に相当な差がございます。できれば、高齢者が人間ドックを受診するとした場合、ここに費用的負担も高齢者にとっては大きくなることから、今後もこのような町民の声に耳を傾けながら、高齢者の人間ドックに助成をするということも含めまして、今後、研究、検討していただくことを切にお願いをしまして、次の質問に移らせていただきます。

3番目の質問です。

熊本地震からもう9年2か月が経過し、来年は10年という節目を迎えようとしております。これまで、地震からの復旧・復興にオール熊本で対応してきたことによりまして、県道4車線化事業やそれから木山区画の整理事業を残すのみとなっているのではないかというふうに思います。地震直後は、みなし仮設住宅等で仮住まいをされた方も非常に多く、町の人口も一時的には減少していましたが、住宅の復旧や災害公営住宅の建設に加えまして、広安地区の西地区、中地区の区画整理事業もあって、ほぼ地震前の水準まで人口的には戻りつつあるのではないかというふうに思っております。地震から今日まで、益城町の復旧・復興におきましては、全国から心温かい支援が非常にたくさんあって、ここまで益城町が復旧・復興ができたのではないかというふうに思っております。全国でも益城町を知らない人はいないんじゃないかというぐらい益城町は有名になりました。恐らく今でも益城町というと、ああ、あの地震の町という、ちょっと言い方は悪いですが、マイナス的なイメージもありますが、それぐらいまだ益城町の名前というのは知られているのではないかというふうに思っております。

そこで、1点目、一つ目の質問として、熊本地震において震度7の激震を2度経験したこの益城町の復旧・復興の状況を御支援いただいた全国の方々へのお礼と状況報告を兼ねて、全国に向けて、益城町はこうに変わったんだということを発信すべきではないかと思いますが、まずは町長の見解をお伺いしたい。

それから2点目です。熊本地震から10年目という節目のイベント、これは益城町のみでなく、県下全域とは言いませんが、被災市町村がたくさんあります。そこで、県も含めた他の市町村と連携したオール熊本でのこの10年という節目の何というか、報告というか、それを検討されているのかお伺いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番西山議員の三つ目の御質問の1点目、熊本地震から10年を迎えるに当たっての益城町の復旧・復興の状況の全国への発信につきましてお答えします。

本町は観測史上例を見ない2度にわたる震度7の地震に見舞われ、尊い命、美しいふるさとの姿を失うとともに、これまでの日常が一変したあの日から来年で10年を迎えることになります。熊本地震の際には、災害ボランティアとして全国の多くの個人や企業、NPO、各種団体などの皆様から御支援をいただいたところです。また、国や全国の自治体、大学などなどからも人的、専門的な支援をいただきました。さらに、本町の復旧・復興に対しまして、寄附金、ふるさと納税として多くの金銭的御支援を現在もいただいているところです。このような御支援のおかげで、復旧・復興がここまで進んだものと深く感謝を申し上げます。

議員御指摘のとおり、これまで御支援いただいた皆様をはじめ、多くの方々に、本町が復旧・復興している姿を全国に発信することは本町の責務であると考えております。来年10年を迎えるに当たり、震災遺構を活用した防災教育に係る事業など、改めて町民の皆様が自ら熊本地震の記憶を継承していくことや、お世話になった皆様への恩返しの気持ちを発信していきたいと考えております。具体的な事業等につきまして、現在、庁内を挙げて検討を進めているところです。その一つとして、これまでの支援に対する改めての感謝と、全国の皆様に熊本地震をいま一度思い起こし、心を寄せていただけるような震災10年に係る動画の制作を企画しており、その事業費を今回の一般会計補正予算におきまして提案しております。

次に、御質問の2点目、熊本地震から10年という節目のイベントを、県や被災市町村と連携したオール熊本で検討しているのかにつきましてお答えします。

議員御質問のオール熊本でのイベントにつきましては、熊本地震震災ミュージアム構想などの広域的な観点から、県が主体となって取り組むほうが効果的と考えます。現在、情報を収集しているところですが、被災した町民の思いに寄り添うようなイベントとなるよう、県としっかり協議してまいりたいと思います。そして、本町独自でも、単独でも、まちのにぎわいづくり、災害に強いまちづくりにつながるようなイベントや取組を検討してまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 3番西山議員。

○3番（西山洋一君） 答弁ありがとうございました。

町長からも、全国から非常に温かい、いろんなところから支援があつての今の益城町の復旧・復興であるというようなことが読み取れました。全国から支援をいただいて、質問でも言いましたように、この益城町の復旧・復興はここまで進んできたものというふうに思います。本定例会に提案されました補正予算でも、先ほど言われました、熊本地震から10年の動画作成の業務委託料も計上されております。この地震の後10年、この益城町がどのようなになったかという復旧・復興ぶりを報告を兼ねて発信されることをお願いいたします。

また、オール熊本で取り組んでいるのかという質問につきましては、これはもう県が主体となって取り組むことが効果的であるということは私もそう思います。益城町から一方的に言うものではないというふうに思いますので。ただ、熊本地震からの復興の原動力となるような様々なプロジェクトが今後、実施されていくものというふうに思います。熊本地震から10年、そして、益

城町にもございますが、総合体育館にありますサンジ像を含めて、麦わらの一味の像がちょうど被災市町村に10か所設置されております。これは語呂合わせになりますけれども、10年、それから麦わらの一味像が10か所という、10、10の語呂合わせみたいところを、いろんな尾田栄一郎さんのライセンスの問題等もあるかもしれませんが、復興イベントとして、少し遊び心を持ったような、わくわくするような取組を益城町から提案してみてもどうでしょうかということです。少し、地震といえばちょっと暗いイメージがありますがけれども、このような少し明るいイベントというのも、熊本から全国へ、そしてインバウンドの皆さんも非常にサンジ像巡りとか非常に人気があるということもございますので、そこら辺を熊本から感謝を込めて全国に発信するというようなことを私も考えますので、ぜひ県が主体となって進めていかれる今後の検討の中に提案する機会等がございましたら、町長をはじめ、副町長、政策審議監もおられますので、ぜひこのようなことも提案していただいて、この10年という節目のイベントに期待を持ちたいと思います。

お願いばかりの質問になってしまいましたけれども、よろしく願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） 西山洋一議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。

午後は1時30分から再開します。

休憩 午前11時24分

再開 午後1時30分

○議長（榮 正敏君） 午前中に引き続き会議を開きます。

上村幸輝議員の質問を許します。

4番上村幸輝議員。

○4番（上村幸輝君） 皆さん、こんにちは。4番の上村でございます。今回、一般質問の機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。また、傍聴席やモニター傍聴の皆様におかれましては、お足元の悪い中、足をお運びいただきまして、日頃より足をお運びいただきましたこと、また、日頃より町政のほうに関心を持っていただきまして誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

いよいよ梅雨本番となりまして、一昨日から昨日にかけまして、線状降水帯の発生の半日前予測というものが発表されるなど、今期も非常に大雨が心配される梅雨入りとなっております。河川また中山間地を多く抱えるこの益城町にとりまして、災害の発生に至ることがないように願うばかりでございます。

さて、本日は、益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業について、中学校新制服の新規購入補助について、子どもの発達支援についての三つのことをお尋ねいたします。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは、早速、一つ目の質問の益城中央被災市街地復興土地区画整理事業について、質問させていただきます。

2度にわたる震度7を観測し、大きく被災した平成28年熊本地震から復旧・復興の足がかりとして着手されました益城中央被災市街地復興土地区画整理事業。町としても、本事業は、熊本地震で被災された方々の生活の再建と災害に強い都市拠点の形成を図るということで、第6次益城町総合計画に位置づけされた重要事業であります。また、本事業の施行は、協定に基づいて、熊本県にお願いしているものでもあります。町におきましても、まちづくり推進室を設け、県と連携した取組がなされているものと思います。

地震の発生から9年、県の発表によりますと、本年3月末、災害救助法に基づく救助が全市町村で終了した。ただ、区画整理事業の影響で、県内ではいまだに2世帯4人が県の支援により仮住まいを続けているとメディアを通じて伝えられました。その益城中央被災市街地復興土地区画整理事業も、事業着手から7年、さきの3月18日に土地区画審議会を開催、審議会での答申を受け、仮換地指定が行われ、482区画全ての仮換地の指定が100%となりました。被災され、区画整理事業により住宅の再建がかなわなかった方々も、これで少しずつ前に進むことができる、にぎわいを取り戻すことができるとほっとする反面、心配することもあります。4年前、この事業の進め方について質問をした折、区画整理の基準を金科玉条のごとく振りかざし、少しでもこの基準に該当をしなければ聞く耳を持たないというのでは、寄り添った支援にはならない、権利者の方々の話を十分に聞き、基準に沿う範囲で、できる限り要望に沿うよう知恵を絞る姿勢が何より大事であるとの答弁でありました。

それを踏まえて、2点伺います。

まず、1点目、事業期間10年と考えると、残すところ3年となります。この3年で事業はどのように進む計画となっているのでしょうか。

そして2点目、仮換地指定は100%となりましたが、合意形成に至っては95%程度と耳にしました。合意形成に至っていないのは、全体428区画中どれくらいなのでしょう。

1回目の質問といたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番上村議員の一つ目の御質問の1点目、この3年で事業はどのように進む計画となっているかにつきましてお答えします。

本町は、戦後における全国的な都市化の中で急激に都市化が進展し、都市基盤として必要な道路、公園などのインフラが十分に整備されてきたとはいえず、災害に対して大変脆弱な都市構造を持つ町でした。このため、熊本地震において、これらの弱点が一気に露呈し、県道熊本高森線などの幹線道路とともに、住宅地の区画道路におきましても、至るところで道路が塞がれ、避難行動、救助活動や支援活動などに大きな支障が生じました。こうしたことから、特に被害が甚大であった木山地区においては、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に着手し、熊本地震で被災された方々の生活再建と、第6次益城町総合計画に位置づけた都市拠点の形成を図りますとともに、災害に強いまちづくりに取り組んでいるところです。

本事業の施行は協定に基づき熊本県が行いますが、本町としましても、この重要な事業を進めるため、復興整備課内にまちづくり推進室を設置し、県と連携して取り組んでいるところです。

事業の進捗状況としまして、令和7年3月末で仮換地指定率が100%になり、全482区画地のうち324区画地で宅地造成に着手し、231区画地で引渡しが行われています。さらに、役場南側で交通結節機能などを有する木山交通広場が供用を開始され、令和7年度末には、県道熊本高森線の4車線化全線供用開始が予定されております。引き続き、本事業の計画期間であります令和9年度末までの完了を目指して、着実に事業を進めてまいります。

次に、御質問の2点目、仮換地指定は100%となったが、合意形成に至っては95%程度程度と耳にした、実際、合意形成に至っていないのは、全体482区画中どれくらいかにつきましてお答えします。

仮換地指定につきましては、先ほど申し上げましたとおり100%、人数で申し上げますと308人ですが、そのうち2.3%に当たる7人の権利者の方からは、仮換地について同意をいただけていないため、県と町が連携し、同意をいただくための調整を行っているところです。この調整における基本姿勢は、議員の御質問にもありましたとおり、4年前に議会で答弁しました区画整理の基準を金科玉条のごとく振りかざし、少しでもこの基準に該当しなければ聞く耳を持たないというのでは寄り添った交渉にならないというもので、これは現在もいささかも変わっておりません。

一方で、区画整理で整備する道路や公園といった公共施設は、熊本地震の教訓を踏まえると、災害に強いまちづくりを行うための大変重要な施設で、これは幅員の広い幹線道路のみではなく、災害時に避難路、避難地となる区画道路や公園についても同様です。これがなければ、将来の災害において、熊本地震と同様の事態が発生することが想定されます。このため、同意をいただくための調整につきましては、町と県で連携し、権利者の方々に寄り添い、お話を十分お聞きするとともに、災害に強いまちづくりに必要不可欠な益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の重要性を念頭に置いて行っております。令和9年度末の事業完了に向けて、引き続き事業を推進してまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 上村議員。

○4番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

まず、1点目につきましては、現在、全482画地の中の324画地で宅地造成に着手して、231画地で引渡しが行われたということです。また、今後については、仮換地指定100%となったことで、残りの画地において、道路整備等を含めた宅地造成等に着手して、事業期間である令和9年度末までの事業完了を目指し進めるということですよね。

2点目につきましては、合意形成といいますか、同意がいただけているのは95%程度と耳にしていたんですが、随分ちょっと違っていたようで、実際は、権利者ベースでの数値で、仮換地の指定100%、全権利者308名中2.3%に当たる7名の権利者の方の同意が得られていないというわけですよね。また、これについては、今後も、今現在も同意をいただくための調整を県と連携して行っており、その姿勢については、4年前の答弁での基本姿勢といささかも変わっていないとのこと、今後においても、県と連携し、権利者の方々に寄り添って、丁寧に話を聞き、説明を行

うということで、令和9年度末の事業完了を目指していくということで分かりました。

この事業が進んでいく中で、言葉の行き違いであったり、これは担当者の方との話合いの中での言葉の行き違いだと思いますが、それとか説明不足があったり、担当者が変わることで話の引き継ぎができていなかったり、そういったプロセスに疑問があったために、なかなか同意ができなかったなど、現在、同意された方の中でもそういった話を耳にしております。もしかすると、そのようなことがきっかけとなって、いろんな問題へと広がって、いまだに同意をするに至らない、そういった気持ちの権利者もいらっしゃると思います。

メディアでも触れられていましたが、この区画整理事業は、仮換地が指定されれば、法的には権利者の同意によらず、必要な工事の強制執行という可能性も含んでいます。しかし、この強制執行だけは避けるべく、最後の最後までしっかりと対話を続け、この土地区画整理事業が熊本地震で被災された当事者の方々の心の禍根となって残ることのないように努めていくことが求められます。

そこで、2回目の質問です。

先ほど答弁の中で、県と連携し、権利者の方々に寄り添い、丁寧に話を聞き、説明するとのことでした。県に施行をお願いしている以上、無理があるのかもしれませんが、権利者の方々に一番身近であるはずの町、ともに熊本地震を経験し、歩んできた仲間である町が、もう少し前面に出てしっかりと対話をする、権利者の方々の要望について、できる、できないというのは別にしても、町がしっかりと前面に出て関わることで、権利者の方々の気持ちというのは随分和らぐのではないかと、そういうふうに思います。ぜひ町が前面に出た対応をしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

2回目の質問といたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番上村議員の一つ目の御質問の1点目の2回目、町が前面に出た対話についてお答えします。

議員がおっしゃるとおり、土地区画整理事業の施行は県になりますが、1回目の質問でもお答えいたしましたとおり、本町としても、この重要な事業を被災された町民に寄り添いながら進めるため、復興整備課内にまちづくり推進室を設置し、検討、連携して、同意をいただくための調整を真摯に進めてまいったところです。私自身も、運動公園の用地買収で10ヘクタールを半年でまとめろと言われたときに、やはり何回も何回も言っていくうちに、最初のかたくなに反対された方が最後は笑って印鑑をさせていただいたりとか、ただそこについても、私自身がよかれと思ってやったことが逆鱗に触れてということであったこともありました。そこあたりも本当に担当課というのが非常に頑張っているかなと思いますので、そこあたりもしっかりと、さらなる相手のほうに寄り添ってあげて、地権者の方に寄り添ってというのが大事なかなということで思っております。ただ、いまだ合意に至ってない権利者もいらっしゃいますので、改めて権利者の方が何を思われているのか、そしてそれにどう応えるべきかを真摯に応えながら、しっかりと対話を続け、令和9年度末の事業完了を目指してまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 上村議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。この益城中央被災市街地復興土地区画整理事業、事業期間が残り3年間となり、本年3月、権利者の同意が100%得られていない状態で、仮換指定のほうは100%となったため、今後の動向を非常に心配しているわけです。さきにも述べましたが、この区画整理事業が、たとえ同意が得られていないところが残る僅か数区画であっても、強制執行という形では極力ならないように、被災者の方々の心に、先ほど申しましたように、禍根となることが絶対にならないように、最大限の努力をお願いいたしまして、次の質問へと移ります。それでは、二つ目の質問の中学校の新制服の新規購入補助について。

昨年度、本町の二つの町立中学校で、新しいデザインの制服が導入されました。全国におきましても、制服デザインの変更の動きは広がっているようで、背景にあるのは、多様な価値観により制服に対する、服装に対する柔軟な対応が求められるようになったためと思われています。本町中学校の新制服は、令和6年度からの導入において、3年間は移行期間として、新旧どちらの制服でも選択できるようになっていますが、令和9年度からは、新制服である新しいデザインの制服のみとなります。新制服は5万円を超えるものと思われ、様々な物価高騰のあおりもあり、保護者の負担は増すばかりとなっております。これまでの旧制服のときは、保護者間において制服リサイクルの動きを動きも活発で、利用される方も非常に多くいらっしゃいました。実は私も3人の子育て中はこのリサイクルの制服、子どもたちに利用させていただいて、膨らむ出費というものを抑えることができ、とても助けていただきました。しかし新制服については、まだ導入間もないこともあって、そういうわけにはいかないのかなと思います。新制服を導入した自治体の中には、制服購入のための費用1着分を負担している自治体や補助を検討している自治体というものもちろはと耳にいたします。

そこで1点伺います。

新しいデザインの制服のリサイクルの動きが整うまでの数年間、新制服の新規購入について、購入補助を考えていただけないでしょうか。

1回目の質問といたします。

○議長（榮 正敏君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 4番上村議員の二つ目の御質問、中学校の新制服の新規購入費補助の導入についてお答えします。

本町の中学校における新制服は、益城中、木山中両校とも、令和6年度の新1年生から採用しております。新制服の採用に当たりましては、保護者の経済的な負担を考慮し、令和8年度までの3年間を移行期間と定め、新旧どちらの制服を着用してしてもよいというふうにしておるところです。また、新制服への移行の際には、従来の制服購入費用と同等の価格となるよう、制服販売事業者との十分な協議を行うとともに、保護者の皆様方にも丁寧に説明会等を実施しているところでございます。

なお、新制服の購入費用につきましては、男子生徒がブレザー、夏冬ズボン、ネクタイ、半袖ポロシャツの一式で7万円程度、女子生徒がブレザー、夏冬スカート、または夏冬ズボン、ネク

タイ、半袖ポロシャツの一式で7万3,000円程度になります。

また、議員御提案の中学校の新制服の新規購入費補助の導入につきましては、今の状況は、御船町や甲佐町では、町内在住の新中学1年生を対象に、制服購入補助金や子育て支援金を支給されております。本町では、就学援助費の受給対象者の新1年生に対し、入学準備金6万3,000円の加算を行っているところでございます。併せて、国の補助を活用し、児童生徒全員の給食費を据置き、保護者の負担軽減を図っているところです。議員御指摘のとおり、近年の物価の高騰により、保護者の経済的な負担が増加しておりますことは十分認識しておるところでございます。このようなことを踏まえ、中学校における制服購入費補助につきましては、今後、他自治体の動向にも注視しながら研究してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 上村議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。そうですね、確かに昨年度、学校給食費の次年度継続補助をお願いしまして、今年度も国の交付金を活用、補助いただいております、今議会においても米価高騰分が補正予算に計上されて、保護者負担の軽減において非常にありがたく思っておりますではあります。また、当時も申し上げましたように、本町の財源的な厳しさというものは重々承知しております。重々承知してはいるんですけれども、残り移行期間2年間ということでの中学校制服の刷新となることは、先ほど答弁にもありました、新制服の価格というものを考えると、保護者の方の経済状況にもよりますけれども、大きな負担となるであろうことは否めません。特に中学校期は、子どもたちも体の成長期でもありまして、服のサイズはすぐ変わっていくものなんですよ。大きな制服をその分、ちょっと大きめを買ってはいるんですけれども、それでも結構服のサイズは変わるものです。そういうこともありますので、せめて新しいデザインの制服のリサイクルの動きが整うまで、例えば、制服移行期間の延長であったり、また、先ほど答弁いただきましたように、他自治体の動向、また、財源の研究含めて検討していただきますようお願いを申し上げまして、三つ目の質問に移らせていただきます。

それでは、三つ目の質問の子どもの発達支援について。

近年、子どもの人口は減少しているにもかかわらず、発達障がいと診断される子どもが全国的に増加している中、発達障がいとまでは診断されないが、その傾向がうかがえる、発達に課題を抱える子どもたちも大幅に増加している現実があります。このことは、10年ごとに行われております、2022年行われましたけれども、文科省の調査によっても明らかになっております。この益城町でも、保育園や幼稚園において、発達に課題を抱える子どもたちがここ数年とても増えてきたと耳にしております。この発達障がいとまでは診断はされないけれども、その傾向がうかがえる、発達に課題を抱える子どもたちとはどのような子どもたちなのかといいますと、以前であれば、例えば多動な子ども、動き、落ち着きがない。今で言えば多動な子どもなんですけれども、以前の表現であれば落ち着きがないというふうに表現されたり、コミュニケーションが苦手な子どもというのは、以前であれば、引っ込み思案と言われていたり。学習障がいによって少しだけ困難を抱えていても、怠けているとか、やる気がないとか以前はそういうふうに表されることも少なくはありませんでした。しかし、発達障がいに関する情報というものが広く社会に知られる

ようになって、少しずつ理解が深まってきました。2005年に発達障がい者支援法が施行され、自閉症、ADHD、LDなどが法律上で定義されたことも大きな転機となりました。学校現場においても、2007年、特別支援教育が始まり、子どもたちへの支援が広がってきました。この発達に課題を抱える子どもは、早期の適切な支援や療育によって、その傾向が改善されるといった特徴があります。早期支援はそういうこともあって、非常にやっぱり重要となります。このように、幼児期である早期から子どもの発達支援やサポートをしっかりとしておかないと、次の段階である小学校、中学校において、特別支援学級やその対応が徐々に逼迫していくものと思われ、先々において、全ての子どもたちに安心して学ぶことのできる環境を提供できるのか心配になってきます。

そこで3点伺います。

1点目、幼児期の発達に課題を抱える子どもたちの増加について、町の認識はどうでしょうか。

2点目、小中学校におけるここ数年の特別支援学級の状況や設置数はどうでしょうか。

3点目、幼児期からの子どもの発達支援やサポートは整っておりますでしょうか。

以上3点、1回目の質問とします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番上村議員の三つ目の御質問の1点目、幼児期の発達に課題を抱える子どもたちの増加に関する町の認識につきましてお答えします。

本町では、乳幼児健診や育児相談など様々な母子保健事業を実施しております。こうした機会に、保護者から言葉の発達が遅れている、集団での行動が苦手といった相談が寄せられています。また、就学前の幼児を対象に臨床心理士等による子どもの発達についての相談や発達検査を行う心理相談におきましても、年々利用件数が増加していますことから、幼児期の発達に課題を抱える子どもたちが増加傾向にあることを本町としても認識しているところです。

議員御指摘のとおり、早期に適切な支援や療育に取り組むほど、状態の改善が期待できますことから、行政と関係機関が一体となって支援に取り組む重要性が年々高まっているものと考えております。

2点目については、教育長のほうから答弁いたします。

○議長（榮 正敏君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 4番上村議員の三つ目の御質問の2点目、小中学校におけるここ数年の特別支援学級の状況や設置数の推移についてお答えします。

特別支援学級は、障がいのある児童生徒一人一人の特性に応じた教育を提供するために、熊本県教育委員会が設置している学級です。知的障がい、自閉症、情緒障がい、肢体不自由など、障がいの種別に応じて少人数で丁寧な指導が行われるよう配慮されております。

本町の小中学校における特別支援学級数は、年々少しずつではありますが、増加している状況です。具体的に直近5年間の設置数の推移を申しますと、小学校では、令和3年度28クラス、令和4年度27クラス、令和5年度27クラス、令和6年度32クラス、令和7年度29クラス、中学校では、令和3年度7クラス、令和4年度8クラス、令和5年度、6年度は11クラス、令和7年度は

13クラスを設置しております。小中学校の合計では、令和3年度35クラス、令和4年度35クラス、令和5年度38クラス、令和6年度43クラス、令和7年度41クラスとなっております。

なお、10年前の平成27年度の33クラスと比較しましても、増加傾向にあるところでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番上村議員の三つ目の御質問の3点目、幼児期からの子どもの発達支援やサポートは整っているかについてお答えします。

本町では、関係機関と連携しながら、乳幼児期から学齢期に至るまで様々なサポートを行っております。まず、乳幼児期には、各種健診や発達相談をとおして、子どもの発育・発達状況を早期かつ継続的に把握しております。未就園児にはつくしんぼ教室で保育士発達相談員及び保健師が連携し、集団遊びを通して、社会性や協調性を育むとともに、様々な刺激を通じて学びの機会を提供しております。その中で、障がいやその疑いがある子どもには、日常生活に必要な動作を身につける練習、遊びやレクリエーションを通じて、集団生活への適応能力を培うなどの児童発達支援を行っております。また、子育てに悩む保護者を対象としたペアレントプログラム講座を設けており、子どもの特性を理解し、適切な関わり方を学ぶことができます。それにより、子どもの発達に効果をもたらすとともに、同じ悩みを持つ保護者同士が体験を共有することで、保護者自身の理解を深める機会ともなります。

さらに、町内の保育所や幼稚園への支援として、巡回支援専門員整備事業を実施しております。上益城圏域児童発達支援センターの療育相談員が直接、訪問し、集団生活での子どもの困り事について、施設等で行える支援を保育者と一緒に検討しています。それに基づき、子どもたちへの関わり方や個々に応じた環境を設定しております。保育所や幼稚園では、保育者の質の向上を目的とした専門的な研修の充実や、丁寧な支援を行う保育者の配置を積極的に推進し、子どもの発達支援を行っております。小学生から高校生までは、放課後等デイサービス事業で、放課後や長期休暇を活用して、日常生活や学校生活で必要となるスキルや自立した生活を継続するための力を育む支援など、一人一人の発達状況や特性に合わせた支援計画に基づき、サービスを提供しております。

このように、本町では子ども自身への支援はもちろん、サポートする保護者や保育者への支援を実施しております。これからも子どもに関わる全ての者がそれぞれの立場を超えて連携し、発達に課題がある子どもや子どもに関わる人々の支援など、さらなるサポート体制の充実を図ってまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 上村議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。

1点目の町の認識については、様々な母子保健事業の実施の際に、保護者からの相談であったり臨床心理士の子どもの発達相談や心理相談において、年々、利用件数が増加しているということから、発達に課題を抱える子どもたちが増加傾向にあると、町としても認識をしているということですね。

そして2点目、小中学校のここ数年の特別支援学級の状況や設置数の推移については、小中学校それぞれに直近の5年分の数値を出していただいたことで、非常に分かりやすい推移状況が分かりました。小学校では令和3年度28クラスから令和6年度の32クラスまで一時期は増加したけれども、現在は29クラスとなっていると。中学校では、令和3年度の7クラスから現在は13クラスへと増加している。小中学校の合計として、令和3年度35クラス、そして令和4年度35クラス、令和5年度は38クラス、令和6年度は43クラス、そして、令和7年度は41クラスと述べられましたが、計算すると42クラスなのかなと。そして、地震前、10年前、これに比べると33クラスから42クラスですから、生徒児童数の増減、町の増減というものも多少はあるのかなとは思いますが、全般的にはすごい増加状況だなというふうに思います。

3点目の幼児期からの子どもの発達支援サポートにつきましては、支援を充実させるために、関係機関と連携した多様な取組を支援しているということで、乳幼児の健診であったり、発達相談、未就学児向けの教室、児童発達支援や放課後デイサービスなど福祉サービスとしての対応、保育所や幼稚園での巡回支援、療育センターの巡回支援、それに子育てに不安を感じたり、子どもの発達が気になったりした保護者が子どもの行動を理解し、子育ての自信をつけて、仲間を見つけるためのペアレントプログラムの実施などと併せて、保育者研修であったり、人員配置であったり、そういったことに力を入れているというわけですね。

令和7年度から10年間を計画期間とする益城町こども計画の中にもうたわれておりまして、町としても、発達障がいが発見と支援について、乳幼児期から意識を持って関わっているんだろうということは理解できました。理解した上で2回目の質問なんですけれども、現在、就学前の子どもの発達を相談する窓口は幾つかあることと思うんですけれども、保護者の方がどこに相談してよいか迷うといったことや気軽に相談できるところが少ないという声を耳にしました。今回、質問に取り上げました発達に課題を抱える子どもたちについては、見た目だけでは分かりにくいといったことから、周りからの理解の難しさ、また、理解不足からくる誤解であったり偏見であったり、そういったその内容というものが非常にデリケートなものであって、また、保護者としては、そのことについて受容しがたいといった側面もあり、相談に当たって、窓口主体では敷居が高かったり、気構えて、気が重くなってしまうというものがあるのだと思います。ぜひ気軽に相談できるような場所を増やしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番上村議員の三つ目の御質問の2回目、気軽に相談できるような場所を増やしていただきたいにつきましてお答えします。

まず、発達障がいに気づいた保育者の悩みというのは大変深いものがあります。また、認めたくないというような心の葛藤もあります。議員御指摘のとおり、こども計画を策定するに当たり、様々な相談窓口の認知度を図る質問を実施したところ、約2割の方が知っているものはないと回答されました。

先ほど1回目の御質問で答弁いたしましたとおり、関係各課、関係機関が一体となり、保護者

の皆様が安心して子育てできるように、相談しやすい環境づくりに取り組んでおりますが、御質問いただきました、気軽に相談できる場所を増やすという点につきましては、重要な御意見として真摯に受け止め、今後、研究を進めてまいります。具体的にどのような場所や形態が求められているのか、利用者のニーズを丁寧に把握し、関係機関とも連携しながら、より相談しやすい体制の構築に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 上村議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。

これは小学校での話なんですけれども、小学生の子どもから聞いたという保護者の方がおっしゃっていたんですけれども、朝の会が始まってもうろうろ動き回る子どもや、だるそうにして話を聞かない子、先生がいても勝手に廊下へ出て行く子、先生に注意されても聞かない子、登校しているにもかかわらず、朝の会の時点でどこへ行ったか分からない子などなどたくさんいるようだと、そういった話を聞きました。話は子どもさん通じてですので、多少はオーバー気味なのかもしれませんが、大変な状況になりつつあるんだろうなとは思いますが、いかにこのような状況を改善していくのか、それがためにも、幼児期からの適切な療育が非常にやっぱり重要だと思います。先ほど申し上げましたが、その際、一番のネックとなるものに、そのような子どもの特性というものを受け入れる保護者の受容の問題というのがあって、なかなか受け入れ難いというものがあります。そのようなこともあって、相談するにおいて、敷居が高いとか赴きにくい、気構えが必要といったふうに思えるところでは、やっぱり相談がしづらいんじゃないかということがあります。気軽に相談できる場所を増やすことについては、答弁にありましたように、研究そして検討をよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） 上村幸輝議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

2時30分から再開します。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時30分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂井金次郎議員の質問を許します。

1番坂井金次郎議員。

○1番（坂井金次郎君） 議員番号1番坂井金次郎でございます。本日は4番目のとりとなりました。眠い折でございますが、なにとぞよろしくお願いいたします。

私の質問は、一つ目が農地法3条改正の影響について、二つ目が洪水対策について、三つ目が憩の家廃止後について、四つ目が学校グラウンドについてでございます。

それでは、質問席に移させていただきます。

それでは、一つ目の質問からです。

一つ目の質問は、農地法3条改正の影響についてです。令和5年4月1日から、農地法第3条の下限面積要件が廃止されました。令和5年3月31日付の農林水産事務次官からの通知によれば、農業者の減少、高齢化が加速する中にあっては、認定農業者等の担い手だけではなく、経営規模の大小に関わらず、意欲をもって農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点等から、改正前の法第3条第2項第5号に規定する面積要件を廃止したものであるとあります。農業地域計画では、農地中間管理機構を通じた料金設定により、農業を担う者ごとに農地を集約するため、今回の質問から外します。なお、農地中間管理機構を通じた要件設定には下限面積の制約はありません。

一つ目の質問の1点目は、益城町の農業地域計画の区域外において、農地法第3条による売買や貸借の大幅な件数と、この件数が下限面積廃止の影響で増加した様子がありますかです。

2点目の質問は、下限面積廃止後、町や農業委員会への問合せなど、地域内外からの新規参入者につながるような動きあったのでしょうかです。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の一つ目の御質問の1点目、益城町の農業地域計画の区域外において、農地法第3条による売買や貸借の大まかな件数と、下限面積廃止の影響で増加した様子があるのかにつきましてお答えします。

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和5年度から策定を進めておりました農業における地域計画を本年4月から運用を開始しており、この地域計画の中で、農地の集約化や集積化を図るエリアを設定しております。議員御質問の地域計画の区域外、すなわち農振農用地区域外におきまして、売買に伴う所有権移転に関する農地法第3条の申請件数は、令和5年度は14件で37筆、3万147平方メートル、令和6年度は20件で32筆、3万6,458平方メートルとなっております。

なお、貸借権設定に関する農地法第3条の申請はございません。また、これらの中には、令和5年度から施行されました耕作地の下限面積要件廃止による案件も含まれており、令和5年度は2件で2筆、947平方メートル、令和6年度は5件で6筆、4,299平方メートルとなっており、増加傾向にあります。

次に、御質問の2点目、下限面積要件廃止後、町や農業委員会への問合せなどの地域内外からの新規参入者につながるような動きがあったのかにつきましてお答えします。

農業への新規参入に関する相談は従前から随時受け付けておりますが、耕作地の下限面積要件が廃止された令和5年度以降の相談件数にあまり変化は見られませんでした。なお、令和5年度及び6年度の認定新規就農者はそれぞれ2経営体ですが、いずれも耕作面積が広いことから、耕作地の下限面積要件が廃止されたことが参入の要因とは考えておりません。したがって、耕作地の下限面積要件廃止に伴う農業への新規参入につながるような案件はございませんでした。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

さきにも述べましたように、下限面積要件の廃止は、経営規模の大小に関わらず、意欲を持っ

て農業に新規参入する者を地域内外から取り込むことを考えています。益城町では、今、答弁にございましたように、下限面積要件廃止に伴う農業への新規参入につながるような案件はなかったとのことです。2回目の質問をいたします。

農業への新規参入を促す施策として、市民農園制度の導入はできないでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 坂井議員の一つ目の御質問の2点目の2回目、農業への新規参入を促す施策として、市民農園制度の導入ができないかにつきましてお答えします。

市民農園とは、サラリーマン家庭や都市住民の方々がレクレーションや生きがいをづくり、児童生徒の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園であり、ふれあい農園や農業体験農園などいろいろな愛称で呼ばれております。

議員御指摘の市民農園を活用し、利用者を農業への新規参入者へ移行できないかにつきましては、レクレーションや生きがいをづくり、児童生徒の体験学習などといった市民農園の本来の開設趣旨にそぐわないものと思われます。したがって、農業への新規参入につきましては、これまでどおり、新規就農補助金などを活用いただければと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

さて、農業への新規参入を促す施策としての市民農園は、レクリエーション、生きがいをづくり、児童生徒の体験学習などの本来の開設趣旨にそぐわないと答弁されたのかと思います。農業を志していただくことの基本は、生業でないことを表しているため、農業ではなく、農と表現いたしますが、農が楽しい、生きがいを感じてもらうこと、また、児童生徒さんが体験学習を通じて農とはどんなものかを感じてもらうことではないでしょうか。親御さんの後を継いで認定農業者となる方もいらっしゃると思いますが、様々な職業の中から農業を選択していただくためには、農を感じてもらうことが重要であり、その入口としての市民農園の可能性を考えての質問でした。

国においては、食料農業農村基本法の改定が進んでいたとき、半農半Xの重要性が議論されたように思います。認定農業者による大規模集約農業のみでは、農業地域計画から外れるような農地、農業を基礎とする農村は守れません。兼業農家、半農半Xとして農業に関心を持つ方々を増やし、小規模農家を増やす必要があると考えております。

最後ですが、木山仮設団地跡地開発についての一般質問の町長答弁の中で、町民の皆様が公園に求める機能として、家族で余暇を過ごす機能、地域コミュニティの場、自然とふれあう場などを挙げておられました。市民農園は、これら公園に求められる機能、もちろん公園ではありませんが、公園に求められる機能に沿ったものと考えています。この質問はこれまでにして、次の質問に移らせていただきます。

次が、二つ目の質問は、洪水対策についてです。緑川水系河川整備計画は平成25年1月に策定されたものですが、昨年、パブリックコメントや公聴会、関係地方公共団体の長からの意見聴取を経て、本年の1月に緑川水系河川整備計画へと変更されました。緑川水系の今後おおむね30年

間の整備目標と具体的な整備内容などを示すものです。

二つ目の質問の1点目は、緑川水系河川整備計画変更への意見聴取の際、どのような要望をされたのでしょうか。また、緑川水系河川整備計画変更では、加勢川の第六橋の目標流量を秒当たり1,220立米、これを洪水調整量で毎秒300立米、稼働理由で毎秒920立米が出ています。毎秒300立米の調節を行う加勢川上流洪水調整施設としては、遊水地が予定されております。これについては、一応、担当の国土交通省の熊本支所の担当者に聞きましたから、遊水地で間違いのないと思います。この遊水地の整備は国側が行う予定であり、整備計画の施工箇所位置図、大臣管理区間を見ますと、第6橋南側下六嘉から福原までの田園地帯の中での建設が想定されています。

2点目の質問は、加勢川上流洪水調整施設について、益城町への具体的な説明などは来ているのでしょうか。

次に、昨年の6月議会、ちょうど1年前で内水氾濫対策について質問しました。よく理解できなかったことありますので質問したいので、三つ目の質問をします。

三つ目の質問としては、昨年6月議会での質問への回答、1,000平米以上の市街地開発においては、許可条件の流出抑制対策の雨水の流出量が増えないとの回答でしたが、これは流出係数を変えないの意味でしょうか。その場合、気候変動による降雨量増加で、雨水流出量が増えることへの対応は雨水管理総合計画で行うことになるのでしょうか。

また、6月議会での質問の回答で、調整池は雨水貯留地に当たるが、雨水ポンプの有効性を比較検討する必要があると回答なさいました。緑川水系流域治水プロジェクト2.0は、流域が一体となった防災減災対策です。

四つ目の質問として、流域治水プロジェクト2.0の地図で、益城町のところに赤枠で強調されております雨水貯留機能向上は、町単独での有効性で判断できるものではなく、下流域まで考えた流域全体での流量調整の意味を持っているのではないのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の二つ目の御質問の1点目、緑川水系河川整備計画の変更への意見聴取に際し、どのような要望をしたのかにつきましてお答えします。

平成25年に策定されましたこれまでの緑川水系河川整備計画は、本町の下流域の加勢川などにおける国管理区間に関する計画でした。しかし、今回の変更では、上流の木山川や秋津川などの本町を含む県管理区間につきましても、併せて河川整備計画が策定されました。これまで機会あるごとに、本町区間における河川整備計画の策定を要望してまいった本町にとりましては、防災力の向上における大きな前進と認識しております。具体的には、河川の流下能力が向上することにより、洪水被害が軽減されることに加え、本町が整備しております内水を排水する排水ポンプも、その能力をより効果的に発揮できることとなります。また、その内容は、河川区域における対策にとどまらず、氾濫域や集水域における対策を含む流域治水という方針が位置づけられており、昨今の気象状況や災害の発生状況を鑑みますと、大変適切な方針ではないかと思っております。このため、県からの意見聴取に対しまして、本町の基本姿勢として、流域治水という方針に

については異議ありませんという意見を回答しております。しかしながら、流域治水として、河川区域のみならず、氾濫域や集水域まで含めた対策を行うには、流域における地域住民の様々な活動や生活環境、それに伴う土地利用などにも配慮した対策の立案が必要であることから、遊水地の検討につきましては、まず、優良農地を除外した区域での検討が必要であることや、地権者や住民を含む関係者への十分な説明と合意形成に万全を期す必要があることなど、特段の配慮が必要であることも意見として申し上げているところです。

また、併せまして、流域治水の治水効果を効果的に発揮し、それを維持するためには、河道や河川管理施設の通常の維持管理が重要となるため、こちらも万全を期していただくよう意見を申し上げているところです。

次に、御質問の2点目、計画においては、加勢川上流洪水調整施設で毎秒300立米を調整するとしており、第6橋南側から福原までの田園地帯の中で建設を予定している。これについて本町への具体的な説明などは来ているのかにつきましてお答えします。

国からは、河川整備計画の変更に当たりまして、遊水地の候補地として、木山川沿線と秋津川沿線を考えているとの事前説明がありました。その際、私からは、当地は本町の水田農業を支える基盤整備がなされた超優良農地であり、遊水地の候補としては適当ではないこと、遊水地の位置、仕様等につきましても検討されても、農業者をはじめとする地元の理解を得ることは極めて困難であり、町としても賛同しかねるとお伝えをしたところです。

次に、御質問の3点目、100平米以上の市街地開発において、雨水流出が増えないとは、流水係数を変えないという意味か、その場合、気候変動による降雨量増加で、雨水流出量が増えることへの対応は雨水管理総合計画で行うことになるのかにつきましてお答えします。

まず、雨水流出が増えないとは、流出係数を変えないという意味かについてですが、これはそういう意味ではありません。開発許可を必要とする開発行為は、都市計画法第4条におきまして、主として、建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいうと規定されておりますことから、建築物の屋根などに降った降雨のほとんどは、そのまま開発地の外に流出するため、通常は開発地の流出係数は増加し、これに伴って、開発地の雨水流出量が増加して、下流域へ悪影響を及ぼすことになります。開発許可では、この悪影響を避けるため、許可基準におきまして、流出係数の増加により増加する雨水流出量を一時的に開発地内に貯留するための調整池や地下に浸透させるための浸透ますなどを設置することとされているところです。このため、昨年6月の定例会におきまして、許可条件の流出抑制対策により、雨水の流出量が増えないと答弁したところです。

次に、気候変動による降雨量増加で、雨水流出量が増えることへの対応につきましてお答えします。

国の気候変動シナリオによりますと、世界の平均気温が2040年頃までに2度上昇した場合、降雨量が約1.1倍、河川の流量が約1.2倍、洪水の発生頻度が約2倍になると試算されております。つまり、気候変動に伴う降雨量の増加によりまして、現行の整備水準のままでは、浸水対策の安全性が低下するという試算内容ですので、国土交通省では事前防災を進めるため、地方自治体が

雨水管理総合計画を策定する際に、気候変動の影響を踏まえた計画降雨の見直しを行うことを推奨しております。具体的には、地域ごとに降雨量変化倍率を計画降雨に乗じて設定することになりますが、熊本県を含む九州北西部の降雨量変化倍率は1.1倍となります。本町では、施設整備の目標となる計画降雨を、国の指針に基づき5年確率に設定し、その雨量を1時間57ミリと設定しているところですので、57ミリに降雨量変化倍率1.1を乗じた62.7ミリが、気候変動の影響を踏まえた計画降雨となります。

雨水管理総合計画の更新につきましては、今後の気象状況や災害の発生状況を注視し、必要に応じて検討してまいります。その際には、気候変動の影響を踏まえた計画降雨を設定し、浸水対策を進めてまいります。

次に、御質問の4点目、流域治水プロジェクト2.0の雨水貯留機能の向上は、流域調整の意味ではないのかにつきましてお答えします。

議員御質問の雨水貯留機能の向上は、流域治水プロジェクト2.0におきまして、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策として位置づけられているもので、洪水を安全に流下させるための流域における対策の一つであると認識しているところです。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 実を言いますと、2回目、3回目の質問を考えておりましたが、今の御回答を聞きますと、必要があるかとちょっと考えています。要するに、宅地の開発ということにおいては、開発において増えた分を緩やかに流す、そのための付加条件を国県が決めているというふうに受けております。ただそうしますと、その時点でのこれから増える気候変動の影響は、その分がどうなのかという少し不明確ではありますね。

今おっしゃられたように検討されるということでしたので、私はもうなるべく早い検討をお願いいたします。それで、この二つ目の質問を終わらせていただいたほうがよろしいと思いますので、終わります。

次に、三つ目の質問です。三つ目の質問の1点目は、憩の家廃止後の敷地利用を考えるために必要と思う以下のことを聞くものです。

一つ、敷地面積と土石流警戒区域に係る面積、一つ、浸水深さ1.0メートルから3.0メートル未満の区域にかかっている部分がありますが、これによりどのような制限を受けるのかをお聞きします。一つ、土石流警戒区域を除き、集落内開発区域かどうかお聞きします。

一つ、マスタープランで国道443号が産業形成軸とされていることで、市街化調整区域内の敷地を利用できる範囲に違いが出る場合があるのかをお聞きします。また、売却可能な場合の実勢見込額をお聞きしますの5個です。

次に、私も含めてですが、建物がもったいないと思われる町民の方がおられます。特に、解体費用の予算が8,200万円今回の議会に上程されております、これは補助が半分近く出るということですが、いずれにしても国民として払った税金に変わりありません。この解体予算の8,200万円を聞きますと、やっぱりもったいないと思わずにはられません。

三つ目の質問の2点目です。熊本県の開発審査会付議事項取扱方針第37号、地方創生に関する

既存建築物（空家）の用途変更、これは1年以上の空家を対象とし、用途変更を申請する場合の方針ですが、必ずしも住宅にかけられたものではないようです。この方針第37号の項目1の括弧書きには、長期に使用されてない住宅以外の建築物を含む、1の（1）のただし書には、空家となったことにやむを得ない事情が認められ、事情が発生した時点から起算して1年以上継続的に使用されないことが確実であると認める場合はこの限りでないとあります。県の担当課にいろいろお聞きしましたが、1年以上の空家と認められる場合がないこともないとの微妙な感触でした。

廃止後の憩の家について、用途変更による建物利用の可能性がないかを伺います。

次に、3月議会の福祉常任委員会でも、高齢者福祉の観点から見ると、温浴施設回数券等の補助金の執行方法に不満があると申しました。3点目の質問は、憩の家廃止に伴い、予算額900万円の温浴施設回数券等補助金でのエミナース七福の湯入浴回数券への補助が行われています。これは保養施設廃止への緩和措置なのか、それとも老人福祉の観点からの福祉政策の一環なのかを伺います。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の三つ目の御質問の1点目、敷地利用に必要と考えることへの質問についてお答えします。

1点目の一つ目の御質問、総敷地面積と土石流警戒区域に係る面積につきましては、総敷地面積は3,635平米、また、土石流警戒区域に係る面積については約100平米でございます。

次に、御質問の2点目、浸水想定区域により、どのような制限を受けるのかについてお答えします。

浸水想定区域図は、過去の最大降雨実績を基に、この降雨により浸水する範囲をシミュレーションしたもので、町民の皆様にご覧いただき、日頃から防災情報として確認をいただくとともに、大雨時の避難行動などに活用していただくためのものです。御質問の浸水想定区域内における制限に関しては、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、都市計画法等の一部が改正され、集落内開発区域の浸水ハザードエリア等における開発許可に関して、令和5年7月から新たな基準が設けられています。これにより、浸水想定深が3メートル以上の区域に住宅等を建てる場合には、安全上及び避難所の対策が必要で、具体的には、敷地の基盤のかさ上げや居室の高床化に準じた対策を講じることとされております。

なお、御質問にある浸水深さ1.0メートルから3.0メートル未満の区域については、このような基準はありません。

次に、御質問の三つ目、土石流警戒区域を除き、集落内開発区域化についてお答えします。

憩の家周辺につきましては、集落内開発区域に位置づけられております。

次に、御質問の四つ目、国道443号が産業形成軸とされていることで、市街化調整区域の敷地利用範囲に違いはあるのかについてお答えします。

本町の都市計画マスタープランでは、都市を構成する生活や経済活動、産業活動などの場として、町内に点在する拠点、この拠点を連結する生活連携軸や産業連携軸などの連携軸、そして、これらの拠点や連携軸を基に、適正な土地利用を図るための土地利用を位置づけているところで

す。憩の家廃止後の敷地利用に関しましても、この土地利用を基本として、市街化調整区域で利用可能な範囲での利用となります。このため、国道443号は産業形成軸に位置づけられておりますが、このことをもって、現在の土地利用ができる範囲について違いが生じるものではありません。

次に、1点目最後の御質問、売却可能な場合の実勢見込額についてお答えします。

憩の家につきましては、3月定例会で答弁いたしましたとおり、安全面などの観点から、大規模な改修が必要であることなどの理由により、施設の廃止、解体は不可避としたところです。また、民間への払下げにつきましては、実際に幾つかの事業者から施設を引き受けて存続させたいとのお話がありました。その全てと私自ら面談いたしましたが、いずれの事業者も、施設の老朽化の現状や高コスト体質による厳しい経営の実態を御存じでなく、加えまして、市街化調整区域にあるがゆえの厳しい法規制についても認識が乏しく、レストランや商業施設などを新たに併設することで、存続が可能ではないかと考えられておりました。私からは、施設整備の老朽化や赤字運営の状況、法規制への内容まで詳しく説明をさせていただいたところ、それ以上具体的な話に進むことはありませんでした。以上のことから、売却の可能性はないと考えており、実勢見込額の試算も行っておりません。

なお、先月30日には、飯野地区の区長や民生委員、地域住民に広くお声かけをし、私も参加しまして、飯野のまちづくりに関するワークショップを開催しました。その中で、憩の家の跡地利用に関しても様々な御意見を伺ったところです。今後ともワークショップを開催するなどして、地域と一緒によりよい活用策を練り上げてまいりたいと考えています。

次に、三つ目の御質問の2点目、熊本県開発審査会付議事項取扱方針の用途変更による建物利用の可能性につきましてお答えします。

議員御質問の熊本県開発審査会付議事項取扱方針第37号、地方創生に資する既存建築物（空家）の用途変更につきましては、全国的に増加する空家の利活用の課題に対する国の既存建築物の用途変更に関する運用の弾力化方針を受けて、熊本県が令和3年7月1日から、空家を地方創生に資する住宅、事務所、事務所兼住宅に用途変更する場合に限って、熊本県開発審査会に付議する基準として運用しているものです。この基準は、市街化調整区域内の既存集落が抱える課題に対応するためのもので、活用できる用途につきましても、例えば、事務所に関してはコワーキングスペースや個人事業者の事務所などに限定されており、さらには都市計画区域マスタープランや市町村が定めるマスタープラン、地域振興、観光振興、空家活用などの計画と整合している必要があります。このように、国及び県の基本的な考えは、市街化を促進するおそれがなく、市街化区域の性格を変えないという趣旨であり、憩の家廃止後の例えば商業施設などへの用途変更につきましては困難と認識をしております。

次に、三つ目の御質問の3点目、憩の家の廃止に伴い、エミナース七福の湯の入浴回数券への補助が行われているが、これは保養施設廃止への緩和措置か、それとも老人福祉の観点からの福祉政策の一環か伺うについてお答えします。

憩の家は、町民の健康と福祉の増進を図り、もって生き生きとした地域の活性化に資すること

を目的に設置されていました。令和7年3月をもって廃止されましたことを受け、公の施設のあり方検討委員会答申の附帯意見などを踏まえ、町民の新たな居場所づくりを促進し、町民の健康増進と社会参加の機会を提供するために、温浴施設利用助成金交付事業を実施しているところです。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。まず、今の回答の中で少し私の聞き方悪かったと思いますが、まず、売却可能な場合の実勢見込額のことですが、これは敷地についてでございます。当然、今回、今の流れを考えますと、恐らく憩の家が解体される可能性が高うございます。その後の敷地をどう利用するかについては、当然、町の財政状況を考えますと、一体どのくらいの利用価値を持つものかを記しています。実際、前にはちょうど憩の家のこれからどうするかを検討委員会を開かれたときに私も参加いたしました。坪にして、いや平米10万円……。失礼しました。ちょっと忘れましたが、平米そのくらいだった、10万円とか何かおっしゃったような気がします。ただこの前、すみません、ちょっと忘れてしましまして。ただ、この前、前回か前々回の議会で4,600万円と敷地価格をおっしゃったような気がします。はっきりしなかったので聞こうと思っていたんです。申し訳ありません、これ分かる範囲で結構でございます。今、これを更地とした場合の土地価格というのは幾らぐらいになるのかを教えていただきたいと思います。これ2回目の質問です。

それともう一つ、先ほど今、憩の家の廃止に伴う温浴回数施設券県補助金の御回答いただきました。ただ、これが実はもう今の言われたことだけを聞きますと、緩和措置ではないというふうに聞こえるんですけれども、私も実際この質問を作るに当たって、福祉課のほうに行っているいろいろ聞いてみました。ただ、そのとき、一応2年間ということでお聞きしたんですよ。それはもう一度確認のためお聞きしますが、これは2年間の緩和措置ではないのでしょうか。そのことを確認したいと思います。緩和措置は緩和措置で結構ですので、はっきりとさせていただいたほうがよろしいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の三つ目の御質問の3点目の2回目ということで、まず、その前に売却については、もう1回目の答弁で申しましたように、民間で売却を希望されているところはないという認識で、町がどうするかということで考えております。

○1番（坂井金次郎君） 町長がおっしゃったのは、建物込みだと使えないからという話だと思うんですよ。だから建物を解体して更地にした後その後の売却の可能性を探るために、とにかくこの解体した後の飯野のまちづくりについての方針の可能性ですから、そこにおいてもどうするかというのは、それがどれくらいの価値なのかというのを……。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員、坂井議員。

○町長（西村博則君） だから3回目にちょっとまた言ってください。そちらについては、現在のところ、飯野の皆さん方とお話ししているのは、あくまでも地元で町が所有して、どういった形で使っていこうかということで、今のところ売却というのは頭にはないんですが、その中でい

ろいろ話が出てきたら考えたいと思うんですが、そういったことでワークショップあたりも開いているところなんです。そういったことで御理解をお願いしたいと思います。

それで、三つ目の御質問の3点目の2回目、事業の目的は緩和措置ではないことの確認及び状況により目的を達成するために執行方法の見直しがあり得るのかについてお答えします。

1回目の答弁でも申し上げましたとおり、本事業の目的は、憩の家の廃止により町民の皆様の居場所がなくなることを踏まえ、新たな居場所づくりを促進し、町民の健康増進と社会参加の機会を提供することです。また、憩の家と同様の役割や機能を持つ事業としましては、地域サロンそれから老人会での活動などがあります。さらに町民が集まり交流する場としては、地域の公民館のほかにはじいろやはびねす、ミナテラス、さらには今年度供用開始しました地域共生センターカタルなども御利用いただくことができます。

議員御質問の執行方法の見直しはあるのかにつきましては、この温浴施設利用助成金交付事業を実施することに加えまして、既存の交流の場や他の事業についてより一層の周知と利用促進に努めてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員、3回目。

○1番（坂井金次郎君） すみません、これから2年後にどういうふうな補助金になっているのか今はまだ分からないところでございますが、そのことについてはまた追々聞こうかと思っております。

それと、今、居場所づくりのことにしておっしゃいました。高齢者の居場所づくりの必要性は町長も同意なさってます。ただ、町長の御答弁での居場所づくりは、保養施設として利用されている方々の居場所づくりでございます。確かに憩の家は保養施設だったのでございますがという皆様の主張は分かります。ただ実態として、憩の家というのは高齢者福祉、特に高齢者への居場所の提供を行っていたと思います。また、既存のほかのサロンなどが居場所になるとおっしゃいますけれども、それで行けない方、私も何回も申しましたサロン推進をしております。高齢者の居場所というのは非常に難しいんです、今の現状の他の施策では、対応の難しい方々の憩の場であったと思っています。ですので、町の憩の家を廃止され、また入浴の補助券が年間で、もし廃止されとなった場合、今までだったら十分というのではなく、そこに対して、町の福祉政策として高齢者の居場所をつくらうという特段の配慮がいるのではないかと思います。配慮をお願いいたします。

では、次の四つ目の質問に移ります。

四つ目の質問は、学校グラウンドについてです。

今年の2月に益城町総合防災訓練が飯野小学校で開催されました。雨天後であり、ぬかるみが少し見られたのですが、隣の飯野町民グラウンドはしっかり排水されたように見えました。

質問は、飯野町民グラウンドに比べて、飯野小学校グラウンドの排水が悪いように感じましたが、排水施設に違いはあるのですか。もしあるとしたら、町内のほかの学校グラウンドはどうなっているのかです。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 1 番坂井議員の四つ目の御質問の 1 点目、飯野町民グラウンドに比べて飯野小学校のグラウンドの排水が悪いように感じたが、排水設備に違いがあるのかについてお答えします。

議員御質問の飯野小学校の運動場につきましては、学校開設や運動場として使用しておりまして、排水性能に関して、これまで特に大きな支障が生じたことはないと認識しております。なお、熊本地震で被災された住民の皆様の生活再建を支援するため仮設住宅を設置しておりましたが、令和 3 年 3 月の仮設住宅の撤去に際しまして、運動場復旧のために、整地と山砂の敷設を行ったところであります。一方、飯野町民グラウンドにつきましては、飯野小運動場と異なり、グラウンドを拡充するために、機能の高質化を図る、そのために暗渠排水機能を増設していますので、従前と比較して排水機能が向上しております。

次に、御質問の 2 点目排水設備に違いがあるとした場合、町内の他の学校グラウンドはどうなっているのかについてお答えします。

1 点目の質問に対して答弁しましたとおり、飯野小学校運動場と今回設置しました飯野町民グラウンドとは、排水性能について違いがあります。飯野小学校以外の町内の各小中学校の運動場も、学校開設以来、運動場として使用しており、飯野小学校と同様に、排水性能に関してこれまで特に大きな支障が生じたことはないと認識しております。なお、運動場の排水性能に限らず、学校の施設の維持管理や改修につきましては、現場の状況などを把握しながら、今後も適切に対応してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） ありがとうございます。一応、今のグラウンドに関して、町、学校その他から苦情は出てないということで答えがございましたが、一般の町民としては、町民グラウンドの排水の高機能化も大事なんですけれども、子どもが使う小中学校のグラウンドの排水設備が先ではないかと思われる方もおられると思います。先ほど申されましたように苦情は出てないとはおっしゃいましたけれども、排水設備が飯野町民グラウンドでない学校グラウンド、このグラウンドに対しての工事を定行う予定はないのですか、これを聞きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 1 番坂井議員の四つ目の御質問の 2 回目、町民グラウンドの排水設備も大事だが、子どもが使う小中学校のグラウンドの排水設備が先ではないかについてお答えします。

各学校の運動場につきましては、教育委員会といたしましても、議員がおっしゃるとおり、雨天後なるべく早く使用できるように、日頃から各学校の運動場の状況に応じた整備を行っているところです。今後とも、必要に応じ、各学校運動場の状況に応じた整備について研究してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） ありがとうございます。様子を見るということだと思います。

昨今こどもまんなかという言葉をよく聞きます。こどもまんなかとなるように、何とぞよろしくお願いいたします。

これで全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） 坂井金次郎議員の質問が終わりました。

これで本日予定されました一般質問が全て終了しました。

これにて散会します。

散会 午後 3 時19分

6 月 12 日（木曜日）

令和7年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和7年6月9日午前10時00分招集
2. 令和7年6月12日午前10時00分開議
3. 令和7年6月12日午後3時06分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 8番 甲斐康之議員
2番 木村正史議員
11番 宮崎金次議員
10番 野田祐士議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 坂井金次郎 君 | 2番 木村正史 君 | 3番 西山洋一 君 |
| 4番 上村幸輝 君 | 5番 富田徳弘 君 | 6番 下田利久雄 君 |
| 7番 吉村建文 君 | 8番 甲斐康之 君 | 9番 中川公則 君 |
| 10番 野田祐士 君 | 11番 宮崎金次 君 | 13番 中村健二 君 |
| 14番 稲田忠則 君 | 15番 渡辺誠男 君 | 16番 荒牧昭博 君 |
| 17番 松本昭一 君 | 18番 榮正敏 君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 12番 坂田みはる 君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 中山貴文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|--------|--------|--------|
| 町 長 | 西村博則 君 | 副町長 | 濱田義之 君 |
| 教 育 長 | 酒井博範 君 | 政策審議監 | 納美由紀 君 |
| 土木審議監 | 持田浩 君 | 会計管理者 | 坂井浩章 君 |
| 総務課長 | 荒木薫 君 | 総務課審議員 | 寺本和寛 君 |
| 危機管理課長 | 森川博 君 | 企画財政課長 | 松本浩治 君 |
| 企画財政課審議員 | 藤田智久 君 | 税務課長 | 山口拓郎 君 |

住 民 課 長	田 上 恵 美 君	福 祉 課 長	菊 川 和 幸 君
こども未来課長	吉 住 由 美 君	こども未来課審議員	川 原 さおり 君
健康保険課長	田 上 雅 史 君	産業振興課長	岩 本 武 継 君
都市計画課長	齊 藤 計 介 君	建 設 課 長	鶴 野 雅 臣 君
復興整備課長	吉 本 秀 一 君	下 水 道 課 長	相 良 憲 二 君
水 道 課 長	豊 田 博 文 君	学校教育課長	内 村 康 成 君
生涯学習課長	中 村 康 広 君	生涯学習課審議員	内 田 博 也 君

開議 午前10時00分

○議長（榮 正敏君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、12番坂田みはる議員から欠席をする旨の届出があつております。

ここで、坂井金次郎議員より、一般質問における発言に対し、訂正の申出がありましたので、発言を許します。

1 番坂井金次郎議員。

○1 番（坂井金次郎君） おはようございます。1 番坂井でございます。昨日の私の一般質問の三つ目、憩の家廃止後についての質問の中で、憩の家敷地の価格の話のところで、坪10万円または平米10万円などと不確かな情報を言ってしまいました。慎んでここを訂正・削除させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） ただいま坂井金次郎議員の意見に対し、訂正することに異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問となっております。

本日の質問の順番を申し上げます。1 番目に甲斐康之議員、2 番目に木村正史議員、3 番目に宮崎金次議員、4 番目に野田祐士議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（榮 正敏君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、甲斐康之議員の質問を許します。

8 番甲斐康之議員。

○8 番（甲斐康之君） 皆さん、おはようございます。傍聴にお越しの皆さん、足元の悪い中、ありがとうございます。8 番、日本共産党の甲斐康之でございます。

梅雨入りとなり、早速、九州北部地方に線状降水帯が発生し、豪雨に見舞われました。今後ぐずついた天気が続くものと予想されます。安永1、2町内では、5月の18日、梅雨入りを前にして、豪雨による内水氾濫に備えて、自主防災組織による地図や図面を使った机上による図上訓練

を行いました。訓練内容は、災害時の連絡方法、車の避難行動、安永ポンプ場が仮に故障または秋津川が満水となり排水を停止せざるを得ない場合の対応、護岸を越水し始め、住宅内に浸水が予想される場合などの対応など、参加者の皆さんと真剣に話し合い、一定の方向性を共有することができた意義ある訓練でありました。

それでは、いつものように国政に目を向けてみましょう。あらゆる物価が高騰し、多くの国民が苦しんでいます。物価高騰から暮らしを守り、平和で希望が持てる日本にしなければと考えています。参議院選挙前に、自民党を除く各政党が消費税の減税を打ち出しています。食料品を限定的に5%に減税する、国債を発行して財源にするなど公約らしきものを出していますが、私たち日本共産党は、緊急対策として、消費税は廃止を目指し、5%への緊急減税を提案しています。財源については、大企業、富裕層への減税、優遇を正し、もうけている大企業には減税をやめ、応分の負担をしてもらう、所得が1億円を超える富裕層が逆に税負担率が下がってしまう、このような優遇税制、優遇措置を正すことで財源が生まれてきます。消費税は、所得税、住民税の非課税の方や子どもからお年寄り、生活に困窮する人からも搾り取る税金であります。消費税は減税をして廃止すべきだと考えております。

それでは、今議会での私の質問は、1点目、災害公営住宅に入居されている被災者の退居割合が多い報道がされました。退去の理由等について伺う。

2点目、広島の高校生が描いた原爆の絵を町内の中学校で展示を行ってはどうか。

この2点について質問を行います。

それでは、質問席に移動いたします。

それでは、質問の1番目を行います。

災害公営住宅、復興住宅に入居している被災者の4月現在の入居割合が熊日新聞で報道されました。それによると、益城町の被災者世帯の入居割合は76%となっている。退去の理由等について伺うについて質問を行います。

地震から9年が経過しました。公共施設などのインフラもほぼ整備されているように思います。あとは、被災者の心の復興は道半ばではないかと思われております。益城町の人口の動きは4月末時点で3万4,288人、世帯数1万4,783世帯と微増ながら増加傾向にあります。益城台地などの宅地造成が進み、新たな住宅建築が著しいことが増加の一因であると思われます。住まい再建が難しい被災者世帯向けに災害公営住宅が整備され、令和2年の3月の入居開始から今年で5年が経過いたしました。4月16日付熊日新聞には、熊本地震の災害公営住宅の入居状況、4月現在、この記事が大きく報道されました。記事は、熊本県の被災者入居率74%に低下、復興住宅、高齢者ら孤立各課題とあります。益城町では団地数が19か所、戸数が671戸、被災世帯入居数511世帯、一般世帯が127世帯、空家、空室33部屋、入居被災世帯の割合は76%とありました。この熊日新聞の報道による数値では、被災世帯の24%の160世帯が退去していることになります。担当課の説明では、当初の入居世帯が671世帯のうち601世帯であった、入居条件が合わずに、入居開始当初から満室の入居ではなく、70世帯の空きがあったとのことでありました。入居当初から入居戸数は90%の入居であったようです。当初の被災世帯の入居が601世帯から現在の入居世帯511世帯

となれば、90世帯が退去していることになります。単純計算では、5年間で被災者の15%が退去していることになります。この5年間で90世帯が退去している、このことは、退去世帯が多いのではないかと考えております。

退去世帯の多い要因を考えてみました。入居時の条件として、本来は入居対象世帯ではない収入超過世帯は、被災者という境遇から家賃緩和措置により入居が認められていた。しかし、公営住宅法では、低所得者向けの災害公営住宅であり、収入超過世帯は入居から3年で家賃が増額され続ける、そして住居明渡しの努力義務が生じる、さらに5年以上経過すると、収入超過世帯は高額所得者と言われて、住居明渡しに努力義務から義務となり、退去を迫られる、こういう制度となっています。ここでいう収入超過世帯は、区分5以上を言い、政令月収が15万8,001円からとなっています。年間では、この政令年間189万6,012円となります。政令月収は年収から税や社会保険料などを差し引き、扶養控除、障害者控除などの控除を行ったものが所得となります。私は、災害公営住宅に入居できたとしても3年から5年経過することで家賃が引き上げられ、退去義務が生じる収入超過者と認定されていても、果たして住まいの再建ができるものか。近年の物価高騰で再建が難しいのではないかと思います。住まいの再建ができないのに退去を迫られる、せっかく災害公営住宅で入居者同士のコミュニティができていたが、退去によりコミュニティが薄れていくことで災害公営住宅内のまとまりがなかなか構築できない、自治会の総会も開催されない団地もある、住民の方から不満が出ているとの声も聞いています。災害公営住宅は地震による被災で将来にわたり住まい再建が困難な世帯向けに建設されたものと認識をしています。私は今から6年前の2019年、令和元年9月議会で、災害公営住宅の入居資格の要件緩和を求める、このような質問を行っています。現状の入居要件ではやむを得ず退去しなくてはならなくなる、さらに入居募集がなされても入居要件が合わずに入居できずにいる被災者の方もおられるのだと思います。

入居募集は広報ましきで年に2回、6月と11月になされています。募集記事を見ますと、昨年11月は7世帯、今年6月は5世帯の公営住宅への入居募集がなされています。新聞報道では4月末で33戸の空家があるとのことですが、入居募集が少ないのではないかと思います。空家全体を募集しないのはなぜなのかお伺いしたいと思います。

今後も退去世帯が増えていくのではと危惧をしています。将来的には入居要件の緩和を行い、町内外の一般の入居希望世帯にも門戸を開く必要があると考えています。

以上、1回目の質問です。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和7年第2回益城町議会定例会も4目を迎えております。本日は一般質問二日目ということで、4名の議員の皆様の質問をいただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、傍聴席には早朝からお越しいただきましてありがとうございます。感謝を申し上げます。

それでは、8番甲斐議員の災害公営住宅に入居している被災者の退去の理由等についてお答えさせていただきます。

8 番甲斐康之議員の一つ目の御質問、災害公営住宅の退去理由及び入居要件の緩和並びに入居募集につきましてお答えをします。

まず、本町の災害公営住宅の退去世帯の内訳につきましては、災害公営住宅総整備戸数671戸のうち熊本地震により入居された方は601世帯で、本年4月1日現在ではそのうち90世帯、率にして約15%の世帯が退去されております。退去理由としましては私的な事情も含まれますので、町が全ての事由を把握しているわけではございませんが、主な退去の理由としましては、住宅の再建、高齢者施設への入所、入居者死亡などであると認識しております。

次に、収入超過者の対応につきましては、災害公営住宅建設当初の入居の際には収入要件の緩和措置を行っていましたが、入居後の家賃算定におきましては、緩和措置は行っておりません。これは、家賃の算定につきましては、公営住宅法に基づく家賃算定及び国の災害公営住宅家賃低廉化事業の制度を活用し、同種の民間賃貸住宅と比較して低廉な家賃としているためです。また、災害公営住宅の運営に関しましても、公営住宅法の適用を受けての運営となりますことから、既存の公営住宅と同じく、入居者が引き続き3年以上入居し、法令で定める収入基準額を超えますと、次年度におきまして、家賃の割増料及び住宅の明渡し努力義務が発生することになります。しかし、60歳以上のみで構成される世帯等の裁量階層に該当する場合は、政令月収21万4,000円以下までは、増賃料及び明渡し義務の対象外となるよう収入基準額が配慮されております。令和6年度では災害公営住宅入居者のうち20世帯が収入超過者となり、家賃の割増し及び住宅の明渡し努力義務が生じており、このことが退去の理由の1要因にもなると思われますが、公営住宅は住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を提供するという目的がございますので、今後もその目的に沿った適切な運営を図ってまいります。

最後に、災害公営住宅の入居募集につきましては、入居者の退去から募集までには、入居者による居室の原状回復のほか、経年劣化に伴う改修や鍵の取替え等、居室の劣化の程度にもよりますが、おおむね3か月から6か月程度の期間を要しており、準備が整ったものから順次募集を行っております。今後も引き続き計画的な修繕と定期的な募集を行いながら、公営住宅法の趣旨にのっとった適正な運営を図ってまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） ただいまの答弁では、退去理由は、個人の事情もある、全ての事由を把握しているものではないと、過去の主な退去理由は、自宅を再建した、高齢者施設へ入所した、入居者が死亡した、こういうものではないかというふうにおっしゃいました。災害公営住宅であっても公営住宅法の適用を受けて運営していることから、収入基準を超えた場合は家賃の割増料、住宅の明渡し義務が発生する、しかし、60歳以上の裁量世帯については若干収入の面での猶予があるというようなことです。去年は20世帯が対象となって、明渡し努力義務が生じました。入居募集の戸数に対しては入居申請が上回っているというような答弁でしたが、退去してから3か月から6か月間はいろいろ部屋の整備があるというようなことから、今の現状の入居状況になっているというようなことのように受け取りました。

最近の物価高騰によって町民の生活は厳しいものがあります。住まい再建を考えても、資金調

達などができずに断念せざるを得ないと、家賃引上げと退去を迫られることは本当に被災者に寄り添った施策とは言えないと考えています。今後いろんな事由で退去者が増え、空家が増えるのではないかと、公営住宅法に縛られずに、町営住宅であり、管理は町であると考えますので、町独自の被災者に寄り添った施策を行うことを再検討すべきであると今、考えています。

これでこの質問については終わります。

続いて、質問第2に移ります。

質問第2は、広島の高校生が描いた原爆の絵を町内の中学校にて展示を行ってはどうかという質問であります。

今年は終戦、そして広島、長崎に原爆が投下され80年を迎えます。原爆の絵は広島の広島市立基町高校生の美術部の生徒が被爆者と共同で何か月もかけて作成し、核兵器の非人道性を再現した絵画であります。広島平和祈念資料館が窓口となってデータを貸し出し、普及を図っています。この原爆の絵は、今年3月、益城町交流情報センター展示コーナーで、原水爆禁止熊本県協議会と新日本婦人の会益城支部が6日間展示を開催しました。情報交流センターや図書館を訪れる親子など200名を超える方たちが閲覧いたしました。閲覧した方たちからは、この絵は核兵器の非人間性を訴える大変貴重な資料と言えるものだと、広く子どもたちにも見てほしい、学校でも展示をしたらいいのという声が上がったと聞いております。核兵器については、世界的にも既に2017年7月、国連で核兵器禁止条約が圧倒的多数で採決され、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪し、核兵器の悪の烙印を押しています。昨年12月、日本被団協、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞し、世界的にも核兵器廃絶の願いが広がっています。今年、原爆投下から80年目を迎えるに当たり、核兵器製造、原爆を投下された広島、長崎の被爆者や被害状況等についていろんな報道がなされています。展示を行い、反響の大きかった原爆の絵は小中学校の校内で展示を行い、生徒や保護者の皆さんにも見ていただき、平和教育の授業や修学旅行の事前学習などで活用するなどの取組が始まっています。益城町においても、中学校で原爆の絵の展示を図書室などで一定期間行ってはどうかということで、1回目の質問です。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 8番甲斐議員の二つ目の御質問、広島の高校生が描いた原爆の絵を町内の中学校に展示を行ってはどうかについてお答えします。

議員御提案の原爆の絵につきましては、先ほど議員もおっしゃったとおり、広島市立基町高校の生徒が被爆当時の状況を伝えるために、被爆者の記憶に残る被爆時の光景などを描き、製作されたもので、現在、広島平和祈念資料館を通して一般に貸し出されていると承知しております。また、この絵には被爆時の惨状を後世に残すために、その様子が克明に描かれていると認識しております。

本町では、中学2年生が修学旅行にて広島平和祈念資料館を訪れ、被爆体験者の資料館を見学しますとともに、被爆体験者の講話を聞くなど平和学習に取り組んでおります。また、小学校におきましても、6年生が修学旅行にて長崎原爆資料館を訪れ、資料館の見学や被爆体験者の講話

及び爆心地周辺のフィールドワークを行うなど、平和学習に取り組んでおるところでございます。いずれの場合も社会科の授業等で事前学習を行い、戦争の惨状や平和の尊さを学ぶとともに、人権意識を高め、差別や偏見のない社会の実現に向けて平和学習に取り組んでいるところです。

なお、事前学習では、資料として戦争当時や原爆投下後の写真や絵画を使用しておりますが、全身にやけどを負った方々が助けを求める状況などその惨状を生々しく伝えるものも多く、その際使用する写真や絵画につきましても、児童生徒の心身への影響を考慮して、各学校で慎重に選定しているところでございます。加えて、熊本地震がまだ児童生徒の心身に影響を及ぼしている状況を鑑みますと、原爆の絵の展示につきましても、現在のところなかなか厳しい状況であると考えます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） ただいまの教育長の答弁では、原爆の絵は被爆時の惨状の様子が克明に描かれていると認識している、益城町では修学旅行で小学校が長崎、中学校では広島を訪れて、戦争の惨状や平和の尊さを学ぶなど平和学習に取り組んでいる、しかし、使用する写真や絵画は、児童心身の影響を考慮すると現状では学校の展示はなかなか厳しい状況である、このような答弁であったと受け取りました。

それでは、2回目の質問を行います。

中学校の展示は児童心身への影響を考慮するという判断について、他県の取組が紹介をされていますので、報告をいたします。

岐阜県の婦人団体は、全小中学校に申し入れて、昨年からは展示グッズを教育委員会に持って行って、生徒に見せたくないという怖い絵は、学校の先生が選んで展示をする方法でやっている、そして戦争ってこういうもんだよねと、こういう意見も聞いています。高校での展示は、展示するものそのまま渡し、先生が資料や時間ごとに見る学年を決めてプログラムをつくって写真や感想を送ってくれた学校もあったようです。取り組んだ婦人団体は、核兵器の使用の危険が高まっている危機の今だからこそ、核兵器が使われたらどうなるか、広島と長崎で起こった出来事を全国で広げ、次世代につないでいきたいと話しておられました。

今年は原爆投下から80年目の節目であります。核兵器に関する様々な報道がなされています。先日、NHKBSで映像の世紀という番組が放送されました。放送内容は、今年1月25日、アメリカの科学雑誌が毎年恒例の人類滅亡までの終末時計を発表しています。それによると、人類滅亡まで89秒と過去最短となったと。それは、1番目、気候変動の進行、2番目、AIのリスク、3番目、核の脅威の三つが時計の針を進めたと指摘しています。放送のほとんどで核の脅威について番組は掘り下げています。その中で、2016年ノーベル平和賞を受賞した元コロンビア大統領は、時計の針を戻すために正しい選択をする時間はまだありますと述べています。さらに放送では、原爆を投下された広島で終末時計の針を押しとどめようとする力となった二人の少女がいたと紹介をしています。2歳で被爆した佐々木禎子さんと13歳で被爆した中村節子さんです。佐々木禎子さんは、原爆の放射能障害の急性白血病で、被爆から10年後に発症して、12歳で亡くなりました。最後まで生きる望みを捨てずに、薬の包装紙などで折り紙を折り続けて、千羽を超えた

ということであります。皆さんも御存じのとおり、広島平和祈念公園にある原爆の子の像のモデルとなった少女であります。禎子の物語は世界各国で翻訳され、時と場所を超え語り継がれていき、知られることのなかった原爆被害の真実を世界に伝えることになったと紹介をされています。

また、13歳で被爆した中村節子さんは、瓦礫の下から奇跡的生還し、カナダ人の宣教師、ジム・サーローさんと結婚し、カナダのトロントで生活をしています。サーロー・節子さんは英語で被爆体験を語り、原爆の悲惨さを訴えています。2017年7月、国連で核兵器禁止条約が採択されたときにスピーチを行った女性であります。国際的にも核の非人道性を訴えていこうという運動の先頭に立っている女性で知られています。

私は、学校で原爆の惨劇をしっかり目にし、核の恐ろしさを感じる平和教育が大切と考えています。原爆の絵は平和教育の資料として学校で展示する機会を設けることを求めて、2回目の質問といたします。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 8番甲斐議員の二つ目の御質問の2回目、原爆の絵を平和教育の資料として学校で展示する機会を設けることを求めるについてお答えします。

確かに核兵器によって甚大な被害を受けた国として、小中学校において、戦争の惨状や平和の尊さ、核の脅威を学ぶとともに、人権意識を高め、差別や偏見のない社会の実現に向けて平和学習に取り組むことは極めて重要であると考えます。また、現在の国際情勢に鑑みましても、核兵器のない平和な社会を希求することは、次世代を担う児童生徒の学校教育においても大切であると認識しております。しかしながら、熊本地震により、いまだに本町では心理的不安を抱えている児童生徒がたくさんおり、日常生活において教育的配慮を必要としています。そのような状況を考慮しますと、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、町内小中学校に原爆の絵を展示することは極めて厳しい状況であると考えます。以上です。

○議長（榮 正敏君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） ただいまの答弁では、平和学習のためには必要であると思いますが、児童心身への影響を考慮すると、現状ではなかなか難しいというようなふうに受け取りました。

今、被爆者の方たちは高齢によって減少してきています。原爆の絵は高校生と被爆者の方たちの共同で描かれたもので、現在207点が完成しているというふうに報道されています。去年は16点が完成していますが、今後、共同で描かれることは少なくなってくるのではと思われます。広島平和祈念資料館では、被爆の実相を広く発信するため、原爆の絵の複製画の貸出し等を行って、広く活用をするよう勧めています。昨年ノーベル平和賞を受賞した日本被団協、日本原水爆被害者団体協議会の代表委員である田中テル美さんは、ノーベル平和賞の授賞式で次のようなスピーチを行いました。これからは、私たちがやってきた運動を次の世代の皆さんが工夫して築いていくことを期待しています、こう呼びかけました。私は唯一の被爆国である日本は、核兵器の非人道性を世界に訴えていかなければならないと考えています。そのためにも、次世代へつないでいくことが大事な平和教育であると考えています。

以上、これで広島の高校生が描いた原爆の絵を町内の中学校に展示してはどうかとの質問を終

わります。以上です。

○議長（榮 正敏君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。10時45分から再開します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時45分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、木村正史議員の質問を許します。

2 番木村正史議員。

○2 番（木村正史君） おはようございます。2 番木村です。今回こちらのほうの一般質問の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。また、傍聴席の皆様、益城町の町政に興味を持っていただき大変ありがとうございます。

今回、私のほうでは、益城町の町営住宅の募集要項についてと、益城町のこども計画について質問させていただきます。

こちらの質問をさせていただくに当たりましたのは、先月、地上波のニュースですけれども、こちらのほうで日本国内の出生児ですね、子どもの出生者数が70万人を切ったというニュースが流れまして、益城町の子どもの数はどうなのかということに興味を持ちまして、質問させていただきました。また、どういったふうに少なくなったのかということもありまして、厚生労働省のほうの人口動態統計月報と年計の概況についてちょっと見させていただきまして、数を把握させていただきました。ニュースに流れてました令和6年度の合計特殊出生率は1.15%、出生者数は68万6,000人となり、初めて70万人を切ったというふうに流れていました。ちなみに前年度の合計特殊出生率、令和5年度については1.20%で、出生者数は72万7,000人とのことでした。時間でしょう。合計時間でということだったんで、今こちらで話してもいいということは確か聞いたので話させてもらっています。

そちらのほうもありますので、興味を持ちまして、こちらのほうで、益城町の子どもの数を増やすことにはどうしたらいいのか、そちらのほうの政策はどうなっておるのかということに興味を持ちましたので、質問させていただきます。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは、質問させていただきます。

町営住宅の募集要項についてですけれども、益城町のホームページ上で町営住宅を検索しますと、地域活性化住宅として田原団地のみが募集があっておりました。先日見ましたときには田原団地以外にもほかの町営住宅のほうも載ってございましたけれども、随時募集しているのがやはり田原団地のみありました。こちらのほうにどういったものが気になりまして、詳しく聞きたいと思い、ホームページ上に書いてあります益城町住宅管理センターへ訪問しましてお伺いしようと思ったんですけど、閉まっておりまして、土曜日でしたので、休みの日ということもあったんで、

休みだったのかもしれませんが。しかし、入口のドアにも営業時間について8時半から17時との記入はありますけれども、休みの記述はどこにも書いてありませんでした。益城町役場のホームページについても見直しましたが、どちらにも書いてありませんでした。益城町住宅管理センターの入口のドアに記入してあります電話番号に電話しましたが、留守電になっており、ちょっと詳しく聞けませんでしたので、このことについては執行部のほうに私、相談させていただきましたが、確認させていただくと既にもうホームページ上で、益城町管理センターの営業時間や休日、住所などを分かりやすく紹介されておりますので、早速の対応ありがとうございます。

それでは、本題に移りますが、益城町ホームページにおいて住宅を検索、同じですね、こちらの理由と募集要項、住宅を必要とする理由について御説明願います。

また、2番目の質問としまして、現在、益城住宅は熊本震災地震後に災害公営住宅として建築されたものが多くありますが、各団地の空状況について教えてくださいませんか。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番木村議員の一つ目の御質問の1点目、地域活性化住宅の田原団地のみ募集している理由と募集要件につきましてお答えをします。

田原団地につきましては、益城町地域活性化住宅としまして、地域の活性化及び少子化対策を目的として、平成21年度から運用している公営住宅です。具体的には、津森地域の人口増加及び津森小学校児童の増加を目的としたもので、特に田原団地の特徴的な入居要件としまして、益城町地域活性化住宅条例により、小学生以下の子どもがいるものとしております。

議員御質問の田原団地の入居募集につきましては、以前は他の公営住宅と同様に定期募集を行っていましたが、入居募集に備えて事前に修繕等の準備作業を整え募集を行っても、応募申請がなく空家になるという状況が発生しましたことから、定期募集から随時募集に募集方法を変更し、入居の希望があった場合に応じまして、部屋の修繕等を行い、入居していただくことで団地運営の効率化を図っております。

次に、御質問の2点目、町営住宅の各団地と空状況につきましてお答えをします。

本町の公営住宅の整備戸数と空戸数の状況につきましては、令和7年5月末現在で、全体で25団地1,048戸に対し、空戸数は135戸でございます。内訳としまして、熊本地震前の既存団地が5団地371戸に対し、空戸数が90戸、熊本地震後に整備しました災害公営住宅が、19団地671戸に対し、空戸数が44戸、福祉住宅が1団地6戸に対し、空戸数1戸となっております。

公営住宅の入居募集につきましては、定期募集としまして、6月と11月に町ホームページ及び広報誌などにより周知を行いながら実施しており、今後も引き続き計画的な修繕と定期的な募集を行うことで、適正な管理運営を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 木村議員。

○2番（木村正史君） ありがとうございます。こちらのほう、私の思いとして申すのは、地域活性化住宅として募集するのであれば、益城町子育て世帯移住定住促進補助金で決めてあるのと同じように、ほかの地域、津森校区、福田校区、飯野校区、こちらの町営住宅でもやっていいの

ではないかという思いから質問させていただきました。

こちらのほうではできない理由というのが何かあったんでしょうか。もう一度そちらのほうお伺いしてよろしいでしょうか。

ああ、そうか、すみません、こっちはあれですね、私ちょっと……。

○議長（榮 正敏君） どっちですか。

○町長（西村博則君） 担当課長のほうから答弁させます。

○議長（榮 正敏君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） おはようございます。都市計画課長の齊藤です。2番木村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

集落にある災害公営住宅のほうも地域活性化住宅として随時募集ができないのかということでもよろしかったでしょうか。

災害公営住宅で整備しました集落部の住宅につきましても、定期募集で今、応募をしております。応募数に対しては募集を上回るような応募をいただいておりますので、田原団地のように募集を行いましても応募がないというような状況下になるようであれば、その辺の募集の方法については検討する余地があるのかなというふうに考えてはおりますけれども、現時点では定期募集で対応したいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（榮 正敏君） 木村議員。

○2番（木村正史君） ありがとうございます。定期募集で、先日ホームページのほうでも載っておりませんでしたのでどうなのかなという思いはありましたけれども、もし人が余るようでしたら、もしよかったら、益城や福田、津森、アパートがないところでは募集があれば、入る人がいるとやっぱり子どもも増えますので、よろしければ対応のほうよろしくお願いします。

それでは、続いての質問にまいりたいと思います。

続いて、益城町こども計画についてお伺いします。

先日、令和7年から11年度までのこども計画について読ませていただきました。その中で保護者が困っていること、悩んでいることについての調査結果の中で、子育てに関する経済的負担が大きいことが特に気になりました。経済的負担が心配だから仕事が気になり、教育的負担も気になるかと考えられます。特に最近、ガソリンやお米、食料品など生活に必要な物価高騰が続いています。このことについて、子どものいる家庭を援助するため、どうされるかということをお伺いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番木村議員の二つ目の御質問の1点目、子どものいる家庭の経済的不安への考えにつきましてお答えをします。

議員御指摘のとおり、光熱費や食料費などの物価高騰による負担感からの不安が保護者の皆様に生じていることは重々承知、理解しているところでございます。本町は、本年3月に策定しました益城町こども計画におきまして、「未来を担うこども・若者が健やかに育ち、尊重され、活躍するまち、子育て世代が安心できるまち“こどもまんなか益城町”」という理念を掲げ、その

実現を目指し、施策を進めております。これまでも子育て世代への支援策としまして様々な取組を実施してきました。まず、町単独事業である益城町子ども医療費助成事業では、令和4年10月から、その対象を18歳年齢到達の年度末まで拡大し、医療費の助成を行っております。また、物価高騰対応重点支援交付金を活用し、保育所に通う子どもがいる世帯につきましては、副食費の食材費一人月額300円相当を補助しておりますが、今年度は400円相当に補助を引き上げることを検討しているところです。さらに、給食費につきましても、小学校で一人月額800円、中学校では一人月額900円の補助を行い、保護者の経済的負担の軽減に努めているところです。

今後も国や県、他自治体の動向も踏まえつつ、保護者の不安解消に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 木村議員。

○2番（木村正史君） ありがとうございます。こちらの子ども手当などですけれども、私もいろいろ調べてみたんですけれども、やはり町単独でこれらを、ほかの違うことをやって子どもを応援するというのはかなり難しいものと思いました。保育園などに通っている方の話の中で、0歳児から3歳児までの保育料もできないのかということもちょっとお伺いしたんですけれども、いろいろ調べてみますと、やはりやっているところがないんですね、熊本県下でも。天草市だけがたしかやっていたかと思うんです、0歳から3歳児までの補助。ほかは全くできてなかったような。もうちょっと調べ方がちょっと私も十分でないんで、いまひとつ言えませんが、こういったものも含めまして、これからは、ほかのことは同等でありながらも、益城町独自でもやっていく子ども子育て支援のほうを続けていただければと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） 木村正史議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時02分

再開 午後1時30分

○議長（榮 正敏君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、宮崎金次議員の質問を許します。

11番宮崎金次議員。

○11番（宮崎金次君） 皆さん、こんにちは。議席番号11番宮崎でございます。本日は安永の区長さんたちがこの傍聴席にお忙しい中、足を運んでいただきました。本当にありがたいことだと思います。また、本日は午前中の同僚議員の一般質問が非常に早く終わりましたので、午後の開始までにだいぶん間合いが開きました。非常にありがたいことだと思いますけれども、少し気合が抜けるところもございますので、一生懸命やらせていただきたいと思います。さらにこの時間は非常に眠たい時間でございますので、少しでも町が良くなってほしいという願いを込めまして、一生懸命質問させていただきます。しばらくの間お付き合いいただきたいと思います。

なお、話に入る前に、6月議会は今週の月曜日9日から始まりました。ちょうど月曜日から熊本地方が梅雨に入りまして、この梅雨で、豪雨のために議会の進行が少し影響を受けるかなという心配もしたんでございますが、今のところ順調に議会のほうは流れているという状況でございます。ありがたいことだと思います。

なお、併せて執行部の皆さんにお礼を申し上げますが、この梅雨の時期特に感じるんですが、安永の排水ポンプをつくっていただきました結果、大体我々が一番心配していた内水氾濫が全く起きなくなりました。大体、少し雨が降ると道路が冠水していたんですが、冠水する前にポンプが稼働し始め、全部水をはいてくれますので、今のところを全く心配がないという状況で、安永の皆さんが非常に感謝をしておられるということだけお伝えをしたいというふうに思います。

では、本題のほうに入りますが、本日の質問は事前に通告してありますよう、まず一つは、県道熊本高森線の4車線化に伴う取付道路の拡幅の問題、それから二つ目に、益城町の保育園・幼稚園園長の処遇について、この2点について質問をさせていただきます。

では、質問席に移動します。

本日も元気よく、傍聴の皆様にもできるだけ分かりやすいように、白黒で手書きでございますけれども、皆さんのところに配付した資料を見ながら参考に話を進めさせていただきます。

では通告してあります1番目の質問、県道熊本高森線の4車線化に伴う取付道路の拡幅についてから質問させていただきます。

皆様も御承知のように、現在、県道熊本高森線の工事が来年3月末完成を目指し、急ピッチで進められており、県道沿線の皆様も早期完成を願っておられると思います。私たちの安永地区では令和7年度を迎え、例年どおり各町内会で総会が行われ、町内の現状や懸案事項等について話し合いが行われました。その話し合いの中で皆さんから強く要望が出されたのが、今回、一般質問で取り上げました県道から安永集落内に入る取付道路への不安でした。現在、県道から安永の集落内に通ずる道路は、北側に6本、南側に4本の合わせて10本があります。参考資料を見ていただきますと分かるとおりであります。その中の3本、①から③がこのまま県道工事が完成してしまうと、県道から集落内に入る取付部が狭く、交通事故が多発するおそれがあり、来年3月末の完成時までには改善してほしいとの要望が出されたわけであります。

改善が要望された3か所は県道への取付道路で、道幅が約4メートルしかなく、車の離合が難しいところでもあります。まず、参考資料を見ていただきますと、①のところですが、これは県道から馬水橋へ抜ける道路でございます。それから②でございますが、県道から旧町道五楽安永線の県道北側、つまり益城のほうに抜ける道路の取付部。それから③が県道から一・二町内公民館へ抜ける道路で、この3か所は比較的に交通量が多い道路でもあります。なお、県道4車線化工事手前の工事着工前の説明では、県道への取付部は幅6メートル、長さ13メートルを確保して安全な道路にするとの説明を受けておりましたので、これまでもこのようにしてほしいというのを再三要望してまいりました。今年度の安永各町内会の要望を受けまして、再度、今回も熊本県の益城復興事務所や益城町へ要望し、町には要望書を提出しております。しかし、現状を見るとまだ不十分で、これから9か月後には県道の工事は完了してしまいますので、既に要望をしている

ことではありますが、再確認の意味を込めまして、次の２点について質問をいたします。

まず１番目に、安永地区から要望している危険な３か所①から③についての検討状況及び改善方向について、それから２番目ですが、危険な取付部を改善するために、町が努力をしていただきますけれども、町から安永地区への要望または指示等ございましたら、それをお伺いしたいと思います。以上２点よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の一つ目の御質問の１点目、安永地区から要望している危険３か所についての検討状況及び改善方向についてお答えします。

県道熊本高森線の４車線化事業は、熊本地震からの復興を図るための大変重要な事業で、御存じのとおり、令和７年度末には全線供用開始が予定されております。事業主体は県となりますが、本町におきましても、県と連携し、都市計画道路益城中央線連絡協議会や地域からの個別の御意見や御要望をお聞きし、できる限り対応してまいりました。今回、今年度末の供用開始を控えて、町道から県道へ接続する安永の３か所の交差点部につきまして、安永区長連名で要望書が提出されていますので、この要望書の内容を踏まえ、今後、道路の交通量、利用状況などを注視しながら、関係機関と協議を進め、必要な対策を検討してまいります。

次に、御質問の２点目、危険な取付部を改善するために、町から安永地区への指示や要望につきましてお答えをします。

県道熊本高森線の４車線化工事に限らず、地域の声をお聞きしながら、それに寄り添った対応を行うことは大変重要であると認識をしているところです。今回の要望に関しましても、先ほどお答えしましたとおり、地域の御意見をお聞きしながら、関係機関と協議を進め、必要な対策について検討してまいる所存です。地域の皆様におかれましては、対策を実施する際に、用地等が必要となる場合には、地権者に対して地域としての協力をお願いなどの御助力をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 町長から答弁をいただきました。私たち安永の住民は、来年３月末の県道工事が完成した暁には、集落への取付部が道路幅６メートル、長さ13メートルで整備されると思っていたものですから、まだ今現状では未整備で、これまでに既に交通事故が２件、追突事故でございますけれども発生し、どうも当初の説明のような安全な取付部が期待できないと住民が心配しての要望で、これから対策を検討していくという答弁でございましたけれども、何か少しずれていると心配してしまいます。私たちとしては、来年３月末の県道の完成までに、予想される危険な状態をできるだけ回避するための方策について早急に県と調整し、方向性を出していただき、その方策に基づき、住民の安全をできるだけ確保するために、必要なところに区長さんたちと同じお願いをして回るつもりでおります。そのような観点から、この３か所について具体的な改善要望を申し上げたいと思います。

まず、①の馬水橋への道路取付部については、この取付部の西側に町有地の道路に面した部分、約３メートル程度の長さになりますが、一部その土地を道路に提供していただいて、車の離合場

所にさせていただく、何とか1台分の離合スペースを確保していただきたいと思います。今後なるべく早く関係する地権者をお願いして、さらに安全な離合スペースの確保を図っていきたいとお願い申し上げます。

2番目に、②でございますが、旧五楽安永線の県道取付部については、町道沿いの地権者さんに車の離合部分の土地の提供をお願いしてまいりますが、なかなか難しいと思われ、当面は県にお願いして、県道の歩行者通路帯を利用して1台分の離合スペースを何とか確保してできたらと思います。

3番目の③でございますが、安永一・二町内公民館への道路取付部につきましては、なかなか道路幅を広げるのに時間がかかると思いますので、当面は県にお願いして、県道の歩行者通路帯に1台分の離合スペースを確保していただくために、現在設置されております歩行者の安全のためのポールを各1メートルずつ東西に広げていただきたい、そのようにお願いをします。

当面できる危険対策を具体的にお願いしましたが、もう既に追突事故が2件起き、そして、このままいきますと、あと9か月後には道路の工事は一応完成してしまうわけですね。ですから、そこまでにやれることをぜひ町と県にお願いし、我々もそれに対して努力をしていきたいと思っておりますので、当面できる危険解除を具体的にお願いしましたけれども、どうぞいかがでございますでしょうか。

第2回目の質問とします。よろしく申し上げます。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の説明の御質問の1点目の2回目、安永地区からの危険3か所の具体的な改善要望についてお答えをします。

まず、道路を造る際には、道路構造令などによる基準に基づき、車両や歩行者などの通行や地域の状況を総合的に勘案して整備されるものと認識しております。このため、県道熊本高森線の4車線化工事におきましても、町道の取付部分の用地の手当てが可能な箇所については、県による拡幅工事がなされているところです。また、応急的な対策を行う場合は、必ずしも基準によらない対応となりますことから、そのことにより、車両が逆にスピードを出し過ぎやしないか、歩行者と自転車の交通が複走しないかなど考えられる懸念事項を念頭に、その地域や交通の状況をしっかりと把握し、適切に行う必要があると考えております。県道熊本高森線は来年3月末には全線開通の見込みとなっており、全線開通後は交通の状況も大きく変化することが想定されます。このため、本町では交通状況の変化などをしっかりと把握しますとともに、関係機関と協議を進め、また、具体的な提案をいただいている安永地区とも協力して対策を検討してまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 町長から2回目の答弁いただきました。確かに今、町長が言われるとおりではありますけれども、既にここもう追突事故起きておりますので、何とかそれを避ける意味で我々はお願ひしているんです。この追突事故はどういう形で起きるかといいますと、この①から③のところ、道路幅が4メートルしかありませんので、ここで道路に出るために停止をするん

ですよね。そうしますと、本線上を走ってくる車がそこに入り込むためには、この道路、本線に車が出た後に入ってくる。ですから、本線上で停止をするものですから、その車がぶつかってしまう、追突されると。現在、安永地区は南側のほうを工事をしております。その前は北側だったんです。ですから、北側のときには南から出てくる車というのは工事区間を通ってくるものですからそういうあれはなかったんですけど、今、北側の工事が終わりましたので、南側2車線を今、工事をしています。そうしますとどうしても本線上で車が停止する、それにぶつかっていく、こういう形になったんですね。ですから、何とか離合する場所を確保できれば、あとは住民がこれに慣れることだろうと思います。そして、一番危険な時間帯は通勤時間帯です。朝、夕、昼間、夜はほとんど、多分広崎方面のほう見てもそんなに道路密集していませんので、狭い道路でも何とかやっていけるというふうに感じます。ですから、我々は2件の追突事故を住民が見て、何とかこれを解消していただきたい、今できる範囲の中で解消していただきたいというのは安永住民からの要望でございます。もちろんすぐできないところもあると思いますけれども、町、県、そして安永地区と調整をしながら、少しでも住民の安全を確保していけたらいいなというふうに思います。

なお、今回は安永地区だけ取り上げました。しかし、同様に馬水の鉄砂川の右岸、コスモスのある方向です。それからまた熊本銀行の駐車場ございます。あそこの東側、少し鋭角で入っていくところですね。それからあと、益城町の保健福祉センターに入る道路等はやっぱり狭いです。急に広くしろって言ったってなかなか地権者さんたち協力していただけないと思いますから難しいとは思いますが、念頭に置いて、そこら辺りについて少しずつでも解消できればありがたいかなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いをしまして、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、先般、本町の幼稚園・保育所の園長経験者の人たちと懇談する機会がありまして、その際、園長経験者から、園長になったら給料つまり手取額は下がるし、園長としての仕事は大変で、園長などならなければよかったなどの声を複数の人たちから聞きました。私は、本町の子どもたちを育てるという重要な役割をお持ちの園長経験者からなぜそんな不満の声が出たのか、その原因が気になって、幼稚園や保育所の関係者、さらに近隣市町村にも確認させてもらった結果、近隣市町村での園長に対する処遇は当然一律ではございませんでしたが、本町のように、園長に補職されたとき、それまでの給料、特に手取額が減ってしまうという市町村は確認することはできませんでした。本町では、幼稚園教諭に採用されますと、給料の3%が幼稚園業務手当として支給されます。また、保育士に採用されますと、給料の2%、ただし、6月から10月までは4%の保育所業務手当が支給されるところになっています。しかし、幼稚園教諭または保育所の保育士から園長に補職されますと、これまでの幼稚園・保育所業務手当が支給されないため、実質幼稚園・保育園業務手当の分だけ給料（手取り）が減ってしまうことになるようであります。

そこで2点質問します。

まず、1点目は、幼稚園・保育所の先生方に支給されている幼稚園・保育所業務手当が、同じ園内で先生方を指導し、園児とも密接に接する園長に支給されないのはなぜなのでしょう。

2点目は、幼稚園・保育所の園長先生方が現状に不満を持っておられ、若い先生方も自分の将来に不安を感じておられるのは、町としても、また子どもたちを育成する上からも得策ではないと思われます。現場の先生方とよくよく話し合っ解決策を見つけてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

質問の2問目、第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の二つ目の御質問の1点目、幼稚園・保育所の先生方に支給されている幼稚園・保育所業務手当が同じ園内で先生方を指導、園児とも接する園長に支給されないのはなぜかにつきましてお答えします。

幼稚園及び保育所業務手当は、保育士及び幼稚園教諭として直接、保育業務に従事する職員に対して、業務の特殊性や心身の負担に鑑みて支給される特殊勤務手当の一つでございます。園長及び所長につきましては、保育現場の統括や運営業務などに従事していることから、現行制度上は直接的な保育業務に該当しないものとして、支給の対象外としているところでございます。また、この特殊勤務手当につきましては、国や県からは、特殊勤務手当はあくまで特定の業務に従事した日に対して1日当たりの日額を支給する形が本来の趣旨であり、割合による一律支給は適切でないとの指導を受けており、現在の手当の支給方法については、今後見直していかなければならないと考えております。

次に、御質問の2点目、現場の先生方とよく話し合っ解決策を見つけてほしいと思うがいかがかにつきましてお答えします。

議員御指摘のとおり、園長及び所長が現行の制度に不満を抱かれたり、若い先生方が将来の処遇に不安を感じたりしていることにつきまして、町としましても重く受け止めなければならないと考えています。こうした処遇への懸念が現場の士気に影響を与え、ひいては子どもたちの健やかな育成にも関わる問題でありますことから、現場の意見を丁寧に聞きながら、制度の趣旨、国県の指導内容も踏まえて、必要に応じて制度全体の見直しも視野に入れながら検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 町長から答弁いただきました。町長からの答弁は、まず、園長や所長は直接的な保育業務に携わらないので、業務手当の対象外であると現行では決められているそうです。今後は、現場の意見を聞きながら、必要に応じて制度全体の見直しも視野に入れて検討を進めるというお話でございました。私も過去に幼稚園教諭、保育士を養成する専門学校で講師をしておりましたので、私の経験からしても、園長は園の運動会、各種催物、日常の保育等におきましても、直接、園児を指導する先生方を指導し、時にはピンチヒッターとして勤務されます。それらのことからして、園児たちとの関わりにおいて、保育士と園長との差はないように感じました。しかも、今回取り上げた園長先生たちへの処遇問題がここ二、三年前から始まったことではなく、十数年、いやもっと前からとのことで、私はこの事実を聞かされたとき、自分たちの処遇に対する不満を申し出なかった園長先生方や幼稚園、保育所をこれまで指導してきた人た

ちの姿勢に驚きますとともに、一種の敬意すら感じてしまいました。

町長答弁では、今後、制度全体の見直しも視野に入れて検討を進められるとのことですが、今回、各市町村の担当課を回って感じたことは、各市町村はそれぞれの自助、独自の施策を行っておられましたが、勤務手当とされていないところでは、実際、勤務手当をされているのは熊本市だけですけれども、手当とされていないところでは、採用時に一般職プラスアルファの給料をされて始められておられるところもありました。さらに、園長先生の管理職手当については、熊本市と大津町を除き郡部の町村ではないようでしたが、今後、園長先生の職務への期待度、園長としての責任の重さ、職務への意欲向上等も考慮されて検討されたらよいかと思います。

そこで、2回目の質問なんですが、1回目の答弁にあった園長及び所長は保育現場の統括、運営業務などに従事、直接的な保育業務に該当しないものとして支給対象外としているとのことでしたが、そのように条例なり規則で決められた背景、何でそういう規則になったのかその背景についてお伺いしたいと思います。その背景が分からないと先生方を説得できないと思いますので、お伺いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の二つ目の御質問の2回目、これはイベントの際離れているわけではないと、その話でよろしいのでしょうか。

○11番（宮崎金次君） はい。

○町長（西村博則君） イベントの際、園長・所長は子どもと離れているのではなくて、近くで子どもと接しているのに、直接的な保育業務に該当しないものとして支給対象外とされるのは納得いかないことについてお答えをします。

園長及び所長におきましても、運動会や行事等の際には子どもたちと関わりを持ち、現場において一定の保育的役割を担っていることは十分に承知しているところです。しかしながら、特殊勤務手当は制度上、特定の困難な業務に日常的に従事する職員に対し、従事した日ごとに定額で支給することが原則とされております。そのため、園長及び所長が一時的に子どもに関わる場面がある場合であっても、日常的に保育業務に従事している保育士と同様に取り扱うことは制度的に無理があるのが実情でございます。一方で、議員御指摘のとおり、園長及び所長が現場で多くの子どもたちと向き合い、保育の質の維持・向上に尽力されていることは極めて重要な観点であり、その職責に見合った評価がなされるべきとの意見を真摯に受け止めてまいります。今後、園長及び所長の業務実態や他自治体の状況等も精査しながら、園長及び所長を含む全ての職員がそれぞれの職責と実態に応じて適切な処遇がなされるよう、現場の声も丁寧に聞きながら、制度全体のあり方について検討を進めてまいりたいと思います。

ところで、この特殊勤務手当というのがやはり著しく不快とか、危険とか、不健康または困難な勤務ということで、県のほうでも28種類されております。税務であったり、感染症防疫、用地交渉、し尿処理、狂犬病防疫とか、自衛隊のほうでも爆発物であったりとか災害派遣、小笠原派遣、夜間特殊業務、国際緊急業務とか、ほとんどこちらについても1日当たりの単価でやっているかなということで思っています。また、直接・間接処遇職員につきましても、こちらについて

も、保育所の児童と関わりを持つ職員が直接ということで、日常生活で関わりを持つ職員、例えば先ほど言いました管理職職員ですね、園長であつたりとか栄養士とか調理員さんたちも間接的なことで、特殊勤務手当は出してないかなということで思っています。以前、人事のときにも特殊勤務手当を廃止したことが一つありました。乗務手当です。町長の運転とか運転手の方に乗務手当を出していたんですが、これはもう特殊性はないと。それと職員が乗用車を運転して町外に行っていたときは250円か何か出していましたが、ここ辺りも廃止したということで思っています。

また、処遇につきましても、今でも管理職、課長クラスがありますが、時間外出ません。係長あたりが時間外していくと、課長の給料あたりも追い越していったりとかすることもあります。それと管理職で、保育園の所長なんかが上がるときも、たしか特別昇給あたりはかけていると思いますので、そこ辺りの職務上の配慮はあるのかなということで思っています。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） いよいよ3回目の最後の質問なんですが、確かに今、町長が言われたようなところもあるかと思うんですが、私も先ほど言いましたように、専門学校でこの保育士、それから幼稚園教諭、この子どもたちを育てて、県内の私立、公立の保育園・幼稚園に実習でお預けするんです。それで、くまなく大体この県内の幼稚園、保育園は回りました。もうだいぶん前の話なんですが。そのとき、こんなに園長先生を冷遇するというか、一見、冷遇するようなところは全くありませんでした。そんな園長先生が不平不満を持っているようなところはまずありませんでした。仕事が忙しいというのはあるんでしょうけど、給料面でというのがありまして、やっぱり何で園長先生だけその業務手当がつかないんだろうと。ちょっとそこがどうしてもやっぱり、そこで何かの仕分、切り分けがあつたのかなと。だからこれを決めたときのバックグラウンド、町の予算がなかったのか。何でこの切り分けしたんだろうと、そこが非常に疑問に感じました。

併せて、今回のこのやつで、先ほど言いましたように、熊本市、それから山都町、御船町、それから嘉島、菊陽、大津回りました。そしてそれぞれの担当者に聞きました。だけど、園長先生がそんなに処遇が、給料が落ちるというのはどこにもありませんし、信じられないという感じでした。ですから、やっぱりそこは随分昔に決められた話だろうと思うんですけど、もう1回やっぱり検討されて、やっぱり今仕事の同じ仕事場で給料が下がるというのは悪さをしたとき以外はないと思いますので、ぜひよろしく御検討をお願いしたいと思います。

私の質問は、今、町長から答弁がございましたので、大体そういう方向で検討していただければいいかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上です。

以上で質問を終わります。

○議長（榮 正敏君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

2時15分から再開します。

休憩 午後 2 時07分

再開 午後 2 時15分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

10番野田祐士議員。

○10番（野田祐士君） 10番野田でございます。今回も一般質問の機会をいただきありがとうございます。また、足元の悪い中、傍聴いただいている町民の皆様方、誠にありがとうございます。今回は、2点について質問をさせていただきます。

1点目が、益城町における行政運営の現状と今後のあり方について、2点目が、地域の住民の皆様方のニーズへの対応についてであります。最後までよろしくお願いいたします。

それでは、質問席にまいります。

それでは、まず1点目の益城町における行政運営の現状と今後のあり方について質問をさせていただきます。

通告に書いておりますので、まず、そこを読ませていただきます。

通告。人口減少・少子高齢化の加速から地方自治体の置かれている経営環境は大きく変容しております。今後さらに激変することが予想され、現状のままの組織や行政サービスでは十分に対応できないと考えられます。このことは益城町にとっても同様であり、特に熊本地震を受け、震災によって新たに発生した課題やパンデミック、新型コロナウイルスの影響で改めて見直すべき課題を踏まえ、復興を目指す過程において、行政が町民の期待に応えられないということが起こり得ると考えております。そこで、過去の制度改革を振り返り、今後の益城町の行政運営のあり方についてお伺いいたします。

まず一つ目です。第5次益城町行政改革大綱の位置づけは、第6次益城町総合計画を着実に推進し、必要な経営支援、これはヒト・モノ・カネ・情報の最適化を図る計画であり、行政自らの将来の姿を示す指針となるものであります。町職員一人一人がスピード感とチャレンジ精神を持って行政改革に取り組んでいくということであります。この四つの改革目標について、改めて教えてください。

2点目、この改革目標についてですが、それぞれについて問題、課題があれば教えてください。

3点目、今言った課題における解決策としての民主的かつ能率的、効率的な運営の具体的な取組について教えてください。

以上3点です。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の一つ目の御質問の1点目、町職員一人一人がスピード感とチャレンジ精神を持って行政改革に取り組んでいく四つの改革目標につきましてお答えします。

令和4年3月に策定しました第5次益城町行政改革大綱では、熊本地震からの創造的復興の推進、人口減少と財政の健全化、スマート自治体への転換といった本町の主要な課題を踏まえ、次

の四つの改革目標を掲げております。

一つ目は、多様な主体によるまちづくり活動への支援で、地域の課題にきめ細かく対応するため、住民組織、民間企業、大学等といった多様な主体と連携し、ともにまちづくりに取り組む官民共創を推進すること、二つ目が、財源基盤の強化、自主財源の確保で、厳しい財政状況を踏まえ、歳出抑制に努めますとともに、自主財源の確保に積極的に取り組み、持続可能な行財政運営に努めること、三つ目が、行政サービスのさらなる向上、事務事業の見直しで、多様化する住民ニーズに対応するため、行政のデジタル化を推進し、A I やR P A等のI C T技術を活用しましたスマート自治体への転換を図り、質の高い行政サービスの提供や民間委託の推進を図ること、四つ目が、機能的かつ柔軟な組織づくり、人的資源の最適化で、社会情勢や行政需要の変化に柔軟に対応できる組織体制を構築するため、職員の意識改革と人材育成に取り組み、組織力の強化を図ることの四つを改革目標としております。

次に、御質問の2点目、それぞれの改革目標についての問題・課題についてお答えします。

本町の行政改革大綱に掲げています四つの改革目標を達成するために、取組を進める中で課題があることを町では認識しております。

まず、一つ目の多様な主体によるまちづくり活動への支援につきましては、住民参加の促進や合意形成プロセスの円滑化といった課題に対し、復興まちづくりセンター「にじいろ」や地域共生センター「カタル」における活動支援及び場の提供、ワークショップや説明会、オンラインツールを活用した意見交換などに取り組んでいます。

二つ目の財源基盤の強化、自主財源の確保につきましては、復興事業に伴う財政負担の増大や歳入の伸び悩み、歳出抑制の難しさといった課題に対し、企業誘致の促進、ふるさと納税の推進、町税等の収納率向上、施設の統廃合や長寿命化計画に基づく維持管理費の縮減などに取り組んでいるところです。

三つ目の行政サービスのさらなる向上、事務事業の見直しにつきましては、デジタル化推進に伴うシステム整備、運用やセキュリティ確保、事務事業の効率化といった課題に対しまして、D X推進計画に基づく各種施策や職員向け情報セキュリティ研修、業務内容の見直し及びA I、R P Aを活用した事務事業の効率化などに取り組んでいます。

最後に、四つ目の機能的かつ柔軟な組織づくり、人的資源の最適化につきましては、変化する社会情勢や行政需要、職員の意識改革や人材育成、ノウハウの継承といった課題に対しまして、時代に合った組織体制の見直しや人事評価制度、職員研修の実施、職員派遣、人事交流などに取り組んでいます。これらの課題の解決に当たりましては、現状の取組を評価しつつ、より効果的な対応策を検討し実施することで、町民の皆様の行政ニーズに即したよりよい行政運営に努めているところです。

次に、御質問の3点目、民主的かつ能率的、効率的な運営の具体的な取組内容についてお答えします。

民主的かつ能率的、効果的な取組とは、町民の皆様の意見が反映され、様々な資源を効果的に活用し、目標達成に向けた適切な意思決定や行動をとることで、住民福祉の向上に資する取組で

あると認識しております。このため、各種施策を推進するための計画策定時には、専門知識を有する有識者や公募で選ばれた委員等で組織する審議会で審議するだけではなくて、アンケート調査、パブリックコメントを実施し、町民の皆様の意見等を反映させているところです。また、審議会の会議は原則公開としており、審議内容やアンケート調査の集計結果等も公表し、透明性の確保に努めているところです。特に、総合計画審議会、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会などの審議会には、広く町民の皆様の意見を反映させるため、条例や要綱により公募により選ばれた委員に参画していただいております。また、総合計画やこども計画の策定、公共交通の新たな施策の検討等に当たりまして、先ほど申し上げましたアンケート調査や各種団体ヒアリング、パブリックコメントや説明会等を実施しますとともに、インターネット上での市民参加型合意形成プラットフォームを活用して、多種多様な意見収集に努めているところです。このようにしていただきました御意見等を専門知識を有する有識者や公募委員等で構成する審議会ですら十分に御議論いただき、各種計画や施策に反映をしているところです。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。改革目標について、それぞれの問題・課題について答弁をいただきました。

今度は、2点目の質問ですけれども、中身について少しだけ詳しく質問をしたいと思います。

まず、多様な主体によるまちづくりへの支援と、要するに住民参加型についてなんですけれども、住民参加合意形成プラットフォームの円滑化についてということで、町には68の行政区、最近では嘱託員と言わず区長というふうになったということでもありますけれども、その68行政区との取組内容があれば、全てについて68個を答えてくれというわけではありませんけれども、代表的なもので結構ですので教えてください。

次、財政基盤についてですね。これは同僚議員の方からもよく質問をされております。私も一部同様な考えを持っております。今回、ここで取り上げてお尋ねしたいのは、職員定数条例について、例えばですけれども、207を237と改正する議案が上程されました。これは、この207を237とプラス30名ほどになったわけですけれども、これ財政基盤強化という面からはやや整合性がとれないのではないかと考えておりますが、もしそうではないということであれば答弁をお願いしたいと思っております。

次に、行政サービスのさらなる向上という観点についてですけれども、先ほどDX推進計画云々とありました。これは、デジタルを活用したイノベーションと、要するにデジタルを活用して行政組織、業務内容を変革していこうということだと思いますけれども、町として実際どのようなことをやっているのかということについて教えてください。

次、4点目ですね。人的資源の最適化ということでもあります。これは、人事育成及び人事評価におけることというのは町にとって重要なことだと思います。この職員の自己研さんについての町の取組、また考え方を教えてください。

あと、益城町の行政を運営するときに、能率的、効率的な運営方法について、例えばですけれども、先ほど最初に言われた審議会等での審査について、広く収集できる手段としての取組はい

いんですけれども、例えば議案ですね。我々でいうと1週間ぐらい前に議会運営の説明会みたいな感じで議案について説明をいただくというのが流れなんですけれども、この審議会の場合は、その審議内容の議案について、例えば1週間前に郵送をして中身を確認していただくとか、その辺はどのようになっているかをお尋ねしたいと。要するに、その日に来て、まさかその日に開けて、初めて見て、審議くださいというわけではないというふうに考えておりますので、ぜひ審議会とか等に関するものはどうなっているのかを教えてくださいと助かります。

まず、その5点ぐらいについてですかね、教えていただけると助かります。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の一つ目の御質問の2点目の2回目、住民参加合意形成プロセスの円滑化に関する68行政区との具体的な取組内容につきましてお答えします。

本町では地域に根差したまちづくりの推進におきまして、各行政区との連携が極めて重要であると認識しており、日頃から良好な関係づくりに努めております。具体的には、年に一度、行政区長の皆様にお集まりいただき、行政事務委託に関する説明会を開催しており、その場を通じて町の取組をお伝えしますとともに、区長から直接地域の実情や課題、御意見を伺うようにしています。また、区長会研修には私自身も参加しまして、夜の懇親会あたりでもしっかりとまた御意見をいただいているところです。こうした生の声に耳を傾けることは、住民の合意形成を進める上でも非常に大切であると考えております。

また、校区会長を対象とした役員会を定期的に開催し、日常的な情報共有や意見交換を行いますとともに、信頼関係の醸成や課題解決に向けたサポートを行っております。

こうした取組に加え、必要に応じてワークショップ形式の意見交換会やオンラインツールを活用しましたアンケート、情報提供の場づくりも進めており、住民の多様な声を町政に反映させる仕組みづくりを強化しています。今後も区長をはじめとした多様な主体との協働をより一層深め、誰もがまちづくりに関われる仕組みの整備と合意形成のプロセスのさらなる充実を図ってまいります。

野田議員の一つ目の御質問の2点目の2回目、職員定数条例の改正する議案と1回目の回答との整合性についてお答えをします。

前回の臨時議会におきまして、職員定数を当分の間237人とする条例改正を行ったところでありますが、これは単に正規職員を一律に増やすという趣旨ではなくて、現状の業務体制や将来を見据えたプロジェクトや事業を推進するために必要な見直しの一環であります。現在、本町の業務運営は、増加する行政需要に対応するため、多くの業務を会計年度任用職員、いわゆる非常勤職員に支えられている状況です。こうした状況は短期的には一定の効果がありますが、今後の行政運営の安定性や継続性さらにはノウハウの蓄積といった観点からは、会計年度任用職員に過度に依存しない体制を構築する必要があります。そのため、今回の定数改正では、これまで非常勤で担っていた業務の一部を正規職員による体制へと段階的に移行することも視野に入れており、職員数の見直しとともに、会計年度任用職員の配置につきましても整理を進めております。なお、

237人という定数につきましては、当分の間の措置であり、今後の業務量や行政需要の推移に応じて必要な見直しも努めてまいります。熊本市においても定員管理計画で策定されておりますが、5年間で150人減らすようになっていたのをやはり420人増やすということで、こういったことで、やはり行政は生き物だと私は考えており、刻一刻と変わっていくと。福祉事業、非常に時間が必要です。A Iでは対応できません。そして、子ども支援体制整備とか少子高齢化対応、T S M C対応、それから道路整備、企業誘致、やるべきことは非常に多くなっています。創造的復興を実現するためには、攻めの行政運営が今こそ必要かということで考えております。未来への投資と考えているところです。実は、若い人に選ばれる自治体実現も本当に大事なかと。合格しても、町の魅力がないと、人の取り合いが起きているような状況です。また、男性の育児休業取得促進とか時間外削減なんかも取り組む必要があるということで、私も町民の命を守ると同時に職員も守る必要があるということで、熊本地震の際、ほかの町では辞める職員がたくさん出ておりましたが、益城町は誰も辞めておりません。これは私の誇りかなということで思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。ただ一方で、電子化とかA Iの活用、民間委託指定管理者P F I等の活用とか、役場業務を相互の連携などで定数削減に努めることもしっかり取り組んでまいりたいということで思っております。このように、今回の定数見直しは、行財政改革と矛盾するものではなく、むしろ持続可能で質の高い行政サービスを将来にわたり提供していくための体制整備です。今後とも、財政への影響に十分配慮しつつ、効率的で住民に信頼される行政運営に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

10番野田議員の一つ目の御質問の2点目の2回目、D X活用におけるイノベーションについて、各種施策の効果と新たな取組、今後の予定につきましてお答えをします。

D X活用におけるイノベーションについて具体的な施策の効果をお伝えします。

こども未来課、学校教育課等へのR P Aの導入によりまして、定型業務の自動化が進み、大幅な業務の迅速化、ミスの削減につながっております。デジタル田園都市国家構想交付金を活用し導入しましたオンラインプラットフォームL i q l i dを用いた町民からのアイデア、意見募集等を行った回数は、初年度である令和6年度の目標として掲げていました5回を上回る13回で、その利用者数は184人に上りました。この仕組みの導入により、意見聴取の機会を増やし、より多くの町民の皆様の声を反映できる環境を構築することができております。

生成A Iの業務活用につきましては、利用者数が日々増加しており、同一サービスを導入している県内他自治体と比べて10倍以上の利用量を確認しております。また、その効果として、利用者の57%が10から50%程度の時間短縮を実感しており、定型的な案内文や報告書のたたき台をはじめとする文書作成等の作業スピードの向上のほか、アイデアの幅が広がり、情報整理、分析、資料の質の向上等の効果を確認しております。新たな取組につきましては、今年度はフロントヤード改革に重点を置き、窓口業務手順の見直しを行うことで業務の効率化を図りますとともに、住民目線で窓口体験調査を実施し、多方面から手続の可視化を行い、住民サービスの向上を図ることは計画しております。既に導入しておりますL i q l i dにつきましては、職員研修会を実施するなど、行政への住民参画、推進の意義について、町内の機運醸成に努めますとともに、住

民意見徴収機会への積極的な活用を進めてまいります。A I、R P Aにつきましても、その有効活用のため、町内業務の調査を行い、活用範囲の拡大、データを活用した業務改善の仕組みの構築を行うほか、住民向け手続のさらなるオンライン化なども検討をしております。

10番野田議員の一つ目の御質問の2点目の2回目、人材育成や人事評価等における国家資格や民間資格の取得に対する町の考え方及び職員の自己研さんについての町の実践についてお答えします。

本町では機能的かつ柔軟な組織づくり、また、人的資源の最適化を図る上で、職員一人一人の能力向上が極めて重要であると認識しております。御指摘のとおり、国家資格や民間資格の取得は職員の専門性や実務能力の向上に資するものであり、今後の行政需要や多様化する住民ニーズに対応していくためにも重要な要素であると考えております。現在、本町においては、職員がこうした資格を取得する際の補助制度について、他自治体の先行事例を参考にしながら、制度の導入に向けた調査研究を進めている段階です。併せて、補助のあり方や対象資格の範囲、手続の透明性なども含め、今後、要綱等の整備を検討してまいります。

また、資格取得を含めた自己研さんの取組も人事評価制度の中でも適切に評価できるようにすることも今後の検討課題として位置づけており、制度全体の中でのバランスで図ってまいりたいと思います。一方で、職員研修の充実も大事ということで、職場内研修であったり職場外研修、それから専門家を招いての研修あたりもやっていきたいと。それから、自治大学であったりとかアカデミー研修、様々な研修で職員を派遣したりということも考えております。考え方が変わるなということで、私自身も自治大受講でレベルの高さにびっくりして、やはり負けたくないの思いもありまして、自己啓発することが大事ということも気づきもあったということで非常に研修も大事ななということで考えております。

一つ目の御質問、3点目の2回目、審議会での説明資料を全員に配付、説明するタイミングについてお答えをします。

令和4年度に策定しました第6次益城町総合計画第2期基本計画を例としますと、審議会の1週間前をめどに総合計画審議会の会長に事務局から事前説明を行っております。会長以外の委員の皆様につきましても、当日の審議が円滑に進むよう、7日から5日前をめどに事前配付に努めています。また、審議会その場において御意見をいただくのはもちろんですが、加えまして、会議内では十分に発言ができなかった、あるいはその後に意見を思いついた場合等は、会議後においても、委員の皆様から御意見を事務局までお送りいただくよう、各会議の終了時にお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。随分長く御答弁いただきましてありがとうございます。

改革目標についてというよりも、まず一つ目の区長との連携は十分とれていますよということなので、今後ますます住民の意見を聞く上では区長様との連携が重要になってくると思いますので、今後もまた十分とれるような体制で臨んでいただくと助かります。ありがとうございます。

次に、職員定数条例については、207を237にしたのは業務体制の見直しの一環であって、当分の間ですということだったんで、持続可能な云々とかもありましたけれども、当分の間これやってみて、また必要であれば、変えられるときに変えるような検討をいただくということが必要であると思いますので、それはお願いベースでしておきます。

三つ目です。このDX、要するにAIとかRPAとかいうお話もるる御説明をいただきました。これは今後とても重要になってくるものだという考えでおります。今の答弁で、十分にやれているんじゃないでしょうかという印象を持ちましたので、今後もさらに御尽力をいただければいいのかと思っております。

そして、審議会についての議案書の配付については、四、五日前って言われたですかね、大体。それだったら安心しました。もしかして当日に渡すような部分が審議会とか委員会であるのではないかという心配をしておりました。四、五日あって、分からない分については、不明な分については前もって問合せをしていただくということであれば、十分に機能するというふうに思っておりますので、今後ともそのくらいのタイミングではやっていただくことをお願いしておきます。

1点目については、町長のほうからるる御答弁がありましたので、それを踏まえて、私のほうも今後十分参考にさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の町民ニーズ、要するに住民の方々の必要なこと、ニーズへの対応について質問をさせていただきたいと思います。

今、1点目で行政運営のあり方というのをるる御答弁いただきました。それで、2点、次の質問にだいぶん関連した内容もお答えいただいたと思っておりますが、改めてここで地域住民のニーズ、要するに地域住民の声に対応することについて質問させていただきます。

まず、住民の声の収集ですね。住民の声、要するに意見、要望をどのような体制で、今、町は収集しておられますかというのが1点ですね。

2点目が、意見を収集したら、多分問題を抽出して、課題を設定して、分析、解析してそれを実行して、検証とか評価をするという流れだと思います。それぞれについて、ちょっと具体的なものがあれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の二つ目の御質問の1点目、住民の声は収集できているか、また、意見を聞く体制はどのようなものかにつきましてお答えをします。

住民の声の収集につきましては、先ほど申し上げましたことと重複しますが、益城便やアンケート調査、パブリックコメント及びヒアリングや説明会等でお聞きしており、また、昨年度はこれに加え、町長と語ろう！益城町タウンミーティング「ぶんさんカフェ」と称しまして、町の農業、農産物に興味のある人を対象に開催し、様々な御意見をいただいたところです。そのほかにも先月30日には、飯野まちづくりを考えるワークショップを開催し、飯野地区のまちづくりや憩いの家の跡地活用等につきまして、地元の皆様と意見交換を実施しております。

次に、御質問の2点目、意見の収集、問題抽出、課題設定、分析、解決、検証、評価それぞれ

についての具体的な取組についてお答えします。

議員御質問の取組につきましては案件ごとに様々な手法があると思いますが、ここでは具体的な取組としまして、令和4年度に策定しました第6次益城町総合計画第2期基本計画を例に御説明申し上げます。

まず、意見収集につきましては、先ほどから申し上げているとおりでございます。

次に、問題抽出、問題設定及び分析、解決につきましては、前計画の評価検証や社会情勢の変化、過去のアンケート調査結果等々、策定のために新たに収集した意見等を比較、分析した上で、問題を抽出し、問題を解決するために取り組むべき課題を設定しました。その後、審議会で御議論いただき、各課題の解決策としての施策の展開を整理しました。なお、問題抽出や課題設定に当たりましては、住民参加のワークショップや企業、団体等へのヒアリングなどでも御意見や御議論をいただいているところです。

最後に、検証、評価ですが、毎年度、住民の方々を対象にフォローアップアンケート調査を実施しており、各事業の進捗状況とアンケート結果を照らし合わせることで検証、評価を行い、次の施策の展開に生かしているところです。

私は、町政を進める上で最も大切なことは、町民の方々の御意見を聞きながらPDCAサイクルを回し、各種施策を推進していくことだと思っております。職員にもその思いを伝えているところです。このことは、今後も引き続き、同様に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 1回目の御答弁ありがとうございました。

2回目の質問になります。

2回目の質問で、これは事務局と打合せをしております、実際タウンミーティングやワークショップやらを開催されるというのは当然のこととかやるべきことでありますけれども、実際それに参加される方というのは、大体町民のどれくらいのパーセンテージ、要するに全体的から見ればどれくらいの方々がそういう意見を申し出ておられるかというのが気になります。そこが分かれば教えていただきたいというところです。もちろんいろんなワークショップとかタウンミーティングをやっておられますので、一概に何%ですよということは言えないと思いますので、大体の平均的なものを教えていただくと助かります。一番いいのは、最近やられた飯野地区、例えば、憩の家でどれくらいの方々がおいでになって、どんな意見が出たのかが一番簡単なというか最近の出来事でありますので一番いいのかなと思いますが、もしとまっていれば、憩の家について分かっていることがあれば、それについて答弁していただいても結構です。

あと、例えば課題とか問題解決方法とか評価については、今、町長が言われた教科書のような答弁で、そのとおりだと私も思っております。逆に、結局、評価までやるんですけれども、その評価が出たそのリスクについて新たに生かしていく必要があると思っております。そのリスクについてどういうふうに生かしていこうと思っておられるのか、ちょっと抽象的な質問でお困りになると思いますが、もしよければ併せて御答弁をいただきたいと思っております。歯切れが悪い質問で誠に申し訳ありませんけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の二つ目の御質問の1点目の2回目、アンケート調査、団体ヒアリング、パブリックコメント、説明会、タウンミーティングへの町民の参加率についてお答えします。ただ、お答えする前に、全ての町政運営の原点というのが、やはり9年前の復興計画の説明会だったかなと思います。地震から3か月後の7月、益城中学校を中心として21回、1,600名の方と意見交換をして、これはもう全町民を対象としてやったということで、仮設住宅でも説明会をやったのかなと思っています。これが復旧・復興の町民が主役のまちづくりの原点になっているということで、実はほとんどの自治体が区長さん、民生委員の代表、それから婦人会長などの役職を呼んで復興計画を策定されておりますが、ここ全ての町民の方とやったことが現在の復旧・復興につながっているかなということで思っています。また、議員の皆さん方にも、0のつく日だったですかね、説明をさせていただいたということで、こういったのが町政運営の原点かなということで思っております。

まず、アンケート調査、団体ヒアリング、パブリックコメントなどの町民への意見収集の取組につきましても、その目的に応じて対象や手法が異なりますため、町民の回答率、参加率としてお答えすることはできません。しかし、例えば、昨年度実施しました益城町タウンミーティングでは、町の農業の未来をテーマにしましたことから、JAを通じて町内青年農業者に参加を呼びかけましたところ、多くの方々に参加いただき、町の農業の発展に向けた前向きな御提案を多数いただいたところです。今後も町民への意見収集の際は、より多くの町民の皆様から御意見等をいただけるよう、最適な手法や様々な情報発信手段、このときはLiquidも使っておりますが、検討してまいりたいと思っています。

それから、二つ目の御質問の1点目の2回目、飯野まちづくりを考えるワークショップにおける町民の出席者数と意見につきましてお答えします。

まず、出席者数についてですが、飯野校区にお住まいの町民27名に参加をいただきました。ほかにも地域で様々な活動をされている方などオブザーバーとして参加いただき、活発な意見交換をしていただけたと考えております。

内容及び意見についてでございますが、地域の見守り・支え合いについて、憩の家跡地等の町有地の方針について、まちづくり活動についての三つをテーマとしてグループワークを行っております。地域の見守り・支え合いについては、日常的に顔を合わせる場があると良い、憩の家跡地等の町有地については、自然環境や歴史的に価値のあるものなど周辺の地域資源を生かせる場になるとよい、まちづくりについては、校区一丸となった取組ができるとよい、食と体験が組み合わさった取組や地域イベントなどの情報発信など様々な御意見がありました。

二つ目の御質問の2点目の2回目、フォローアップアンケート調査について、直近で行ったものを例にお答えします。

第6次総合計画の各種施策につきまして、町民の満足度や意見を把握しまして、今後の町政に反映させることを目的としてアンケート調査を行いました。令和6年4月1日現在で本町に住民登録されている18歳以上の方から無作為に3,000人抽出し、無記名アンケート調査を実施しまし

た。回収数は1,261件で、回答率42.0%となります。回答者自身の属性、総合計画の分野別施策ごとに掲げている目標に対する満足度をお伺いしております。アンケート結果は全課で共有し、日々の業務や各課が所管する分野別の計画策定等に生かしているところでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 2回目の御答弁ありがとうございます。

今、飯野地区憩の家についてのワークショップといいますかミーティングについては、見守りであったり今後の活用であったりが話し合われたということでございました。ぜひ、やっぱり地元が一番であります。地元の意見というのに耳を傾けなければ何事もうまくいかないという思いがありますので、今回出た意見については、十分酌み取れるような町の施策をお願いしたいと思っております。

3回目になりますけれども、今回いろいろぐだぐだ私、質問していますけれども、行政運営と今後のあり方とか住民の声をどう聞くかとかいう中で、ここからは質問というよりも私が考える行政運営のあり方とということについて、ちょっと認識と見解を述べさせていただきたいと思っております。

近年は、地方自治体、要するに益城町をめぐる環境は激変しました。DXを基とする、これはオフィスオートメーション化、または地方分権一括法制定による機関委任事務の廃止、また熊本地震や能登半島地震の地震災害や線状降水帯による豪雨災害、また大型化する台風等の自然災害の発生、そして先ほども言われましたけれども、TSMC等の世界的な大企業の進出によるいわゆる外部要因による変化、そのようなものに生じる新たな政策課題への対応が必要となっております。つまり、地方自治体いわゆる益城町は、独自で自分たちの未来を開発するという時代に入ってくると考えております。これに伴いまして、地方自治職員、要するに町職員に求められる資質、能力に対して、これまでは法令や制度を解釈し、事務を執行する能力が基本的なものだったと考えておりますけれども、今後は、今述べましたように、地方自治体を取り巻く課題が多岐にわたることから、独自かつ個別に解決する能力が必要になってくるというふうに考えております。つまり、こうした新たな課題、先ほど幾つか述べた課題でありますけれども、この課題を解決するための能力開発、人材の育成が必要であると思っております。先ほど町長は、自治大学にも入校されたというふうにおっしゃいました。大変重要なことであると思っております。

この能力開発、人材の育成には二つの方法があります。一つは公式的なもの、これは自治大学も含め、オフィシャルな研修であったり、人材育成だと考えております。そしてもう一つは、非公式、それは職員自らが自分で学ぶということだと考えております。この自ら学ぶということについてですけれども、まず、自己啓発ですね。つまり自分自身の意識の成長、要するに意識の問題だと。次に、自己研さん。要するに自分自身がスキルや能力を高めたいと、磨きをかけていこうと。これは職場の課題についてもそうですし、学問についてもそうだと思います。この職員のスキルアップが個人のいわゆるコンピテンシーの向上につながるというふうな理解です。つまり、この個人の能力アップが今後のパフォーマンスを向上させていって、ひいては職場、こ

の益城町の業務の効率化につながっていくというふうに考えております。職員の能力のアップと
いうのを求めるというのが最終目標は、町民の皆様からの職員に対する信用・信頼です。その信
用・信頼があれば、町民の皆様は安全安心な暮らしをしていけると、要するにそこにつながって
いくものだと考えております。

今回の質問で、行政運営のあり方というものでありますけれども、私が考える行政運営のあり
方の中で最も必要な経営資源、先ほどヒト・モノ・カネ・情報と、これの最適化というふうに言
いましたけれども、最も重要なものは人、要するに人材というふうに考えております。西村町長
におかれましても、私が1期目、議員になったときには、町の一職員でおられました。そこから
一念発起、つまり自己啓発をして益城町長になられたと。そして、町長になってからは、私が思
うに、日々自己研さんに取り組んでおられるのだというふうに考えております。ぜひ町長自ら先
頭に立って、町を挙げて職員の自己研さんに取り組んでいただき、すばらしい益城町になったと
言われるような将来を展望してみたいというふうに私は考えておりますし、多分町長も考えてお
られるのだろうと思っております。つまり、これが要するに震度7の地震を2度経験し、復興に
立ち上がった益城町の真の姿となるというふうな考えです。

勝手なことを述べさせていただきましたけれども、行政運営の今後のあり方について、ぜひ職
員の皆様方に自己研さんをいただき、町民の皆様方の安全安心を守っていただけるよう、さらに
お願いをしたいと思います。

すいません、最後の質問、これもう質問じゃなくて、すいません、これもう勝手なですね……。

○議長（榮 正敏君） 私的見解で、要望でしょう。

○10番（野田祐士君） そうそうそう、見解ですので、もうこれで終わりますけれども。

○議長（榮 正敏君） はい、終わってください。

○10番（野田祐士君） 最後に、ぐだぐだと書かせていただいた今回の質問に対して答弁書を書
いていただきました企画財政課の松本課長及び担当の皆様方、担当職員の皆様方にお礼と感謝を
申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

これで予定されました一般質問が終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後3時06分

6 月 17 日（火曜日）

令和7年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和7年6月9日午前10時00分招集
2. 令和7年6月17日午前10時00分開議
3. 令和7年6月17日午前11時16分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 採決

日程第2 益福682号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第3 議員派遣の件

日程第4 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（17名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 中川公則君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	13番 中村健二君
14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君	16番 荒牧昭博君
17番 松本昭一君	18番 榮正敏君	

8. 欠席議員（1名）

12番 坂田みはる君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 中山貴文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 西村博則君	副町長 濱田義之君
教育長 酒井博範君	政策審議監 納美由紀君
土木審議監 持田浩君	会計管理者 坂井浩章君
総務課長 荒木薫君	総務課審議員 寺本和寛君
危機管理課長 森川博君	企画財政課長 松本浩治君
企画財政課審議員 藤田智久君	税務課長 山口拓郎君

住 民 課 長	田 上 恵 美 君	福 祉 課 長	菊 川 和 幸 君
こども未来課長	吉 住 由 美 君	こども未来課審議員	川 原 さおり 君
健康保険課長	田 上 雅 史 君	産業振興課長	岩 本 武 継 君
都市計画課長	齊 藤 計 介 君	建 設 課 長	鶴 野 雅 臣 君
復興整備課長	吉 本 秀 一 君	下 水 道 課 長	相 良 憲 二 君
水 道 課 長	豊 田 博 文 君	学校教育課長	内 村 康 成 君
生涯学習課長	中 村 康 広 君	生涯学習課審議員	内 田 博 也 君

開議 午前10時00分

○議長（榮 正敏君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、12番坂田みはる議員から欠席をする旨の届出があっております。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決、その他となっております。

日程第1 常任委員会報告 質疑 討論 採決

○議長（榮 正敏君） それでは、日程第1、常任委員会報告を議題とします。

まず、総務常任委員会報告、西山洋一委員長。

○総務常任委員会委員長（西山洋一君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員長の西山でございます。

総務常任委員会の報告をさせていただきます。

総務常任委員会報告書。

令和7年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳入歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正。議案第52号、益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の一部を改正する条例の制定について。議案第53号、字の区域の変更について。議案第54号、物品の購入について。議案第55号、物品の購入について。議案第56号、工事請負契約の締結について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和7年6月10日。

②審査状況。令和7年6月13日、午前9時54分から、総務常任委員会室において全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、6月16日午前10時から全委員出席の下、益城台地西土地地区画整理事業地内及び広安町民第1グラウンドを視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。

議案第48号ほか5件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号及び議案第56号については、原案のとおり、全会一致で可決した。また、議案第48号については、賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。

議案第48号については、歳入の21款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金5節社会福祉振興基金繰入金の充当先について質疑があり、担当審議委員より、目的が定められている基金であり、全て特定財源として社会福祉総務費、老人福祉費及び後期高齢者医療費に充当しており、一般財源に組み込まれているものではないとの説明があった。

次に、歳出の2款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節使用料及び賃借料の庁用車のテレビ受信料について時効はないのか。また、どこからの指示なのかとの質疑があり、担当課長から、報道を受け、町で自主的に調査を行った上でNHKと協議を行い、放送法にのっとり支払いを行うとの説明を受けた。

次に、歳出の2款総務費1項総務管理費2目財産管理費12節委託料の旧第二幼稚園解体調査等委託料及び、3款民生費1項社会福祉費5目社会福祉施設費12節委託料の憩の家解体調査等委託料について、金額に2倍以上の差があることについて質疑があり、担当課長より調査対象の種類、規模及び棟数の違い等によるものと説明があった。また、担当係員より、調査範囲については、20メートルから40メートルの範囲となり、令和8年2月末に完了予定の旧第二幼稚園は、事後調査まで実施するが、令和8年3月末に完了予定の町民憩の家については、令和7年度に事後調査を実施しないことから、金額に差が出ているとの説明があった。

また、解体費用について、財政面からできる限り費用を抑えてほしいとの意見があり、担当審議員より、当初設計の金額で計上しているが、今後、入札等により、できるだけ安価にしていくという説明があった。

次に、歳出の9款消防費1項消防費2目消防施設費16節公有財産購入費の寺迫消防団詰所用地購入費について質疑があり、担当課長より、活用できる緊急防災・減災事業債が今年度で終了予定であり、建築費用にも活用できるため、今年度中に、建築費用についても補正予算で計上予定との説明を受けた。また、熊本地震の災害復旧での消防団詰所の整備は、木山の3分団詰所1か所が残っているが、令和7年度中の整備は難しく、別の財源を考えていく必要があるとの説明があった。

次に、歳出の10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費18節負担金補助及び交付金のふるさとづくり施設整備補助金について、既に6月で当初予算が不足するのであれば、当初から余裕を持って計上したほうがいいのかとの意見があり、担当課長から、相談があったものを計上しているが、次年度はヒアリングを行って予算編成を行いたいとの説明があった。

次に、歳出の10款教育費6項社会教育費6目文化財保護対策費12節委託料の志賀哲太郎生誕160周年記念事業委託料について、具体的な事業内容についての質疑があり、担当課長より、台湾での放映を見越した字幕入りのドキュメンタリードラマの制作、台湾及び国内から有識者を招いた町文化会館でのシンポジウム開催、町内の関連スポットをめぐる観光マップ作成の三つの構

成で計画しているとの説明を受けた。

次に、歳出の10款教育費 6 項社会教育費 6 目文化財保護対策費14節工事請負費の堂園地区駐車場トイレ工事請負費について、完成後の管理についての質疑があり、担当課長より、現在整備を進めている布田川断層帯整備事業で、他地区と同様に生涯学習課にて管理し、シルバー人材センターへ年間の管理委託を行う予定であるとの説明を受けた。

次に、歳出の10款教育費 7 項保健体育費 3 目学校給食費18節負担金補助及び交付金の学校給食食材購入費補助金について、1 食当たりの金額について質疑があり、担当課長より 1 食当たりの単価はおおむね250円程度であり、保護者負担額の増加がないよう努めているとの説明を受けた。

次に、第 2 表債務負担行為補正の都市計画道路用地先行買収事業について、財政的な見地から事業継続について懸念が示され、担当審議員より、事業費については半分が国庫補助金、残りは地方債で賄い、地方債は充当率90%、交付税措置率20%、被災市街地復興推進地域内は交付税措置率50%となっており、財政負担は大きい、復興計画に基づく住民との約束であり、完成を目指すとの説明があった。

また、当初計画時より総事業費が 2 倍から2.5倍に増加しており、震災から数年がたち住民の生活も安定していることから、住民の協力が難しいと予想されるため、住民に十分な説明と確認を行った上で事業を進めてほしいとの意見があった。

また、買収の対象地区について質疑があり、担当審議員より「なかぞのクリニック」から西側の500メートルの区間にある建物及び土地の先行買収であるとの説明があった。

議案第52号については、嘱託員が廃止となり、区長についての詳細な定義を行う必要があるのではないかと意見が出され、担当課長より、益城町行政事務委託要綱により定義しているが、区長会からの意見をお伺いしていきたいと考えているとの説明があった。

議案第54号については、西原村と同時期の購入であったため入札時期について質疑があり、担当課長より、益城町が先に入札を行ったとの説明があった。

議案第53号、議案第55号及び議案第56号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。

益城台地西土地区画整理事業については、現地の益城台地西区画整理組合より説明を受けるとともに、整備状況を確認した。

広安町民第 1 グラウンドについては、担当係長より概要と利用状況の説明があり、今後の利活用についての意見があった。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。

令和 7 年 6 月 17 日、総務常任委員会委員長西山洋一。益城町議会議長、榮正敏殿。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 正敏君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は福祉常任委員会報告。

吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） おはようございます。福祉常任委員会委員長の吉村で

ございます。それでは、福祉常任委員会報告書を読み上げさせていただきます。

令和7年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第51号、令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）。

2、審査経過。

①付託年月日。令和7年6月10日。

②審査状況。

令和7年6月13日午前9時51分から役場福祉常任委員会室において全委員中5名出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。

また、6月16日午前10時から全委員のうち5名出席の下、益城町立益城幼稚園及び益城町産業団地水道整備予定箇所を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。

議案第48号ほか1件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第48号及び議案第51号については、原案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。

議案第48号については、3款民生費1項社会福祉費5目社会福祉施設費14節工事請負費に関し、憩の家解体工事費について質疑があり、担当課長より、解体工事費には3か所のアスベストの撤去・処分が含まれており、外構解体撤去工事の内訳は、敷地内工作物・擁壁の撤去、植栽撤去、アスファルト舗装の撤去、敷地内整地等であること、その他、解体工事費の概算内訳について説明を受けた。

3款民生費2項児童福祉3目児童福祉施設費12節委託料及び13節使用料及び賃借料に関し、午睡チェック機器について質疑があり、担当課長より午睡チェック機器設置目的及び利用の説明を受けた。

3款民生費2項児童福祉費3目児童福祉施設費17節備品購入費に関し、タブレットを選択した理由について質疑があり、担当課長より、タブレットを持ち運んで使用する必要があるためとの説明を受けた。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費19節扶助費に関し、コロナワクチン接種によって実際に後遺症が出た人がいるのかについて質疑があり、担当課長より、コロナワクチン接種による健康被害であると国から認定を受けた方が1名いるとの説明を受けた。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費18節負担金補助及び交付金に関し、省エネ家電等購入助成金と周知方法について質疑があり、担当課長より、周知方法は広報誌と町ホームページに掲載予定であり、助成金については、10万円以上の省エネ家電等の購入に対し1世帯、いずれか1台に限り3万円の助成となるとの説明を受けた。

議案第51号については、41款水道事業資本的支出1項建設改良費2目改良事業費34節工事請負

費に関し、川内田林道橋架替えに伴う配水管の移設工事について質疑があり、担当課長より、移設する配水管の管径が100ミリメートル、延長は約190メートルとの説明を受けた。

③視察の結果と意見。

視察した益城幼稚園については施設見学を行い、担当課長及び担当職員より施設の沿革や園児数、屋根及び壁の塗り替え、トイレ改修等の説明を受けた。屋根の材質について質疑があり、屋根材はスレート使用しているとの説明を受けた。また、大規模改修の周期について質疑があり、30年から40年の周期で改修を行う計画であるとの説明を受けた。屋根及び雨どいについては、改修時期に関わらず、状況を注視していくよう意見があった。

産業団地水道整備予定箇所については、現地見学を行い、担当課長より、整備内容、整備費用及び今後の整備のスケジュールについての説明を受けた。配水区分及び配水量について質疑を受け、担当課より配水区分については、第二配水池からの配水であり、配水量について問題がない旨の説明を受けた。

以上福祉常任委員会の審査結果を報告します。

令和7年6月17日、福祉常任委員会委員長、吉村建文。益城町議会議長、榮正敏殿。

○議長（榮 正敏君） 福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告。富田徳弘委員長。

○建設経済常任委員会委員長（富田徳弘君） おはようございます。建設経済常任委員長の富田でございます。建設経済常任委員会報告書を読ませていただきます。

建設経済常任委員会報告書。

令和7年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第49号、令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第1号）。議案第50号、令和7年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）。議案第57号、工事請負契約の変更について。議案第58号、町道の路線廃止について。議案第59号、町道の路線認定について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和7年6月10日。

②審査状況。

令和7年6月13日午前10時から、益城町議会建設経済常任委員会室において全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、6月16日午前10時から、全委員出席の下、袴野福原線落石対策第1期工事箇所（福原地内）と、町浄化センターストックマネジメント計画改築更新工事箇所を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果、議案第48号外5件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第48号、議案第50号、議案第57号、議案第58号及び議案第59号について、原案のとおり全会一致で可決・認定した。

また、議案第49号については、賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。

議案第48号については、8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費18節負担金補助及び交付金の県道整備事業の経緯について質疑があり、担当課長から交通渋滞対策として、熊本県が施工する2か所の交差点改良事業費の負担金であるとの説明を受けた。

また、今後は議会にも情報共有していきたいとの説明を受けた。

議案第49号については、1款事業費1項事業費1目産業団地整備事業費12節委託料の造成工事積算業務委託料について、積算業務については、町の本来業務ではないか。委託するのであれば、きちんと照査が必要ではないかとの質疑があり、担当課長及び土木審議監から、本来、町の業務であるのはそのとおりだが、地震災害や令和5年豪雨災害への対応のために職員が不足しており、産業団地の造成を適切に発注するため委託する必要があるとの説明を受けた。

また、成果品を職員が十分に照査するように指摘があった。

議案第50号については、債務負担行為について質疑があり、担当課長から町浄化センターストックマネジメント計画改築更新工事は、工期が3か年かかるが、通常は予算単年度の原則からそのような発注はできない。このため、3か年にまたがる発注を行うために、令和7年度以外の8年度、9年度の予算対応として、2か年の債務負担行為を提案しているとの説明を受けた。

議案第57号については、変更額が、起債対象となるかについて質疑があり、担当課長から充当率100%、交付税措置率70%の緊急自然災害防止対策事業債を活用し、変更額についても起債対象となる旨の説明を受けた。

議案第58号、議案第59号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。

視察した袴野福原線落石対策第1期工事箇所については、担当課から工事の内容についての説明を受けた。

委員から通行止めの解除の時期について質疑があり、担当課から、落石対策区域全ての工事竣工後に通行止めを解除するとの回答があった。

また、委員から、落石対策区域に含まれていない箇所について、落石対策が必要ではないかとの意見があり、担当課から対策の必要性について再度検討するとの説明があった。

その他に施工業者からアンカー施工手順についての説明があった。

町浄化センターストックマネジメント計画改築更新工事箇所については、担当課から汚泥脱水機更新事業の概要について説明を受けた。

委員から処理方法について質問があり、担当課から新しく採用する方式が効率的で、ランニングコストの面でも有利であるとの回答があった。

また、汚泥の再利用についての質問があり、関係課と連携を図りながら検討するとの回答があった。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。益城町議会議長、榮正敏殿。

○議長（榮 正敏君） 建設経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員会報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番下田議員。

○6 番（下田利久雄君） おはようございます。6 番下田です。

建設経済常任委員長にお伺いいたします。

議案第57号で、変更額の起債対象については話がありましたが、請負契約変更で、前に決まっておりました変更は、委員長、副委員長に報告するというような決まりがあったような気がしましたが、その辺の話合いはなかったのでしょうか。

また、残り工事のBブロック、Cブロックの工事の話はなかったかお伺いいたします。

○議長（榮 正敏君） 建設経済委員長、富田徳弘議員。

○建設経済常任委員会委員長（富田徳弘君） 建設経済委員長の富田でございます。

ただいま下田議員の質問に、お答えいたします。

議案第57号については、変更額は起債対象外になるかという質疑以外には何もございませんでした。以上です。

○6 番（下田利久雄君） 分かりました。

○議長（榮 正敏君） 下田議員よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、議案第48号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第51号「令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 皆さん、おはようございます。11番宮崎です。

私は、議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算書（第1号）に反対の立場から意見を述べさせていただきます。

私は、今回の補正予算に次の2点で反対をいたします。

まず第1点目は、今回の補正予算に、民生費として憩の家解体調査等費540万円及び憩の家解体工事費8,200万円が計上されておりますが、これまでの説明では、憩の家跡地は、地域住民の意見を聞いてから決めるとのことでした。先般行われた飯野地区での住民とのワークショップでも、跡地をどのようにするかなどの話は具体的に出なかったと聞いています。

まず赤井地区、これは赤井、木崎、中尾、五楽の集落の皆さんから、旧飯野グラウンド、畜産団地の跡地、憩の家の跡地をどのように活用して赤井地区の振興につなげるかを十分に話し合う

ことが必要で、その結果、憩の家跡地の活用法が決まるわけで、そうして初めて施設の建物をどのようにするかが決められるものと思います。憩の家跡地の活用法がまだ決まっていない段階での解体予算には賛成できません。

2点目は、今回計上された補正予算の各事業は多分必要な事業だと思います。しかしながら、今年度の町の借金返済である公債費の元金は30億円で、今回の補正予算での町債の合計額が31億8,000万円となり1億6,000万円が令和6年度末、町債残高523億円にプラスをすることになります。攻めの行政も格好いいのでありますけれども、ぜひ足元を固めてからにしていきたいと思います。

議員の皆様も御承知のように、今年度の公債費は、元金約30億円に利子3億円をプラスして計33億円となり、来年度の令和8年度には元金約38億円、利子3億円をプラスして計約41億円が見込まれています。令和9年度以降は、約45億円に近い額で、これが十数年続くことになると思います。たとえ公債費の3分の2が地方交付税措置されたとしても、来年度以降は町単独で約12から15億程度の公債費を捻出しなければなりません。

そこで私は、現状のように天井知らずの歳出予算を抑えるために、中期財政計画の下に各年度の歳出額を抑制すべきだとこれまでに申し上げてきましたが、執行部の皆さんにはなかなか理解してもらえないようで、相変わらず天井知らずの抑制のない予算で、これから益城町を背負っていく人たちの負荷を考えると、とてもこの補正予算には賛成することはできません。

以上のことから、憩の家跡地の活用法が未確定なのに、解体工事費を計上していること、歳出予算の抑制がない、あれも必要これも必要という天井知らずの補正予算になっていることの2点から、私は、議案第48号令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）に反対いたします。以上です。

○議長（榮 正敏君） 次に、議案第48号に賛成者の発言を許します。

14番稲田議員。

○14番（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。14番稲田でございます。

議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）について賛成討論を行います。

今回の一般会計補正予算は、震災後の平成28年に策定された復興計画に基づき、都市計画道路の先行買収に関する予算やT SMCの進出という熊本県にとって100年に一度のチャンスと言われる中での産業団地造成工事に関する予算、また、令和5年度に発生した豪雨災害に関する予算、そして物価高騰対策に関する予算など、熊本地震からの復興を着実に進め、町のこれからの発展や住民の皆様の暮らしを守るために必要不可欠な予算であると思います。

また、町の財政状況につきましても、地方債の残高は、熊本地震の復旧復興事業により増加をしていますが、震災以降、国や県の支援を受けながら実施しているものであり、町の財政状況が急激に悪化し、住民生活に支障が及ぼすような状況ではないかと思われます。

このようなことから、議案第48号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）につきましては、賛成するものでございます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。以上で賛成討論を終わります。

○議長（榮 正敏君） ほかに反対討論はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） おはようございます。10番野田です。

議案第49号、令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第1号）について、反対する立場から意見を述べさせていただきます。

令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算において、産業団地整備事業の債務負担行為補正の限度額が11億1,541万2,000円追加され、そのうち地方債が5億2,600万円です。この産業団地計画のコンセプトは、人が活躍し新たな価値を共創する持続可能な産業づくりとされております。グランメッセ熊本北側の整備するものとなっております。

そもそも必要な事業であれば、町として執り行っていく必要があるのは当然なことで理解しております。よって、産業団地計画そのものには賛成ですがしかし、今回の予算に対して反対理由を述べさせていただきます。

一つは、予算の歳出、支出の在り方。要するに税金の使い道がずさんであるということです。

二つ目は、事業の進め方、要するに執行部の果たすべき役割と責任が不明確であるという点です。

今回の上程議案第49号、益城町産業団地特別会計補正予算（第1号）中において、事業費の歳出欄には、1、産業団地整備事業の工事積算委託費520万円。2、工事監督支援業務委託料2,387万1,000円。3、信用調査業務委託料77万円とあります。

この事業委託の理由として、委員会において執行部からの説明では、本事業における全体の設計積算業務は完了している。今回の委託は、本来町の業務である。しかしながら、職員不足及び適切な発注のため、委託をする必要があるとの回答でした。

理由説明の意味、意図を熟慮いたしましたでしたが、到底納得が得られないということです。地震災害があったから豪雨災害があったからの説明を併せて行われましたが、地震発生から10年迎えます。いつまでその理由をおっしゃるのでしょうか。少なくとも人事を含め改善が必要であれば、早く改善を行うべきです。職員数は、近隣の菊陽町や大津町より、一、二割は多い現状にあります。執行部がやるべきこと、やらなければならないこと、しっかりと執り行っていくことは必要なことだと考えます。

具体的に申し上げます。

造成工事の積算業務委託費用520万円です。一般的に土木工事に至るプロセスは、まず、測量やボーリングの現地調査のための調査を行います。その後に、設計コンサルタントに設計図の作成を委託し、全体の図面数量を把握いたします。

その上で、提出された算出数量を基に、町執行部において積算し、工事費を算出した上で、工事の業者選定のための入札に進んでいくと考えております。そこまで終わった時点で、工事施工に進むというプロセスになるのですが、その後、管理及び検査も町執行部により執り行われるのが一般的なプロセスです。

今回、予算づけをされている積算業務委託ですが、これについては、全体の工事費の積算は既

に完了していると委員会の中でも執行部より説明を受けております。

今回、内容としては、種別区分し算出し直すのみとのこと。正直、何も難しくない。どれだけの手間が必要となると言うのでしょうか。職員不足を理由にできるものではないことを認識していただきたいと思います。

ここに来て、工事工種の区別割のような簡単な作業まで民間に委託外注しようとしていることに驚いております。もしかしたら、全体金額工事費用についても、町自ら積算していないのではないかと心配になるほどです。

今回の産業団地整備事業の造成工事における町が果たす役割、今後果たしていかなければならない役割はどうでしょうか。本来は、発注者しか知り得ない積算情報まで委託外注するというのは、自分たちが行う仕事の放棄、職務放棄につながり、税金の無駄遣い以外の何物でもありません。町の一大事業を川上から川下まで全て民間に委託、外注しているようなものです。これが1点目。

もっと重要なことは次の点になります。大きな事業になればなるほど、町の担当課が工事の検査や照査、いわゆるチェック機能を果たす必要があります。しかし、この事業において、全て民間に委託しているためその機能が発揮できないことが考えられます。

一つお尋ねをせねばならないのは、誰が最終的に検査を行うのでしょうか。今の状態であれば検査官がいない、いても検査として成立しないのではないかと。つまり、竣工できないのではないかと心配をしております。

最初に言いましたが、事業工事そのものには賛成しますが、しかし、その事業を行う上で、町としてのマネジメントはしっかりしたものにするべきであります。それができない。また、責任者不在の事業には賛成できないということです。

ぜひ町執行部におかれましては、行政運営に際し、改革目標に掲げた歳出抑制のとおり、予算の効率的な運用を行うとともに、事業計画から施工に至るプロセスについても、きちんと整理されたマネジメントを行っていただくよう切にお願いを申し上げるものです。

これが原案に反対する主な理由です。

議員の皆様の良識ある判断と御賛同をよろしく願いいたします。以上です。

○議長（榮 正敏君） 次に、議案第49号に賛成者の発言を許します。

16番荒牧議員。

○16番（荒牧昭博君） 皆さん、おはようございます。16番荒牧です。

議案第49号、令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第1号）についての賛成討論を行います。

まず、現在進められているグランメッセ北側の産業団地につきましては、企業誘致による復興を旗印に掲げる本町にとって大変重要な事業であります。TSMCの進出という本町を取り巻く企業誘致に関する状況の変化を鑑みると、造成完了を予定どおり行い、一刻も早く企業誘致を行う必要があります。

しかし、本町の技術職員の状況は、依然として復興工事を多く抱えるとともに、令和5年度豪

雨出水の復旧工事の対応も必要で、職員不足の状況であります。

今回の補正予算は、その造成を行うための予算で、産業団地の造成を予定どおり完成させるためには、発注準備の工事積算を特殊工法と一般土木に分け、計上しているものであります。

本年度に予定どおり造成工事を発注するために、積算の外注を行うことは必要な対応であると思います。外注による成果品を町技術職員がしっかり照査することで、適正かつ確実な造成が図られると考えられ、今回の委託は適正な予算計上と考えます。

このようなことから、議案第49号、令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第1号）につきましては、賛成するものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いします。以上で、賛成討論を終わります。

○議長（榮 正敏君） ほかに討論は。反対討論はありますか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで議案第48号から議案第51号までに対する討論を終わります。

次に、議案第52号「益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで議案第52号に対する討論を終わります。

次に、議案第53号「字の区域の変更について」から、議案第59号「町道の路線認定について」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで議案第53号から議案第59号までに対する討論を終わります。

これより、議案第48号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第59号「町道の路線認定について」までの12議案について採決します。

採決は電子採決によって行います。

まず、議案第48号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）」について、本案に対する委員長の報告は全て可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって議案第48号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号「令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第1号）」について、本案

に対する委員長の報告は、全て可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(榮 正敏君) 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第49号「令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算(第1号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号「令和7年度益城町下水道事業会計補正予算(第1号)」について、本案に対する委員長の報告は全て可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(榮 正敏君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第50号「令和7年度益城町下水道事業会計補正予算(第1号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号「令和7年度益城町水道事業会計補正予算(第1号)」について、本案に対する委員長の報告は全て可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(榮 正敏君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第51号「令和7年度益城町水道事業会計補正予算(第1号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号「益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の一部を改正する条例の制定について」本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(榮 正敏君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第52号「益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号「字の区域の変更について」本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(榮 正敏君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第53号「字の区域の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「物品の購入について」本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第54号「物品の購入について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号「物品の購入について」本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第55号「物品の購入について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号「工事請負契約の締結について」本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第56号「工事請負契約の締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号「工事請負契約の変更について」本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第57号「工事請負契約の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号「町道の路線廃止について」本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第58号「町道の路線廃止について」委員長報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第59号「町道の路線認定について」本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって議案第59号「町道の路線認定について」委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 益福第682号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（榮 正敏君） 日程第2、益福第682号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題とします。

本件につきましては、人権擁護委員法の規定に基づく町長からの諮問です。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 益福第682号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法により、自由人権思想に関する啓発及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また、人権侵犯事件につきその救済のため調査及び情報を収集し、総務大臣への報告、関係機関への勧告など、適切な処置を講ずること、その他人権擁護に努めることが主な職務となっております。

今回、前任者の任期満了に伴い、光永明弘さんの新任を提案するものです。

経歴につきましては、履歴書を添付しておりますので、御確認をください。国内のみならず、海外勤務経験も豊富で人権擁護委員として適任だと考えております。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 益福第682号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本件に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

益福第682号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、この諮問のとおり適任ということで答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(榮 正敏君) 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、適任ということで答申することに決定しました。

日程第3 議員派遣の件

○議長(榮 正敏君) 日程第3「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(榮 正敏君) 異議なしと認めます。

よって「議員派遣の件について」は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

日程第4 閉会中の継続調査の件

○議長(榮 正敏君) 日程第4「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定により、別紙、継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(榮 正敏君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

6月9日から本日まで9日間にわたりまして、御協力をいただきありがとうございました。

これで令和7年第2回益城町議会定例会を閉会します。

閉会午 前11時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年 月 日

益 城 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員